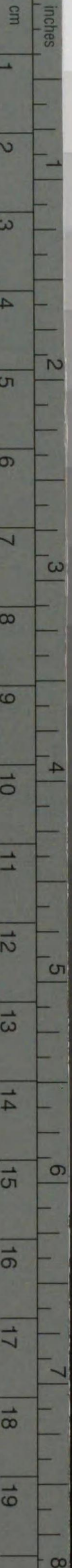


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch 1]	[Patch 2]	[Patch 3]	[Patch 4]	[Patch 5]	[Patch 6]	[Patch 7]	[Patch 8]	[Patch 9]

555  
36 6

〇 複写

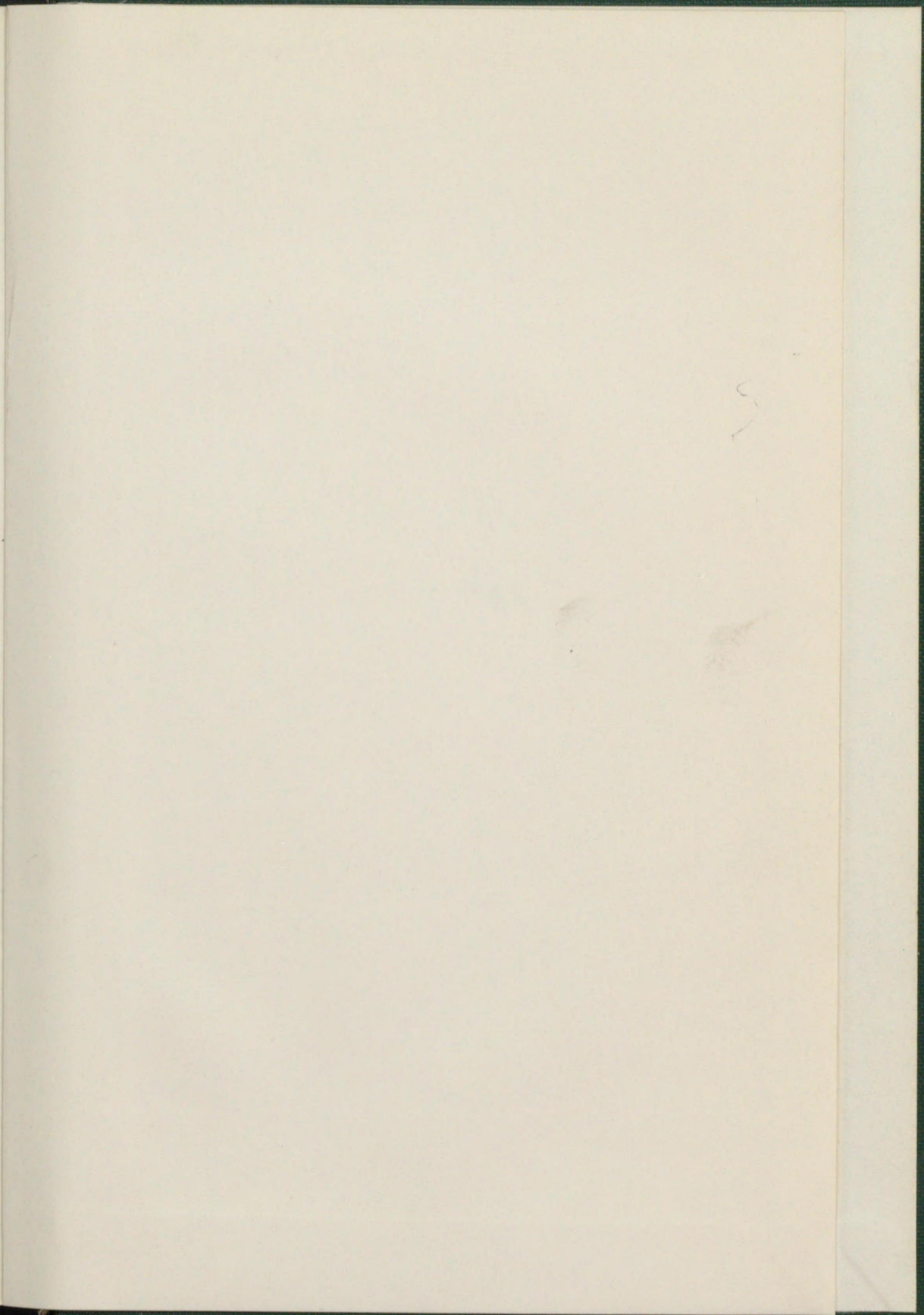
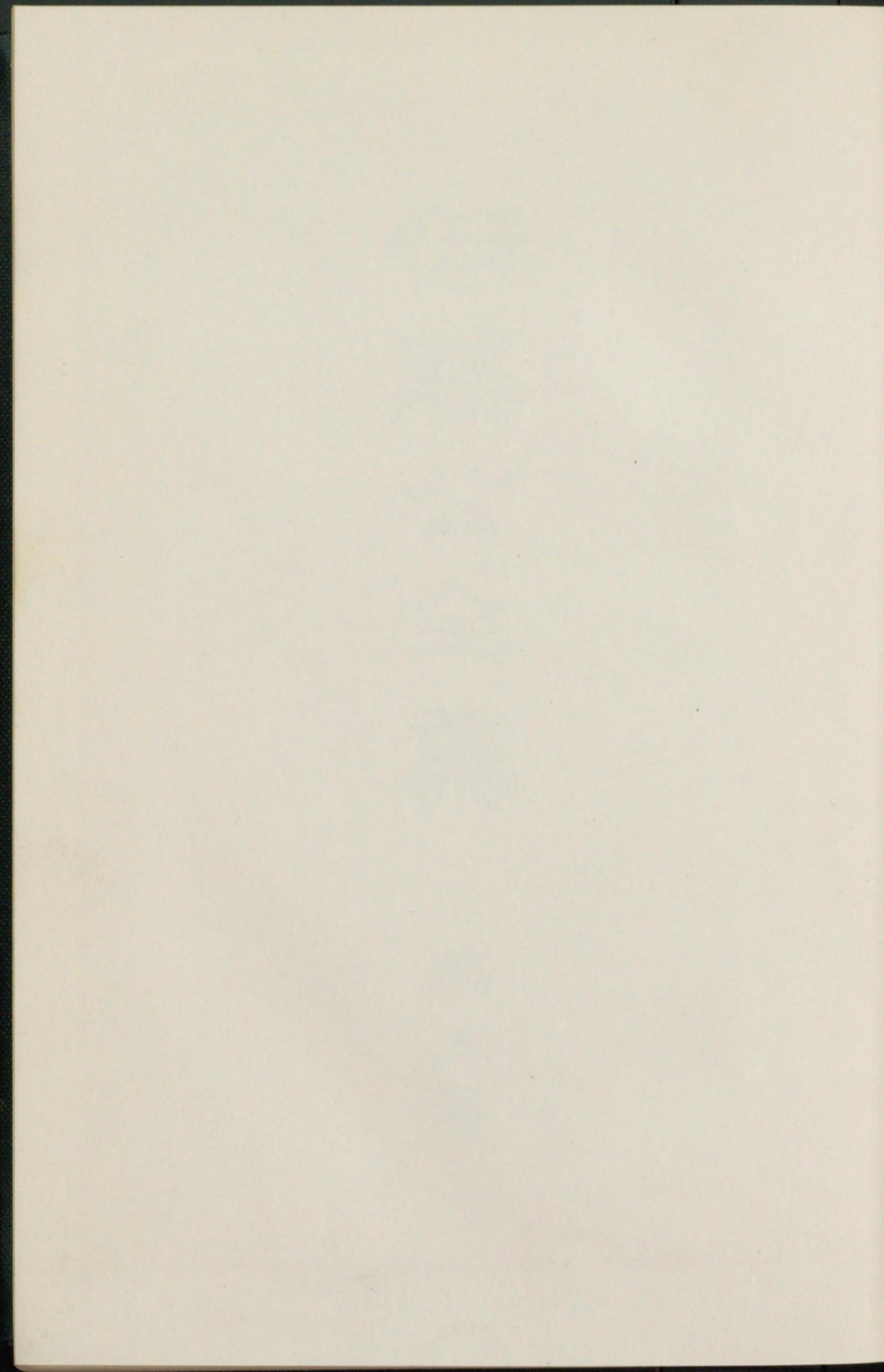
555-36□  
1200501510422



00

030







10 p 42



伊藤公全集

第三卷







公伊藤博文  
明治十四年十一月八日

統監時代の伊藤公



收 翠



業 基





忠貞奉君  
公正勞事



丁卯春  
白水題





敬祿春畝伊藤公

息誅中之語

伯壽田中光顯

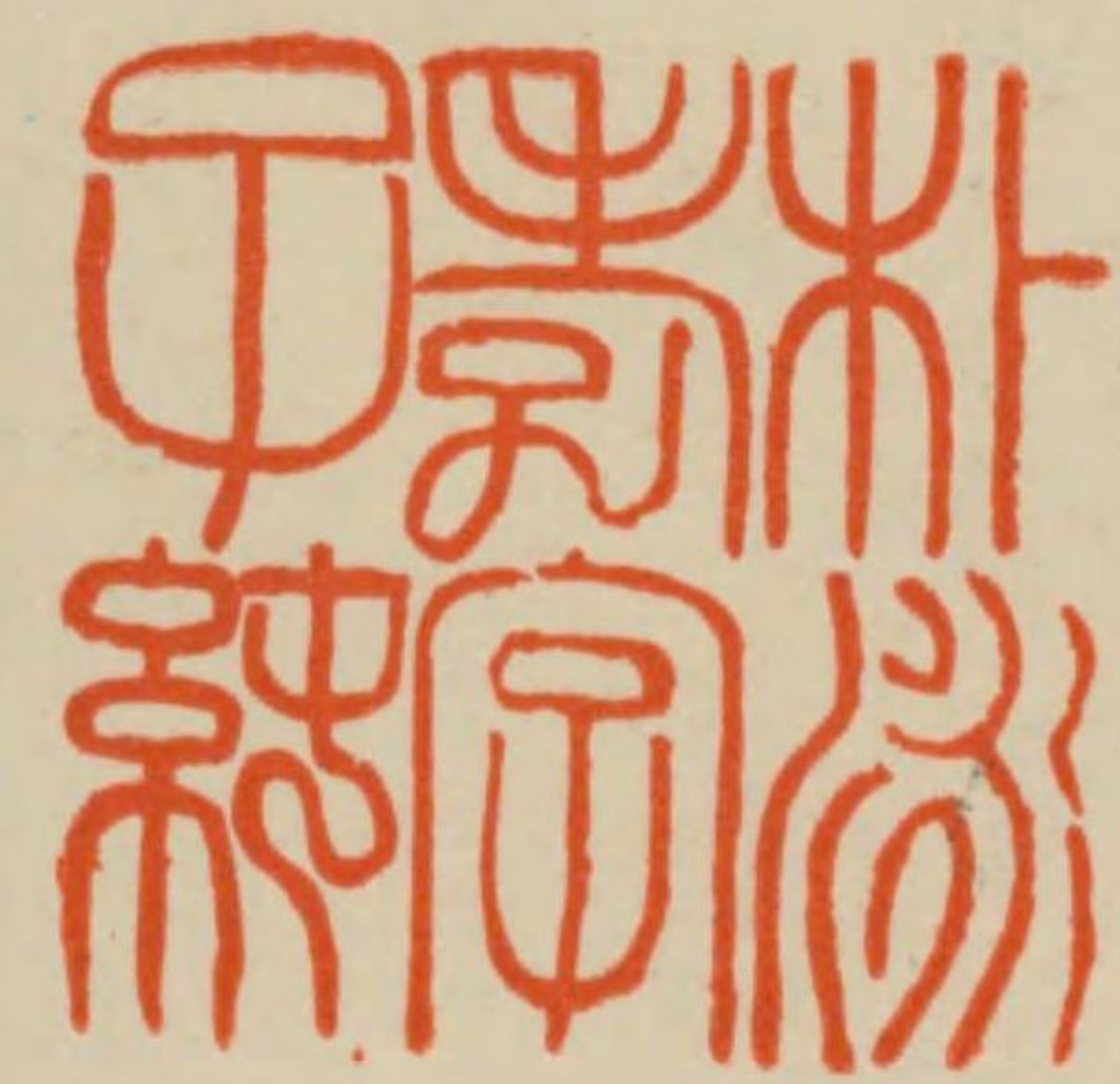


斐然



章  
成

朴永孝



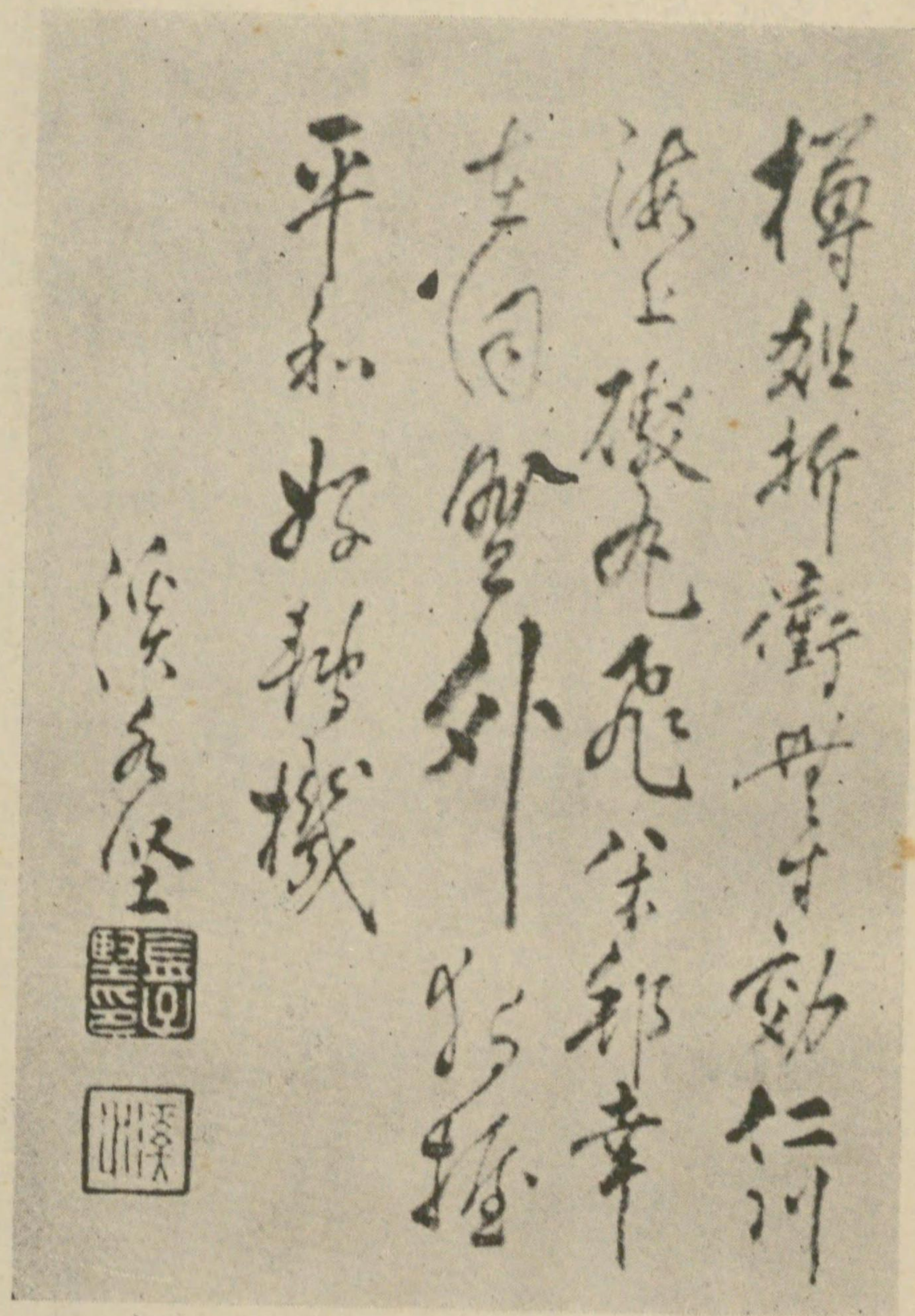
四十餘年身名錄化  
為醉夢瑤台仙人  
生何恨不如已與數  
憑地一物持

甲辰二月廿五日  
法家 跋 伊 若 公 叔 余 說 法 家 之 時 要  
熱 誠 頻 秘 乃 決 之 赴 全 國 協 會 公 示  
以此詩仍和于款實可也



口 韓國統監時代の伊藤公 (コロタイプ)  
繪 明治四十二年皇太子御渡韓に扈從せる伊藤公 (美術寫眞)

- |                |      |           |       |
|----------------|------|-----------|-------|
| 題              | 字    | 前朝鮮總督     | 子爵齋藤實 |
| 題              | 字    | 伯爵田中光顯    |       |
| 題              | 字    | 侯爵朴泳孝     |       |
| 題              | 字    | 子爵金子堅太郎   |       |
| 西郷隆盛の舉兵に關し     | (親書) | 内務卿大久保利通  |       |
| 伊藤工部卿に與ふる書     |      |           |       |
| 伊藤公の絶筆並に之に關する書 |      | 陸軍少將佐藤安之助 |       |





# 伊藤公全集第三卷目次

## 正傳

第一節 緒言……………一

第二節 生立……………三

第三節 宮田出役……………七

第四節 京都行と長崎行……………一〇

第五節 松陰の死と安藤要撃……………一三

第六節 長井雅樂要撃……………一八

第七節 來原の割腹……………二二

第八節 御殿山燒討事件……………二九

第九節 洋行……………三四

第十節 歸國……………三八

第十一節 修交使の通譯……………四四

第十二節 士分昇進……………四九

第十三節 外國事務掛より兵庫縣知事……………五一

第十四節 米國出張……………五九

第十五節 歐米派遣全權副使……………六〇

第十六節 參議工部卿……………六五

第十七節 大阪會議……………六九

第十八節 木戶板垣の確執……………七一

第十九節 地租輕減……………七五



第二十節 維新三傑の没落……………七七

第二十一節 政府の首脳となる……………七九

第二十二節 國會開設の大詔……………八二

第二十三節 憲法研究の洋行……………八三

第二十四節 朝鮮事件……………八〇

第二十五節 天津談判……………九三

第二十六節 内閣制度創立……………九五

第二十七節 憲法制定……………一〇〇

第二十八節 湘南悠遊……………一〇四

第二十九節 最初の貴族院議長……………一〇七

第三十節 第二次内閣總理大臣……………一一一

第三十一節 條約改正……………一二七

第三十二節 日清戰役……………一二八

第三十三節 第三次内閣總理大臣……………一三〇

第三十四節 東宮輔導顧問……………一三六

第三十五節 立憲政友會組織……………一四〇

第三十六節 第四次内閣總理大臣……………一四三

第三十七節 歐米漫遊……………一五五

第三十八節 四度樞密院議長となる……………一六〇

第三十九節 日露開戰……………一六四

第四十節 日露講和……………一六九

第四十一節 最初の韓國統監……………一七三



第四十二節 海牙密使事件……………一七七

第四十三節 内政監督協約……………一八一

第四十四節 太子太師となる……………一八五

第四十五節 諸制度の改正及新設……………一八七

第四十六節 韓國南北巡狩……………一九一

第四十七節 日韓合併問題……………一九五

第四十八節 統監辭任……………二〇一

第四十九節 樞密院議長轉任……………二〇一

第五十節 韓國告別……………二〇三

第五十一節 滿洲行……………二〇八

第五十二節 官歴……………二二二

第五十三節 遭難公報及弔詞……………二二二

直話

三條實美……………一

岩倉具視……………六

木戸孝允……………一四

大久保利通……………三〇

島津久光……………四一

島津齊彬……………四一

吉田松陰、長井雅樂……………四三

水戸學……………四五



藤田東湖……………四五

高杉東行……………四六

大村益次郎……………四六

佐久間象山……………四八

西郷南洲……………四八

サー・ハーラー・パークス……………四九

弘法大師……………五〇

狩野芳崖と橋本雅邦……………五五

内田萬之助屠腹の顛末……………五七

大橋順藏に關する件……………六一

彦根藩偵察事情……………六三

長井雅樂暗殺計畫……………六五

長井暗殺と薩摩人……………七〇

薩長聯合の沿革……………七三

來原良藏割腹の事情……………七六

文久三年春水戸浪士を京都へ連れ行きし顛末……………八一

初度の洋行より歸つて馬關事件斡旋の顛末……………八三

初度洋行當時の在外邦人に就ての話……………一二二

京都變動の頃長藩政府内の黨派に就て……………一二三

麻田公輔の位置……………一二六

久坂高杉中村等の關係及京都で將軍暗殺の企圖……………一三〇

木戸の雲隠れと出現……………一三三



薩長聯合の端緒……………一三四

外国人聘用の企圖……………一三六

開國の薩論と外交着手……………一三八

江戸城處分に反對……………一三九

兵庫論の故に好物の名を得……………一四〇

外人の兵庫占領……………一四二

英國公使の書翰を一時抑留……………一四五

乙丑丸購入と近藤昶一郎……………一四六

廢藩置縣の決定……………一四七

太西洋心に浮んで故國を談ず……………一五二

彦島懷舊……………一五四

英傑英傑を知る……………一五五

友愛の至情説く者聽く者皆泣く……………一五七

天日を地下の舊友に仰がしむ……………一六一

平沼專藏と金澤文庫……………一六二

公とプリンクラーとの最後の會話……………一六三

公とラッド博士との最初の會話……………一六四

社會主義に關する所見……………一六五

改名の事情……………一六七

自愛は程度問題……………一六八

萬死平生の志……………一六九

記憶自慢……………一七〇



御殿山焼打事件……………一七一

語塞がり背汗淋漓……………一七六

憲法立案の経過と其理論との概説……………一七九

逸話

十五歳にして大志あり……………一

變名又改名……………一

恩師來原良藏……………二

日本政記の感化……………一三

教育を重視す……………一六

外山文部大臣……………一九

教 育 觀……………二〇

大 廟 參 拜……………二三

守 本 尊……………二五

笑つて客を走らす……………二六

嚴島と伊藤公……………二七

憲法制定會議に就いて……………二九

虚心坦懐人言を容る……………三七

徳禽獸に及ぶ……………四二

人 才 愛 護……………四三

英雄相許す……………四六

何れが饒舌家ぞ……………四六



伊藤公と僕……………四七

日露戦後當時の伊藤公……………五二

馬車馬入用……………五八

倡婦の歌舞……………五九

天成の詩人……………六〇

君臣水魚の交……………六二

伊藤公の和服を咎め給ふ……………六五

皇室の寵眷……………六六

貯蓄を思はない……………六八

伊藤公と山縣公……………六八

伊藤公滿洲行事情……………七一

初めて伊藤公に仕ふ……………八九

先輩崇敬……………九六

五賢堂……………九七

帝室會計制度と公……………一〇一

愛刀家としての伊藤公……………一〇二

伊藤公と犬養毅氏……………一〇九

鐵嶺丸船上の述懐……………一一一

伊藤公の體格……………一二二

立憲的政治家……………一二七

造化の寵兒……………一三〇

余は初め公を嫌ひ後心服せり……………一三三



伊藤公の競争者……………一三九

建設的政治家……………一四七

君の兄貴は謀叛したではないか……………一五三

眺むる人の心にぞ澄む……………一五七

伊藤公の性格……………一五九

神巧的悲劇……………一六四

傑出せる人格……………一六八

帝國主義の殉教者……………一七〇

時代精神の代表者……………一七三

知音十五年……………一七九

詩人としての公爵……………一八七

伊藤公について……………二〇一

組織的大政治家……………二〇五

正義公平なる大政治家……………二一四

公を崇拜する理由……………二一八

文明的忠臣の模範……………二二二

維新前後の伊藤公……………二二四

伊藤公の學問才力……………二二八

伊藤公と他の元老……………二三〇

人言を容るゝ君子……………二三七

品性の高潔なる偉人……………二四一

東洋平和の爲めに惜む……………二四三



稱讚すべき美點……………二四七

節を屈して英學を修む……………二五一

非凡の卓見……………二五七

憂國の至誠……………二五九

明治功臣の首位……………二六六

政治家としての伊藤公……………二六八

伊藤公と金と女……………二七一

伊藤公と新喜樂女將……………二七四

伊藤公と東拓……………二七六

公平倒れとの評……………二七九

伊藤公の涙……………二八〇

公の癖……………二八二

板垣伯と公……………二八四

王妃と内親王との複本位……………二八五

公の英語自慢……………二八八

臨終の光景……………二九二

凶變の前兆……………二九四

熱狂の徒の餌となり……………二九五

大連に於ける公の遺骸と韓國勅使……………二九六

公の遭難實況の寫眞……………二九七

公と華族制度……………三〇一

最終の樞密院會議……………三〇二



藤山二公の比較月旦……………三〇三

不適なる仲人……………三〇四

虚空藏菩薩の立像……………三〇五

後に恐縮した落書……………三〇七

お前は鐵心石だ……………三〇九

精力主義の權化としての公……………三一一

濃やかなる思遣り……………三二四

盍ぞ吾を狙撃せざる……………三二四

李藤兩雄の論争……………三二六

李藤兩雄の應對……………三二八

基は初段に六目位……………三三〇

公の詩的情的半面……………三三三

公の洋服……………三四〇

日本食を好む……………三四一

公と直接間接に關係ありし主要人物と公との年齢の比較……………三四三

### 隨筆

題自像……………一

豈無成竹……………一

雲飛……………一

國家……………一

宇宙……………一



# 正傳

## 目次

一一一

題日本政記	二
處世誠	三
丹心一片	三
示韓國碩儒	三
人權政權の區別	四
豊臣秀吉	五
菅原道真	五
槐南と錦山	五
書簡の効用	六
浴衣かけの吾	六
自愛説	七



# 伊藤公正傳

## 第一節 緒言

英雄崇拜は、善きにせよ惡きにせよ、古今に亘り東西に通ずる人情である。英雄にも楯の如く明暗の両面がある。その色を好み酒を好む所などは真似てはならぬが、その長所美點や凡人に卓越せる豪氣高風は後世萬人の宜しく欽仰し私淑すべき師表であり模範である。世界に英雄は數知れぬほどあるが、現代の日本に於て當さに崇拜すべき英雄は、從一位大勳位公爵伊藤博文その人であらう。

世人はよく公を太閤秀吉に比するが、それは唯だ卑賤より起り自力を以て位人臣を極めたといふ一點に於て相似たるものがあるに過ぎない。秀吉は謀略を以て天下を一統したのみで、無名の師を國外に起して人命國帑を徒費したが、公は正義を以て始終し、たゞ國家自衛の必要に迫まれて日清日露の役を起したのみだ。いま文明世界の那邊に出しても少しも引けを取らぬ一人物で



ある。例へばその縦横の手腕を振つて興國の雄圖を成就せし點に於て獨のビスマルクに優つてゐる。ビスマルクは鐵血政策を以て獨逸帝國の勃興に力を盡したのみで、ウイルヘルム二世の専制主義を諫止する能はずして後年に王家没落の禍を貽したが、公は文明主義を以て内外に對し、王政復古の大業を實現したのみか、萬世不磨の大典を起案し以て皇室を泰山の安きに置いた。又その四たび總理大臣となつて經國濟民の功績を擧げた點に於いて英のグラッドストーンにも劣らない。併し具翁は六十歳にして始めて首相となつたが、公は四十五歳で初度の首相となり、具翁が最後の首相となつた時は、八十四歳の高齡であつたが、公は六十歳で第四次内閣を組織し、後に韓國統監ともなつた。それに具翁が守成時代に首相たりしに引換へ、公は最も困難な創業時代の經營に當つたのである。加ふるに東洋に生れた公は、詩を賦し文を屬するに於て文天祥を凌ぎ筆力の雄渾なるに於て米元章を壓する概がある。更に一步を進めてその人格を窺へば、君に奉ずる忠節と、國を憂ふる丹誠と、父母に事ふる孝行と、妻子を思ふ温情と、友を愛する厚誼と、敵を惡まざる寬量とを一身に兼備併有するに於て、天下廣しと雖も、他に絶えて匹儔を見ない。その波瀾重疊たる光彩陸離たる偉勳赫灼たる一生を、僅か數百頁の内に抱容することは、難業中の最大難業である。たゞ此の小傳に於て公の立身出世と其の國家に致せし事業との概要だけを髣髴せんとする微意を以て、覺束なくも筆を運ぶのである。

## 第一節 生 立

公は天保十二年九月二日を以て周防國熊毛郡東荷村に生れた。父は林十藏、母は秋山氏名を琴子と云つた。林氏の遠祖は越智氏後ち河野と稱し、伊豫の名族であつたが、折しも暴威を逞ふせし土佐の長曾我部の爲めにその領地を奪はれたので、中國に放浪し終に周防に至つて、安八郡林の莊に住むこととなり、姓を林と改めた。林家の祖を淡路守通起と云ひ、天正年間に、舊家族河野氏救援の爲め伊豫に赴いたが、事志と違ひ、再び周防に逃れたるに及び、熊毛郡東荷村外數箇村の目代となつた。此の淡路守通起の第三子通重より八世の後裔を林信吉と云ひ後ち十藏と改めた。即ち公の父である。

十藏は畔頭（庄屋の下役）を勤めてゐたが、天資豪放、交際振も派手であつたので、其の保管に係る米租を費消し、其の辨濟に窮した結果、郷里にも住み兼ねて、弘化三年、公六歳の時、妻琴子と公とを里方秋山家に託し、飄然萩に出で、自己の運命を開拓せんとし、米搗き薪採り若黨奉公などの賤業をも厭はずに勤めたが、終に藏元附仲間水井家の中嗣養子（嗣子武右衛門幼少な



る爲め其の生長まで嗣子たる名儀を冒したるもの、伊藤武兵衛に見込まれて、代役を勤めるやうになり、一時水井十藏と稱した。是に於て妻子を養ふ餘裕もできたので、十藏は公と琴子とを郷里より呼び迎へることにした。

公は初名利助と云ひ、生れながらにして伶俐であつたが、頗る短氣で、一寸でも氣に入らぬことがあれば忽ち大聲を揚げて泣き出して子守女を手古摺らせた。しかし機嫌が直ればすぐに笑ひ出して、いつまでもむづかるやうなことはなかつた。父十藏が萩に出て行つた時に、公は六歳になつたので、村の寺小屋師匠三隅勘三郎といふに就いて句讀を受けたが、穎悟強記群童に超越したのみか、以前の疳癩持の泣蟲は茲に一轉して餓鬼大將となつた。偶々惡戯が露現して人に叱られる時に、他童は悉く我れ先きに逃げ出すのに、公は獨り従容としてあとに留まり、

『いたづらをしてはいかんと思つたが、みんながやれ〜といふから、おれも一緒にやつてやつたのだ。お正規を受けるなら、おれが獨りで受ける』

といひつゝ、處罰を少しも恐れなかつた。人々いつもその沈着な態度に感服したといふ。後年公が衷心から反對する事柄でも、多數の賛同する所となれば、翻つて己を屈して之に加擔し、その責任を避けなかつたのは、既に此時分から養ひ來つた氣節であつた。

公が母と共に萩に移つたのは、嘉永二年九歳の時であつた。その時萩の法光院に居つた住職惠運といふ人は、母の伯父であつたので、公は一時此の惠運に就いて讀書習字に勉めたが、それより轉々して諸家の從僕に雇はれることになり、早くも家庭外に於ける世路の艱苦を嘗める身となつた。福原といふ家に雇はれてゐる時分に、父十藏は公の動靜を蔭ながら窺はんとて、一夜窺かに福原家に行きその様子を見ると、家内に人なく、公獨り玄關傍の一室に茫然として兀坐してゐた。公は不圖父の顔を見ると、懐かしさ悲しさ胸に迫り、思はず聲を出して泣き出した。十藏佛然容を正し『汝今主家の留守を預かる大役を控えながら、その女々しさは何事ぞ』と一喝したのみで、温言を交へずして直ちに袂を拂つて立去つた。此の父も亦凡人ではなかつた。

又公が井原家に奉公してゐた時に、主人他家に行きて用談中雨が降り出したので、足駄と傘を借りて返つた。その翌日公に命じて先方にそれを返へさせた。公は用を濟してからの歸りがけ、雪俄に降り出して寒さ耐へ難いので、暫く暖を取らんとて、我が家に立寄つた。此の時母獨り家に居つたが、公の使に出た歸るさ火にあたらんとて一寸立寄つたといふのを聞くと、未だ主命を果さざる中に、寒氣に恐れて我家に歸るとは何事ぞと内にも入れず追ひ出した。その時公歳僅かに十二、その唇は紫色に變じ四肢は凍えて震へつゝあり。涙を飲んでその子を戒めし母の心は如



何ばかりなりしぞ。父十藏といひ母琴子といひ、その旺盛なる責任觀は親子の至情を滅却し去つたのである。嗚呼此の親にして此の子あり。

已にして十藏が從來代役を勤めてゐた水井家の中嗣養子武兵衛は、嗣子武右衛門が成長したので、それに水井家を渡し、自分は別に十河仁兵衛の仲間株を買つて本姓の伊藤家を立て名を直右衛門と改めた。直右衛門は、男女三人の子があつたが、皆な死んでしまつて、後嗣がなかつたので、代役の十藏を妻子ぐるみ養子に貰うことにした。素性の知れぬ他郷の者で而かも一家を成してゐる者を引入れるのはどうかとて、親類中に大分反對もあつたが、直右衛門は十藏夫婦が實直なのみならず、その一子利助が竝々ならぬ器量人だから心配に及ばずと、それを斷行したといふことである。それが安政元年、公十四歳の時であつた。

公の一家が伊藤家に移つてからは、家計も餘程樂になつたと見え、公は吉田松陰の松下村塾の前身たる、久保五郎左衛門の家塾に通つて勉強することができた。公は一を聞いて二を知るといふ天稟の才を持つてゐた。それに幼少より筆硯を好みその鍊達に於て早くから一頭地を抜いてゐた。久保塾に入つてから間もなく番頭の一人となつた。番頭とは筆頭以下五人の席次に達する者を云ふので助教の意味である。

### 第三節 宮田 出 役

公は伊藤家に移つた翌年、十五歳で元服し名を利助から俊輔に改めた。それから一年の後、即ち安政三年、公十六歳の時、藩の拔擢を受け相州出役を命じられた。これが公が公生涯に入る始めにして立身出世の端緒であつた。之より先き、嘉永六年、米國使節ペリー浦賀に來り開港通商を迫つたので、幕府の狼狽一方ならず、一年の延期を求めて一先づペリーを返へしたものの、是れより俄かに國防の事に力を盡すことになつた。長州藩は其の翌年安政元年を以て相州警衛の命を受け、相州三浦郡に總奉行を置き、宮田に本營を設けた。公が萩から宮田に行くことになつたのは、それから三年目であつた。宮田には、來原良藏が支頭を勤めてゐたので、公はその手附きとなつた。それが偶然にも公を玉成する動機であつた。來原は文武兩道の達人で、公に見る所あり、毎朝四時頃に熟睡せる公を叩き起し、蠟燭の光で詩經や書經を教へた。

公が出役の翌年、安政四年四月七日附で父十藏に寄せた書翰は、當時の消息をよく物語つてゐる。

私儀茂此節は御支頭來原良藏様書物教吳候様御思召、此節別而精出し申候。左様に御承知可被



遣候。猶又三好次郎右衛門殿御作事方小使出勤相成候處、此間御作事方役田坂清右衛門と口論仕候而、被差替候様子に而御座候。(中略)猶又着物之やぶれ候に込入申候。此節はまめ足才に而、大飯食、大きに込入申候。はいさまには御地にて何ぞ珍ら敷もの御座候はゞ、御ため置可被遣様奉願上候。(後略)

その學問の出精振りを取り立て、吹聴し、着物のやぶれに困却する境遇を訴へ、大食を披露して健全を諷示するなど、其親に對する至情が紙面に溢れてゐる。此の時分の出役は、公に取つて勤務といふよりもむしろ學問修業であつた。

相州出役は一年交代であつたので、公は安政四年の九月に萩に歸つた。その別れに臨んで來原は公に添書を與へて吉田松陰に紹介し松下村塾に學ぶことを勧めた。之より先に松陰は、自ら海外に渡航して、外國の事情を探らんと志を起し、安政元年三月、折しも下田に碇泊してゐた米艦に投じて洋行を企てたが、彼れの拒む所となりて果さず、終に藩に拘禁されることになつたが安政三年七月に至り、塾居中と雖も、學業教授を許すとの特典を受くることになつた。公は歸藩後直ちに贊を取つてその門に入つた。當時松下村塾は松本鼎が牛耳を執り盛んに切磋琢磨の功を積んでゐた。その狀況は公が入學の翌年、安政五年一月、相州在勤の河原友之進に送つた書翰の中に、

爰許當時文學盛にて、一人も讀書不致者無之、松本は至て盛にて松下村塾と號する一塾を相建晝夜讀書仕候、貴兄にも何卒讀書御學被成候様奉存候。

とあり、又公が後年僚友と共に藩の旨を銜んで京都に赴くことになつた時に、松陰が先發の久阪玄瑞に宛て、後進諸生の人物を紹介した中にも、

提山坊主(松本鼎)大に進む。利助(公)も亦進む。なか／＼周旋家になりさうな

とあるを見ても明かである。公の書中に松下村塾を松本の建てた如く記したのは、同塾が久保の家塾から轉化し來つたもので、松本が名儀人となつてゐたからである。

松下村塾の學風は讀書以外に氣節を尊ぶことになつてゐた。公の在學當時より三年の後即ち文久元年一燈錢申合書といふものが出來たがその趣意書中に、

有志の牢獄に繋かれ、又飢渴に迫候ものも相助度、義士烈婦の碑を建て、墓を築く等までも手を伸ばし、力を盡し度候得共同社中有餘の金も有之間敷事に候得者、何れ此方の至誠をのみ貫き度事に候、左れば毎月寫本なりともして纔かの貯致置度云々

とあるを見るも畧ぼその一斑を窺ひ得らるゝのである。公は此時既に江戸に在つたが、此の規約



には、在江戸の同志として高杉晋作、桂小五郎等と共に公も記名してゐる。

#### 第四節 京都行と長崎行

公は安政五年六月、同門の儕輩山縣小介(有朋)外五名と共に、藩命を以て京都に行くことになつた。當時尊王攘夷の議漸く盛んとなり、幕府は動もすれば鼎の輕重を問はれんとする形勢となつたので、松陰は、幽閉の身ながら頻りに風雲を觀望し、曩に門生高杉晋作、久阪玄端等を京阪及び江戸に縦つて形勢を探らせてゐたが、是に至つて、長藩も公等を京都に遣はして、朝廷と幕府との機微を窺はせることにした。前に記した松陰が久阪に宛て、公等を推稱した書翰は此時に書いたものである。時に公歳十八。十八歳にして國事に奔走するとは今人の想ひ及びぬ所であらう。

公の京都に至るや、梁川星巖、梅田雲濱、頼三樹三郎などの勤王諸豪に面會して大體の事情を聞き、同年十月の始めに萩に歸つて復命した。

歸ると間もなく、今度は浦賀出役以來恩顧を受けてゐた來原良藏に従うて、長崎に行くことになつた。當時長崎で、和蘭人が洋式兵法を傳授してゐたので、幕府を首め諸藩が傳習生を出した。長藩でもかねて洋式銃陣の必要を主張してゐた來原を派することとなり、公は之に隨行したのである。その後公は使命を帯びて兩三回も長崎と萩との間を往來した。公は此時雷信管の製造方を覺えたと、自ら語つたことがある。公の出發に際し、吉田松陰は公を肥後の轟武兵衛に紹介して、

此生稱伊藤利輔者、胥徒末役、反好從吾徒遊、才劣學穉、質直無華、僕頗愛之、向因事上京、數月而歸、此行從良藏往崎、枉道出貴藩、幸辱一晤、兼有所教焉、囑々。

と言つてゐる。公は此時既に鬱然なる一種の材幹を成してゐたと見える。松陰は公に許すに、好んで吾が徒に従うて遊ぶの一事を以てし、更に才劣學穉と卑下し、質直華なし、僕頗る之を愛すとして推重の意を示してゐる。

その後諸藩の洋式兵法傳習が沙汰止みとなつたので、安政六年の六月に公も來原に従つて長崎から萩に歸つた。その時より僅か一月以前に、松陰は江戸に檻送された。之は開國主義を實行する爲めに天下の處士を壓迫した幕府の老中間部下總守詮勝を、松下村塾の同志が京都に於て要撃せんとせし陰謀が露はれて、松陰は安政五年十一月末に一時萩の野山獄に繋がれてゐたが、幕府の命令に依り、翌安政六年五月に江戸に護送されることになつたのである。



此の時恰かも桂小五郎（木戸孝允）が松陰と入れ違ひに江戸から萩へ歸つてゐたが、間もなく再び江戸に行くことになつてゐた。そこで、來原は桂に公の材能を説き、從者として江戸に伴はんことを勧めた。かくて公は安政六年十月十一日桂と共に江戸に上り櫻田の藩邸に住居することになった。

### 第五節 松陰の死と安藤要撃

公が江戸に着いてから僅か二旬を出でない十月廿七日に、恩師吉田松陰は千秋の恨を飲んで小塚原に於ける刑場の露と消えた。門生の飯田正伯、尾寺新之丞が幕吏に手を廻して松陰の遺骸を貫ひ受けることになり、其の旨を桂に告げたので、桂は早速公を伴ひ右兩人と共に小塚原の回向院に馳け付け、四斗樽に詰められた松陰の死骸を受け取つた。蓋を取つて見ると、首胴處を異にし、髪は亂れて面を掩ひ、身體は丸裸で寸布をも止めず、生々しい血液は斑々としてあたりを散點し、目も當てられぬ有様に、四人は悲憤の涙に咽びつゝ、先づ髪を結び顔を洗ひ體を淨め飯田は黒羽二重の下着を桂は襦袢を脱して體に着せ、公は帶を解いてそれを結び、その上に首を載せて回向院内の橋本左内の墓の左方に葬り、その上に巨石を据へ、二十一回猛士之墓といふ墓標を建てた。

てた。

その後ち暫くの間、公は櫻田の藩邸内に設けてあつた有備館といふ文武修業場に於て専ら力を讀書と習字に傾けることができた。公の學識と筆力とは一段の進境を見たに違ひない。

桂と公とが江戸の藩邸に到着した翌年の萬延元年四月に、有備館塾長來原良藏が歸藩することになったので、桂が代つて塾長になった。桂は幕府が松陰を始め天下の志士を迫害して横暴を逞うするを憤慨し、奸物を除き賢者を薦めて幕府の改造を圖らうと考へた。水戸の浪士が閻老井伊掃部頭を櫻田門外に斬殺したのは此の歳の三月三日であつた。此の快舉は、洋夷の跳梁と幕府の軟弱とを憤慨してゐた志士の血を躍らした。長藩の家老毛利筑前の家來の多賀屋勇といふ慷慨家の如きは、その翌年の文久元年に藩を脱して江戸に赴き同志の間を奔走してゐたが、攘夷斷行の爲めに輪王寺宮を奉じ筑波山に楯籠らうといふ計畫を立て、その歳の十一月八日に決死の勇士十餘をかたらつて大橋順藏の家に會合して謀議を凝らした。その仲間に長藩の家老益田彈正の家來荻野隼太といふ者があつたが、公は此の荻野と懇意であつたし、大橋順藏が尊王攘夷主義の儒者で、向島の小梅に塾を開いてゐたので、公は時々その講義を聴きに入りしてゐた關係から、或日荻野は公に向つて、筑波山旗揚の計畫を打ち明け、貴公もその仲間に加はつてはどうかと勧め



た。公はそれはおもしろい仲間にはいらうとて、相携へて大橋の宅へ出かけることにした。その途中で、此の密謀が幕府に洩れて大橋は捕縛されたと聞いたので、それなり公は歸邸してしまつたので、此の事件には連坐せずに済んだが、萩野は長州に護送され、大橋は北町奉行所に拘禁された。公が安藤要撃事件の嫌疑者として同じ奉行所に呼出された時に、遠くではあつたが、大橋の顔を見たと公自ら語つたことがある。

桂は直接に此事件に關係してゐなかつたが、蔭ながらその成功を祈つてゐたに違ひない。公がその仲間にはいらうとしたのも内々桂の諒解を得たからである。而して萩野大橋等の捕縛は志士に化け込んでゐた幕府の隱密宇野東櫻の密告に依つたので、桂はます／＼幕府改造の必要を感じた際、當時攘夷論の最も盛んであつた水戸藩の有志と、結託するが得策であると考へた。幸ひ折しも航海練習の爲、スクーネル型帆船丙辰丸に乗込んで長州の萩から品川灣に乗込んだ同志松島剛藏の知友肥後の人草場又三が水戸の志士西丸帶刀、岩間金平など、懇意であるといふので、草場の手引で此等の人々と初めは下谷の鳥八十といふ料理屋で、後には祕密を保つ爲めに丙辰丸の船内で會合し、胸襟を開いて國事を談じた。その結果、水戸方は死士を放つて奸物を掃蕩する破壊事業を引受け、長州方は賢者を進めて幕府を改造するといふ建設的事業に當ることに話が纏

つた。そこで第一着に目星を着けたのは、當時内外の政務を専掌してゐた閣老安藤對馬守であつた。桂西丸等は彼れを斃す死士を選ぶ段取りに移つた。こゝに水戸の浪士で細谷忠齋と變名してゐた慷慨家があつた。本名を平山兵助と云ひ、彼の僻邪小言の著者として有名であつた訥庵大橋順藏の家に、以前から出入して時事を痛論してゐた。桂も公も大橋と知り合ひであつたところから、自然に此の男に目をかけることになつた。

公の直話に、近頃平山が窮してゐるから金を遣つてくれとて、桂に頼まれたことがある。それで向島小梅の小倉庵といふ麥蕎屋で平山に會つて桂から預つた金を渡したが、その時平山は小倉庵の近所にゐた大橋の家から出て來たやうに覺えてゐるとある。大橋自身も安藤要撃事件で幕府に捕へられた。此の平山が西丸や桂の旨を銜んで安藤要撃の死士を募つたのである。安藤要撃はいよ／＼文久二年正月十五日に坂下門外で實行されることになり、平山兵助を始めとして小田彦四郎、黒澤五郎、高畑總次、(以上水戸の人)川本杜太郎(越後の人)河野顯三(下野の人)五人で安藤の登城を遂に要して襲撃した。ところが、その前々年の井伊掃部頭暗殺に懲りて、老中には腕利の劍士を警固者の中に加へることになつてゐたので、五人は此等の劍士に妨げられ、一度は安藤が駕籠から逃げんとする所に槍を付けて腰のあたりを少しばかり刺した丈で、所期の目



的を達することができなかつたのみならず、衆寡敵せず五人とも悉く討死してしまつた。

此の要撃に加はる筈であつたが時刻に遅れた爲め同志を殺して獨り免がれたので申譯がないから割腹するとして、わざ／＼桂を訪うて來た水戸の浪士河邊佐治衛門(變名内田萬之助)といふ者があつた。桂は酒肴を供して厚く持てなし、今死ぬる命を永へて後ちの大事の役に立つやう心懸けては如何と諭したが、河邊はなか／＼聞き入れぬ。少し書きたい事があるから席を避けられたいと頼むので、桂は何氣なくその席から出た時に、公が散策から還つて來た。そこで桂が此の話しを公にしてゐる中に、突然愉快々々といふ大聲が聞えた。公がすぐに行つて見ると、河邊が打伏しになつてゐる。公がそれを抱き起して見ると、見事に腹を切り咽喉を横に貫いて脇差の鏢元まで通つてゐた。事の次第を長藩から幕府に届出ると、平生水戸藩士と親しく交はつてゐたといふ廉で幕府の嫌疑が懸り、桂と公とは北町奉行黒川備中守の取調を受けることになつた。

藩邸ではその成行に就いて一方ならず憂慮したが、取り別け公の刎頸の友志道聞多(井上馨)は同藩士中幕府に最も氣受けの好かつた長井雅樂に斡旋を頼んで見ると、長井は兩人を獄に下さやうな事はさせないと受合つてくれたので、藩邸の人々も漸く安堵した。桂と公とが唯だ一應の取調を受けたばかりで赦免となつたのは全く長井のお蔭であつた。

長井は、此の時直目付を勤めてゐたが、熱心な開國論者であつて、早くから藩主に建白書を上り、日本の國是は古來より開國に在りて、王代に於ては外國人と交通するを例とせり、鎖國攘夷の如きは言ふべくして行ふべからざる空論のみ、今日の急務は宜しく朝廷と幕府と和合して、内治を鞏固にしたる後ち、門戸を開放し、遠畧進取の方針を執り、以て皇威を海外に宣揚するに在りと説いてゐた。藩主毛利慶親は此の長井の建議を衆議に附し、その當否を諮問したるに、今日の時世に處するの道は此の外にあるべからずといふに一致したので、藩主はやがて長井を京都及び江戸に遣つて朝廷幕府の間に斡旋せしめたのである。長井は此の時江戸にあつて久世大和守、安藤對馬守等に面會してその説を進めると、幕府の意見も長井と大同小異であつたので、幕府は長井を徳とすると共に長藩にも好意を表するやうになつた。此の時分までは長州の藩論は公武合體に傾いてゐたのである。

長井は、幕府の老中等に向ひ、内田萬之助なる者が桂を有備館に訪うて割腹したのも、單に桂の名聲を慕うてその死所を求めたに過ぎない、今日の時勢に於て暴舉を企つる者は幾人出るか知れない、その都度連累の嫌疑を以て一々檢舉して處刑を加へることになると、全國の志士を皆殺しにしなければならぬまい、それは幕府の爲めに宜しくない、むしろ桂の如き人物を利用して過激



な浪士などを鎮撫する方が得策であらうと説いたので、老中等も、如何にも尤もな次第であると合點した。その結果久世大和守殿御指圖といふ名儀で、

「云々の始末不埒に付屹度叱置」

といふ申渡で事済となつた。それが三月十八日の事であつた。

## 第六節 長井雅樂要撃

その翌月に、桂と公とは京都に行くことになつた。それはどういふ事情であつたか。此の時分に長州の藩論も大分變り出した。長井雅樂や來原良藏は開國主義で飽くまで公武合體で行くのが正道であると考へ、藩主父子もこの主張に従つてゐたが、高杉晋作や久阪玄瑞は極端な攘夷論で他藩殊に薩藩の有志と氣脈を通じて奔走してゐた。折りしも薩藩の島津和泉（後ち三郎と改む）が亡兄齊彬の遺命を受け、幕府の決斷を促がす爲め先づ勅命を仰がんとて京都に上つて來ることになつた。そこで各藩の攘夷論者中には之を機會に攘夷の旗揚をやらうといふ者が多くなつた。取り別け筑前の平野次郎、中山大納言の家人田中河内介等が諸藩を遊説し出したので、久阪玄瑞は、島津が先鋒となるといふのに長藩が後れを取つては面目がないから、大にやらなければならぬといふ意氣込みで、同志の寺島忠三郎、佐世八十郎、福原乙之進、山縣小介、品川彌二郎等と相議して、長藩を動かさうと奔走し始めた。そして、第一天下の形勢將さに急變せんとするに當り、藩主父子が共に江戸に滞在して居らるゝは宜しくないから、御二方の中御一人は國元に御還りになりたいといふ建議を藩の留守役に上つた結果、世子が歸藩せらるゝことになり、歸途天機を伺ふ爲めに京都に立寄らるゝことに極まつた。さうして世子元徳が、いよゝゝ江戸を發したのは四月十三日。同じ月の二十八日に京都に到着した。

之より先き公武合體論者の長井雅樂は、島津和泉が三月十六日に鹿兒島を發し四月上旬に京都に入る豫定であることを聞き、その牽制運動の爲めに、早くも三月十日江戸を發し十八日に京都に着し、公卿正親町三條、岩倉具視、大原重徳等の間に攘夷の無謀なるを説いて一旦返引した。

世子元徳が四月十三日を以て江戸を出發してから間もなく、桂は京都行を命ぜられ五月二日に出發したが、公も桂に隨行した。

京都に於ては、久阪一派の攘夷論者と長井一派の開國論者と衝突せざるを得なかつた。藩主慶親が桂等上京の翌月六月六日に江戸を出發して京都に上ることになつた時に、京都に於ける長井攻撃の聲が餘り高くなつたので、長井の職を免じ歸國を命ぜられた。その事情を知らなかつた久



阪玄瑞を始めとし、寺島忠三郎、堀真五郎、福原乙之進、野村和作と公と六人で、長井がゐるは攘夷の邪魔になるといふので、彼れを暗殺することに決した。公も桂の内諾といふよりも使喚を受けてその一味に加はつた。公の直話に依ると、かうである。

長井は君公の御供をして中仙道から來たが、君公が草津に泊られた時に、久阪等と共に草津に行つて尋ねて見たが、長井の宿所が判らない。問屋場へ行つて聞くと、長井様は守山に泊つてゐられるといふ。そこで守山へ行くと、長井の宿札が出てゐる。併し白晝斬り込む譯にも行かぬので、守山から三四里隔つた所の料理屋で晝飯を食ひ、此處で久阪始め斬奸状やうの遺書を認めながら、夜になつて再び守山に行つて見ると、長井は翌朝伏見まで出立するといふことを聞いたので、夜中斬込んで無益な人まで殺すにも及ぶまいから、むしろ彼れを伏見の先きの藤杜に要して斬らうといふことに決し、夜通しに草津に出で、それから瀬田の唐橋を渡つて石山に出で、宇治川を下つて伏見に出て錢屋で尋ねて見ると、長井様の御供と御駕籠は來たが、長井様御自身は外の道から行かれたさうだといふ。そこで一同長蛇を逸したことを落膽して京都に引返して五人は藩に自首状を出したが、公だけは餘り馬鹿々々しい事と思つて届けなかつた。その中藩論も變つたので別段御咎めがなかつた。

長井は久阪等の暗殺計畫を探知したので、豫定の道筋には空駕籠と供廻りの列をやり、自身は道を變へ、西江州から山城を経て播州に出て、それから歸國したのである。

### 第七節 來原の割腹

長州藩主慶親が入京した時分には、京都の形勢が大に變り出したので、慶親は一時去就に迷ひ病氣と稱して藩邸に引籠り、先づ桂小五郎、中村九郎等をして朝廷の様子を探らせたところ、嘉永六年ペリー渡來の時より、攘夷の叡慮は牢乎として動かぬから、從來の藩議たる開國方針を一變して攘夷方針に改めねばなるまいといふことを桂等が復命した。是に於て藩邸で君侯の御前で大評定が開かれることになつた。江戸にゐた者は大抵長井の開國説に賛同してゐた。殊に老臣山田宇右衛門の如きは、攘夷方針を執るとしても果して勝算があるか、今まで三百年の泰平に狂れ遊惰に流れて何の武備もない人々を以て攘夷を實行しようといふのは無謀の極だ、天下の禍亂を醸し黎民を塗炭に苦むるに過ぎまいと痛論した。併し他方に於ては、此の際攘夷で行かなければ國內が納まらない、殊に幕府が勅許を得ずして締結した下田條約は叡慮に背いたものであるから、之を破棄して外夷を退けるのが當然である、聖旨既に攘夷にある以上は成敗を度外に措いて大義



名分に従はねばならぬと主張する者が多かつたので、こゝに藩議はいよく開國より攘夷と急變することになつた。そこで藩主慶親は病氣平癒の旨を届出たので、七月十六日を以て勅命に依り學習院出仕を命ぜられ、尙ほ父子兩人の中一人は輦轂の下に在り、一人は關東に下向し、東西相應じて國事に盡瘁せよとの御沙汰があつた。是に於て世子元徳が江戸に下ることになり、八月三日を以て出發したが、對幕折衝が重要であるといふので、桂小五郎が世子に隨從することになり公も桂に附いて江戸に来ることになつた。世子の江戸に下られる以前に、島津三郎は勅使大原三位を援けて、江戸に入つたが、世子の受けた勅命も、矢張り幕府に攘夷の斷行を促がすことであつた。

かくの如く藩論が開國から攘夷に急轉した結果、開國論者であつた長井雅樂は、藩主の補翼を誤つたといふ廉で、閉門の後ち終に割腹仰せ付けられた。此の時江戸をつた來原良藏は、長井の甥であるのみならず、安政以來相州に出役したり、長崎に行つて洋式兵法を傳習したり、外人とも接觸してゐたので、早くから攘夷の無謀を覺り、長井と共に開國論の主唱者であつた。然るに藩議急變して攘夷に決し、而かも開國論者で自分の伯父に當る長井が割腹といふ嚴罰を蒙つたのであるから、來原は頗るその立場に窮した。來原は内心不平を懷いたものゝ、君公既に攘夷に

決せられしとあるからには、それを實行する爲めに一命を捧げやうと覺悟した。實は攘夷よりも寧ろ憤死の方が彼れの目的であつた。そこで自ら五六人の同志を誘つて、横濱の外國館を焼拂つて其場で討死する積りであつた。來原の友人で樽崎彌八郎といふ者があつた。來原が此の人に横濱焼討の仲間入りを勧めたが、賛成しなかつた。樽崎はやがて藩邸に行つて來原が品川で勢揃ひをして横濱に乗込む計畫であることを告げたので、世子は大に驚き人を出して來原を引留め、尙ほ彼れを引見して、血氣に逸つて輕擧に出づるが如きことなきやう懇諭し、若し何か言ふ事あらば腹藏なく意見を申せと言はれたが、來原はたゞ落涙した許りで何も言はずに引下つた。彼れは其の翌朝未明に、腹を切つた上咽喉を突いて見事に死んでゐたが、血に染つた短刀が疊の上に衝き刺してあつた。その短刀は弓なりに曲つてゐたといふから、非常な力を籠めたものと見える。さうして其の顔は悲憤の形相凄まじかつたといふことだ。其の傍に遺書が數通あつた。藩邸に宛てたものには自刃の事情が的確に記してある。

私儀兼而尊 王攘夷の志不行届よりして從來忠義と相考候事却而不忠不義と相成、自らあやまり人をあやまるの罪通るゝ所なく餘儀なく割腹仕候、死後の餘罪猶更奉恐入候、以上

八月二十八日

來原良藏



兩親宛のものは左の通りである。

御高恩の萬分一をも報じ奉らずかゝる次第に立至り候事、重々恐入奉り候得共餘儀なき趣あしからず思召わけの程願ひ奉り候、去りながら弓矢とる身の習なれば人におくれて逃去り見苦しきさましたらんよりはせめてもの事と御あきらめ被成べく候、猶幾百年も目出度御くらし願ひ奉り候、以上

六月二十三日

來原盛功

親父様

御かゝ様

其の兩子彦太郎及び正次郎に宛てたものには、

幼少といへども忠孝の心懸第一の事に候、兎角士は死おくれぬこそ肝要なるべく候、以上

六月二十三日

とある。外に細君に宛てたものがある。

出立のをり何もいひつくし候ゆえ、今更申のこすこともこれなく候、唯々和田氏の娘桂氏の妹不肖ながら良藏の妻と申事御わすれ候はぬ様にと存候、かしく

七日朔日

良藏

お春殿

日附が三つとも違つてゐるのは、横濱焼討で死ぬ場合を豫期した時と割腹を覺悟した時と別々に認めた爲めであらう。

來原は相州出役中、公を教育した上に歸藩の時吉田松陰に授教の紹介をした人で、公に取つては竝々ならぬ恩人であり、且つ又公の現在つかえてゐる桂の義弟である。公は自ら進んで、藩邸の御用飛脚となつて主人の遺髪を携へて行く來原の僕と共に長州萩に下つた。さうして來原家の爲めに公が如何に親切に斡旋の勞を取つたかは、公が閏八月二十一日に萩から桂に送つた手紙に詳しく書いてある。

先以御支頭様愈々御機嫌好被遊御座恐悦奉存候、然處、私儀過る十日夜、京都發足、歸路、所詮雨天勝ちにて、一兩日も川留に逢、漸十八日朝飯後、覇城着仕候。江戸出足の砌被仰聞候件々於京都政府御役人様方へ申上、(註、政府とは長藩の、在京都政府をいふ)尙歸後來原様一條御留守へ委く相達候處、御舉族御愁歎不容易御事。左候て昨二十日御葬式相濟(來原の屍體は芝、青松寺に埋葬し、毛髪のみ)來る二十四日初度御法事の御容子御座候。



御跡式の儀、今以御届出相成不申、甚掛念に奉存候に付、御用處其外にても承り合見候へば、  
 總て御嫡孫(御嫡孫とは、來原良藏の養父來原良右衛門の嫡孫、即ち良藏の子を指せるもの)御繼立は是非はづれ不申と申事故、定て左様可相  
 成事と、御届出相成候こと望居申候、來原様にも、強て、御親族中にも御存寄等良右衛門様へ  
 御申込被成候御方も不被爲在、甚苦心千萬と奉存候(上文の意は、來原家跡目相續の事に就き其の届出が無  
 見たが、皆嫡孫の相續するが當然であるとのこと故、多分さうなること、期待して、早く届出のあること待つて居る、然る  
 に來原家に於ては、諸親族中にも此の意味を以て相續の届出を爲すべきことを、良右衛門へ促す者もない様子で、甚だ心許  
 なく思ふといふのである。良右衛門は、他姓より入つて來原家の女に配し、この家を嗣いだすが、子なかりし故)此度  
 に、妻の妹の子良藏を養うて嗣子とし、後に妻の死後、他姓より後妻を迎へて多重郎といふ子を生んだのである) 此度  
 御割腹の一條に付ても始終亂心と而已思召の由にて、良右衛門様において左迄御愁歎とも被  
 相伺不申。節角世子君様御思召(藩世子元徳は、良藏の死を惜み、黄金二十兩を下して、後事を營ましめた)其外於京都も色々被仰渡候廉  
 々等、只管亂心とのみ思召候にては、所詮徹底難仕事乎と奉存候。既昨日御葬式に付ても、御  
 墓等も、何卒、此度は平生の御死去とも違ひ候事故、新規に御建被成、後世に到候ても不汚様  
 に有之度事と奉存候得共、古き墓の中へ御合葬に相成甚以遺憾に奉存候事故、北條様へ申上、何  
 卒、御用處より御内々、別段御建被成候様御授にても被爲在候ては如何可有御座乎と御相談申  
 上候處、至極御同感には候へ共右等の事迄御用處より御授有之候ては、折角若殿様より被仰出  
 候御思召も於政府取計候様相成候ては如何敷事故、何分の儀改葬にても致し、同志中申合、建替  
 候ても宜敷との御事故、昨日の處は夫なりに相濟居申候(中略)御カタ様は(良藏の妻春子、桂小五郎の妹)御支  
 頭様(桂小五郎、即ち本書の宛名人)御氣遣被成候よりは御折合被成居、少しは御あきらめ相付き居申候事乎と奉  
 窺候、固より在萩中は、仰被御聞候通り御氣を付け申上候事故、更に御氣遣不被爲在様御申上可  
 被遣候(公卑下して、直接桂に申進めず、侍者まで申出でたる體に書いたのである)いづれ私歸府は、跡御式且御一家様御一和の體見届候上  
 にて出足仕度覺悟御座候事故、當月中文々は相滞り可申此段御支頭様へ被仰上可被遣候、先は  
 略歸後の始末入御聞度候へども、所詮不得寸暇、近日可奉陳委曲候、時下御支頭様御用心被爲  
 在候様萬々被付御氣候様奉願候、草々恐惶謹言

閏八月二十一日

舜輔拜具

桂様 御直覽

御手付中様

差急ぎ候事故亂筆奉恐入候

(公は、伊藤姓となると共に名を俊輔と改めた。父母に對する書には幼名利助を用ひたものが多いが、其他には俊輔と稱した。舜輔は俊輔と音相通ずるからであつた。)

此の書面に據るも、公がその先輩であり恩人である來原と桂との爲めに奔走した誠意が窺はれ  
 る。此の時桂家の養子となつてゐた來原の次子正次郎が、早世したので、來原家を嗣いだ長男彦



太郎を後に公が周旋して、木戸家（舊桂家）を繼がしめた。それが最近物故された木戸孝正侯である。

公の恩義に感ずるの深きことは、此の一事で全般を窺ひ得られるが、更に是より先き一年、文久元年三月二十四日附を以て、江戸から父君に宛て、孝明天皇の民を賑はし給うた御仁徳を報じた書翰には、公の忠誠と孝心と奉公の念とが流露してゐる。

（前略） 且又諸色之高直に相成候事故、世間も自然困窮に相迫り候は實に可憐事と奉存候、畢竟は夷人之澤山渡來仕候より、ケ様民百姓迄難澁仕候事相起り、實に可惡事に奉存候、然處此度薩州の人より承り候へば、今上天皇様至て御賢明之御方様に被爲在、此度如斯日本之人民困窮いたし候を被爲聞召、御嘆息之餘り、黄金五拾枚、山城國中之百姓へ頂戴被仰付候由、素より割配り候へば少々之事にて可有御座候へども、實に難有事とも何ともケ様之事迄も御氣を被爲用候は、常體之御方様にては乍恐有御座間敷奉察上候、尙是のみならず都てケ様御行届被遊候は、實に平生にても況んや此節之御時勢にて猶更之御事、日本之幸にて可有御座と奉恐察候、尙又水戸様浪人も、餘程此處彼處と塾居候様子に御座候へども、是は素より天子様之斯く御心を被爲用候に奉感服尙千歳之御恩澤を蒙り候こと難有とケ様御苦心被爲遊候に恐入候てより、

一命も抛ち候儀に立至り候事故世間之噂之通りに、只管任我意候事には無之と奉存候て、畢竟は兼て申上候通り、公儀之御政事行届兼本道を失ひ横道に惑候事より、ケ様に立至り民百姓迄相困候様相成、實に可憫事と奉恐入候、而も私強て相企候事は無御座候故、何も少しも御氣遣不被成候様奉願上候、何を申候も人間は正道を相守り居候へば、本義を失ひ不申故終には天之御憐も可蒙と、何も天命至然相叶不申候ては所詮被行不申候と奉存候、尊父様にも何卒御氣分を御大事に被成、永々御奉行之手段のみ御心掛被遊度、私も來春當りは罷歸可申、其外祖母様御かゝ様へも宜敷被仰上可被遣候、御風之入不申様被爲入御念様肝要奉存候、先は時季御見舞書外は後便に可申上候 恐惶謹言

三月二十四日

利 輔 拜

尊 父 様 玉 机 下

公が此の時既に天恩に感泣し、蒼生の疾苦を以て念とし、而て孝養に丹誠を傾けんとする至情は、この斷續せる辭句の間に歴々として躍動してゐる。

### 第八節 御殿山燒討事件



曩に彦根藩が京都から鳳輦を自藩に奉ずべく畫策しつゝありとの風聞があつたので、かくては幕府の勢力を強大ならしむるに至る重大事なりとて、公は藩命を銜んで彦根藩偵察に出かけてゐたが、それが無根の虚傳と判つたので、十一月末に江戸に引返へして來た。之より先き、世子の御小姓役を勤め、兼ねて學習院御用掛をやつてゐた高杉晋作は、資性豪邁、松陰門下中隨一の慷慨家で、始めから攘夷の一本槍で突進せんとしてゐた。長井雅樂退けられて藩論も一變したとはいひながら、來原の横濱焼討を阻止したり尙ほ公武間の周旋に努める様子があつたので、高杉は直目付林主税、毛利登人等にその不可なる所以を説いたが用ゐられず、慨然として曰く薩藩は既に生麥に於て外人を斬殺して攘夷の實を示したのに、我藩尙ほ社杯を着し循々乎として公武合體を説くは迂濶も亦甚し、宜しく斷然幕府の罪を鳴らし、獨立して攘夷を斷行すべし。藩論若し遲疑するに於ては吾等同志に於て之を斷行せざるべからず、今の時に當り君側に齷齪たるは丈夫の恥づる所なりと。此歳の九月（閏八月）二十七日、世子に謁し、忌憚なく此の意見を具陳し、即日藩邸を脱出して自由行動を執ることにした。此の時藩邸外に在つて英學修業をやつてゐた志道聞多（井上馨）長嶺内藏太、大和彌八郎等と謀り、十一月十三日の日曜日を卜し、恰かも此の日を以て武州金澤に郊外散策を試みんとする外國公使を要撃して、幕府及長藩の覺醒を促がさんと

し、その前日に、神奈川臺の旅宿下田屋に會合したところ、此時恰かも江戸に來た勅使三條實美、副使姉小路公知の知る所となり、兩卿の特使松延六郎が下田屋に來て高杉、久阪等を諭し、かかる暴舉はむしろ幕府をして攘夷の勅を奉ぜしめんとする兩卿の使命に妨げとなるものなりとて差留めた。世子元徳も亦自ら馬を馳せて大森に到り彼等を訓誡した。是に於て金澤に於ける外國公使要撃の計畫は頓挫したものゝ、高杉等はその決心を翻へさなかつた。

その中に、高輪の御殿山に外國公使館が新築されて、日ならずして公使等が横濱から此處に移ることになつた。高杉、同志を會し例の熱辯を振つて曰く、幕府攘夷の勅を受けながら恬然として外國公使館を建築するとは何事ぞ、此の名地を腥氈の氣に汚すは吾等の見るに忍びざる所、宜しく之を一炬に附し以て金澤の失敗を償ふべしと。一同皆な踴躍して之に賛成した。公は金澤要撃の時には彦根に居つたが、今度の焼討に加擔することになつた。桂は其の有備館長たる職に在つた爲に、表面には立たなかつたが、内々公を激勵したのである。

公使館焼討の日を十二月十二日と定め、一同品川の青樓土藏相模に勢揃した。會する者高杉晋作を始めとし久阪玄瑞、有吉熊次郎、大和彌八郎、長嶺内藏太、白井小助、赤根幹之丞、堀真五郎、福原乙之進、山尾庸三、志道聞多及び公の十二人、志道、福原、堀の三人が火附掛で、炭團



位の焼弾二箇を作り、志道がそれを手拭の両端に結び付けて左右の袂の中に入れて持ち込んだ。それは煙硝で出来てゐるから頗る危険なので、志道は馴染女郎お里といふものゝ部屋に懸つてゐた額の裏にかくし、一同何気なき體で時刻を移す爲めに飲み始めた。火附掛の外は高杉を大將として悉く警護方となつてゐた。公は白木綿を買つて来て、それを三寸幅位に切り、銘々の羽織の裏に背中から兩袖に亘つて長く縫ひ付けさせた。これは目的地に乘込む時に、羽織を裏返へしに着直して、此の白筋を見せ、暗夜の亂闘に同志討を避ける用意であつた。高杉始め公の機智に敬服した。やがて夜の九ツ半頃になると、時分は好しと途中別れ／＼に御殿山に向つた。いよ／＼山上の公使館に行つて見ると、門扉を固く鎖し、四圍の柵高くして、内に入ることができないので、一同茫然として暫し爲す所を知らなかつた。此の時公は腰から一挺の鋸を出して無言の儘で柵の一本を挽き切つたので、その間隙から順次に突入した。是に於て一同又も公の周到な用意に感嘆の聲を放つた。公曰くかゝる事もあらんかと思ひ、君等が飲んでゐる間に、品川の夜見世をひやかし手ごろの古鋸を買つて、一時店先の天水桶の中にかくしておいたものがこれぢやと鼻うごめかした。

その中一人番人らしい者が見えたので、高杉が大刀を抜いておびやかしたので、あわてゝ逃げてしまつた。それから館内に這入つていよ／＼火を付けやうとすると、暢氣な志道は焼弾をお里の部屋の額の裏にかくしたまゝ忘れてしまつた。志道は公に引換へてその粗忽をひどく攻撃された。そこで戸障子などを積み重ね、附木に火を點じてから焼き立てた。少し時を費した丈けで火は遺憾なく燃え揚つた。

一同伊皿子あたりで炎燄天を焦す光景を眺めて快哉を叫んだ。志道は焼弾の行衛が心配になつてたまらないので、その翌晩公と一緒に土藏相模に何食はぬ顔をしてやつて行つた。お里の部屋に這入るや否や、額の裏を探つて見ると、摩訶不思議、肝腎の焼弾がなくなつてゐる。こは大變と志道の顔色は變つた。その中お里が來たので、怖／＼額の裏に何かなかつたかと訊いて見ると炭團ですかといふ。さうだ。それはこゝにありますとて、炭入箱から火箸で炭團を挾んで火鉢の中へ入れやうとする。これには志道も公も膽をつぶし、慌てゝ女の手を抑へてそれを止めやうとしたが及ばず、女は突墜、間に炭團を火鉢の中に投げ込んでしまつた。兩人は青くなつて逃げ出した。そんな弱い事よく天下の大事が企てられたものですとて、お里からさん／＼油をとられた。お里は疾くの昔にそれと悟つて焼弾を裏口から海中に投げ込んでしまつた。今火鉢の中へ入れたのは本當の炭團であつた。



御殿山焼討事件は、井上馨や山尾庸三などの話もあるが、公の話が一番詳細を盡してゐる。

此の焼討は長州人の所爲であることは、幕府も大抵推測してゐたが、斷然たる處置を執ることのできないほど幕府の勢力は衰へ出した。尊王攘夷の風潮は殆ど天下を壓倒するの勢ひを爲したので、幕府は安政の疑獄で、斬罪に處した吉田松陰、頼三樹三郎、小林民部等を追赦して諸藩の志士を慰撫した。是に於て公等は此等志士の遺骨を小塚原から移して、荏原郡若林村大夫山に改葬し、來原良藏の遺骨も芝の青松寺から此處に移した。併し同志の一人でも幕府に捕へられては面倒だといふ所から、孰れも京都に移ることになつた。尤も高杉だけは何か思ふ所があつたと見え、獨り江戸に止まつた。

## 第九節 洋行

公等が外國公使館焼討などで頻りに攘夷の氣運を促がさうとあせつてゐる間に、久阪玄瑞と山縣半藏の二人は、世子元徳の命を銜んで信州松代に赴き、佐久間象山に面會して長藩聘用の事を相談した。これは攘夷の實を擧げるには砲臺を築き巨砲を鑄て大に武備を整へねばならぬところから、象山の如きこの方面の學術に長じた人物を頼んで練習しようといふ考へであつた。すると

佐久間象山は兩人に向つて、

『軍艦銃砲を製造するは誠に目下の急務なるも、今熟ら海外萬國の大勢を観察するに、互に有無相通じ富強を圖るの有様なれば、我が邦獨り孤立して攘夷を斷行せんとするも、到底實行し得べき所でない。若し外國と對峙して富強を競はんとせば、よろしく開國の方針を立て海軍を盛にして武備の充實に努むるに若かずと思はる。尤も一身上の事情に依り貴藩の聘用には應ずることができない』

と語つた。久阪山縣は止むを得ず象山に別れ、翌文久三年の正月十三日に京都に歸り、折りしも京都に滞在してをられた世子に復命した。此の時、世子の小姓役を勤めてゐた井上聞多は、久阪山縣の兩人を三條の旅館池田屋に訪ひ、詳しく象山の話を知り、大に感ずる所あり、その今日までの輕舉妄動の非を悟り、海軍を興して國本を固うするの根本策に想ひ到つた。是に於て井上は同志と共に外國に渡り海軍を研究せんと志を起し、同志中高杉晋作、久阪玄瑞、品川彌二郎等に謀つて見ると、高杉はすぐに賛成したが、品川は、

『今日まで相盟つて攘夷の實行に奮闘せしに、今突然外國に渡航するとは甚だ其の意を解するに苦しむ』



とて反対した。井上は、

『君等は内國に在つて攘夷を實行するが好い、僕は外國に渡航して海軍を興すことに盡力せん各々其の志す所に向つて國家に盡すの外なし。僕は軍備を充實して攘夷の素志を遂げんとする者なれば、その手段は異なるが如きも、その目的は同じからずや』

と辯明したので、久阪、品川も終にそれに同意した。そこでかねて洋行の志望を抱き英學修業の爲めに函館に遊んだことのある山尾庸三と野村彌吉（井上勝）の二人と共に行くことに極め、藩主に懇願したところ、洋行禁制の時代とて、表向きは亡命といふ事にして、藩主から一人前二百兩づゝの手當が下がつた。

之より少し先きに、井上は、江戸にゐた高杉を京都に御召しになつたので、その使者として江戸に下る時に、公も丁度外國から武器買入の爲め麻布の藩邸に貯藏してある穴藏金を取寄せる命を受けて江戸に行くことになつた。そこで途中で井上は公に洋行の計畫を明して同行を勧めたのである。公同行を承諾するや、遠藤謹助も亦熱心に同行を望み、終に總勢五人となつた。公と遠藤とは確定後に加はつたので、單に歎願書を出した丈で指令を待たずに出發することにした。

一行がいよいよ江戸に来てから先づ英國領事館譯官ガワルに就いて洋行の手續を聞合せると、

ハタと當惑する事ができた。それは費用の事である。ガワルの話では五箇年間の滞在費として一人前千兩づゝ要るといふのである。ところが藩から與へられた金子三人分併せて六百兩しかない一人分の費用にも足りない。此の時分藩邸に米國から買入るべき鐵砲の代價支拂の爲めに一萬兩の準備金があつた。井上はこれを引當てに、長藩出入の伊豆倉商店から融通してもらふことに胸算を定め、留守役村田藏六（大村益次郎）を訪うて、巨細の事情を打明け、伊豆倉商店主人榎本六兵衛より五千兩を借入れたいから、藩邸を代表して之を保證してもらひたいと談じ込んだ。さすがの村田も之を聞いて驚いた。

『諸君、洋行の事は如何にも賛成だが、藩主の許可を得ないで準備金の融通をすることは、自分の責任上逆もできることではなし』

『許可を待つてゐては船便に合はない。かゝる大事を企て、何の面目あつて中途で止めることができよう。貴公若し承諾しなければたゞ一死あるのみ、貴公と刺し違へて共に斃れる外なし』

と決死の色を浮べて迫つたので、村田も是非なく保證を引受け、二人連れ立つて榎本をたづね、五千兩の調達をさせることにした。



五月十二日の夜四ツ過ぎにガワルの案内で窃かに小蒸汽船に乗り、本船キロセツキ號に搭乗し税關の監視を免かれる爲めに石炭庫内に匿れて、拔錨後始めて石炭庫を出て、下等室に移つた。四五日後に上海に到着した。上海にはジャーデイン・マディソン會社の支店があつた。その支店長ケウキツキが頻りに公等一行に尋ねるが、皆目何の事か判らない。野村が函館で英語を勉強したので少しは解るので、一行の目的を糺すのであると察した。そこで井上は海軍研究といふ積りで、ナビゲーション（航海）と答へた。チヴィー（海軍）といふ字も知つてはゐたが、ナビゲーションを海軍術と早合點して此の方を用ゐたのであつた。そこで支店長は航海術を研究に行くものと了解し、公と井上を凡そ三百噸ばかりの帆前船ベケジス號に乗込ませ、野村、遠藤、山尾の三人をそれより少し大きい帆前船ホワイト・アツダー號に乗込ませた。それから喜望峰を迂廻し倫敦に着くまでに四箇月十一日を費したが、其の間航海を實習させる積りで、甲板の掃除、帆の揚げ降しなど水夫と同じ仕事をさせられ、別けて公と井上とはあらゆる辛酸を嘗め盡した。

## 第十節 歸國

倫敦では五人とも先づ英語を勉強したが、幾許もなくして新聞を読み得る程度になつた。第一に日本の記事に注目すると、長州が前年の文久三年五月十日以後、數次に涉り馬關で諸外國の船艦を砲撃した事實、續いて薩州も八月に至つて英艦と交戦した事實の記述が見えた。文久三年五月十日は、嘗て公等が京都にゐたとき、攘夷論、滿都を風靡し、朝廷は時恰も上洛した將軍の歸東を許さず、天皇賀茂、男山の兩社に行幸して、祈願を籠め、攘夷決行の日と定め給うた日である。長藩は勅を奉じ先鋒として此日から攘夷の實行に取掛かつたものであらう。然るに公等は、初めて倫敦の地を踏んでより、その富強の光景一として目を駭かさざるものなく、豁然として攘夷の無謀なことを悟つたのである。かゝる暴舉を繰り返せば、莫大の償金を取られるか日本領土を割譲せねばならなくなるに違ひない、最早便々として傍觀してゐる場合でない、慨然として歸志を決し、他の三人を後詰めとして残し置き、公と井上とは三月中旬にロンドンを出發した。その故國を出づるに當り、たとひ恕すべき事情はあるにせよ、藩の公金を私したのであるし、今歸るに當つて曩の攘夷論を捨て節を屈して開國論を主唱せんとするのである。公等は、固より生を期しなかつた。

歸路は往路より遙かに日取りも少く、六月十日に横濱に歸着した。時恰かも長州の暴舉を懲らす爲め、英、佛、米、蘭の四國が聯合艦隊を作つて、馬關を攻撃するに決し、將さに進發せんと



してゐた。公等は大に驚き、先づガワルに會つて、攘夷の不可を君侯に面陳し事局を平和に收めたいから、暫らく聯合軍の進發を猶豫されんことを申込んでくれと頼んだ。ガワルは英國公使館譯官エルネスト・サトウと協議した結果、公等はサトウを介して、英國公使ラザフォールド・オールコックに會つて、其の意向を告げた。英國公使は頗る心動き、他の三國公使と協議することを約した。その間公等は、葡萄牙人と稱して、横濱のホテルに泊つてゐた。その時分に斷髮洋装の日本人が絶無であつたから、ホテルのボーイなども公等を日本人とは思はなかつた。やがて公使會議の結果、四國公使の連名を以て、長藩に、その行動の萬國公法に違反せるものなること、國內の政争の爲めに累を外國に及ぼすの不當なること、四國は毫も敵意を挾むものにあらざれば長藩にして覺醒だにせば、國交は親密に歸し彼我共に其慶に浴すべきこと等を説いた書翰を公等に授け、英國艦隊より特に一艦を割いて公等に乗せ、六月廿三日夜五ツ時姫島に着いた。公等は其處から山口に急行し、君公に謁して攘夷の不可なる所以を極論したが、一藩盡く攘夷論に熱中してゐる際であるから、何等見るべきの反響がないのみか、公等を四國公使の間者だから斬つてしまへなど、脅かす者もあつた。四國公使の書翰は公式に出すことができなかつた。

此時京都の形勢は長藩に不利となつた。曩に攘夷の火蓋を切つたのは朝命を奉じたのであつた

が、其の後廟議が一變し、長藩の行動は宜しきを得ぬものであるといふ非難が起つた。長藩側では、畢竟これ君側の奸の爲す所なり、之を除かすんば君侯の冤を如何と慷慨するもの簇出し、藩命を待たずして、京都に馳せ上り、京都守護の任に在る會津並に桑名兩藩と何時衝突するかも知れぬといふ形勢であつた。かく兩難交々迫つて來たので、先づ四國側に對し、馬關の一舉は、元來朝命に本づいたものであるが、今その朝命に就いて疑義を生じ、紛訟を起してゐる際であるから、此の紛訟の片付くまで何分の回答を三箇月間猶豫することに同意されたいと通告することに決し、七月二日、公と井上とを姫島に遣はしたが、固より斯ることの同意される筈もなく、英國軍艦は碇を抜いて横濱に去つて了つた。己にして長藩の志士は京都に於て會津薩摩の兵と一戦を交へて敗れ、敗亡者が續々歸還するといふ始末となつた。幾許もなくして四國艦隊は馬關砲撃を始めた。是に於て長藩では高杉晋作、井上聞多及公等を使者として和議を結ばしめた。此の談判に當り、先づ外國軍艦に乗り着けて交渉の端を開いた者は公であつた。公は敵の旗艦に辿り付いて、エルネスト・サトウに面會し、首尾よく交渉の端を得たのである。公の外交家的素質は、早くも此時に現れたものといふべきである。

公は此の周旋の功に依り、藩主から金十兩を賜はつたが、公はそれを母堂に送つて、疊替を頼



んだ。家に儻石の儲なくして、游子故郷を悲しむの情、人をして黯然たらしめるものがある。その時の手紙は左の通りである。

昨日、大賀幾介相頼、書状差上、其節頂戴金十兩差送候處、定て御受取被爲在候御事と奉存候然處申上候事打忘れ候處、此手紙相届次第、たゞみ御表替なし置被遣候様奉願上候、いづれ近日に重而歸萩仕候覺悟に御座候間左様御承知奉願上候、尤おもての間、部屋、はいさま(祖母)御居間丈ケを備後表にして、其外は七島表にて不苦と奉存候、且通り之そうじ、且湯殿等之取つくろひ被成置遣候様奉願上候、程に寄り候へば、少々同道にて罷歸る人も可有之候間、早々御取計奉願上候、先は右申上候迄目出度申上候 恐惶謹言

七月三日 (元治元年)

春 輔 拜

私は今日より近邊へ罷越、近日には罷歸る積りに御座候間、御氣遣被成間敷候様奉願上候

母 上 様 御 元 へ

それからまた、公は歸朝後、まだ桂小五郎に會ふ機會を得なかつた爲め、相互の襟懷も判らず公自らは以前と異つた方向に活動してゐるので、書面で、京都に在る桂に、自己の所懐をこまぐと訴へた。

去年來の御苦心は實に御推察申上候、且從來重々御鴻恩を蒙り居候事も、心に於ては更に忘却仕候所存無之候得共、萬里隔絶、不如意、所詮背本意候事而已、私共此度從海外罷歸候事に付ては猶更得拜願申上度事も山々有之、奉拜願候處、豈圖御上京中、夫故終に歸朝仕候旨意も貫徹不仕、遺憾なきにあらね共、死たくもなく到今ぶら／＼とながらへ候は、世上の面目も愧かしく候へども、まだ慾氣にひかされて、後の思ひの絶盡兼候事は御推察奉仰候、兎角目前の事は差置がたしといへども、千秋に眼を留め候事も又肝要と奉存候、書外は奉得拜眉、御分襟申上候以來の辛苦艱難も、御互に奉期拜話候 勿々謹白  
何も書上にて胸中萬分の一を盡候譯に參不申、此處は能く御推察奉仰候、任幸便只歸朝仕候事を御知らせ申上候迄と被思召候様伏而奉願上候、以上

七月十日 (元治元年)

山口に於て認む

春 輔 生

私共兩人は是より三田尻西の浦の漁人となり候つもりにて明日當りより山口出足可仕と奉存候書餘他日拜眉の刻胸中萬言拜陳可仕候、拜白

桂 君 玉 机 下



## 第十一節 修交使の通譯

四國聯合軍と長藩との講和は、馬關條約で成り立つたけれども、其の中に、償金三百萬兩の要求があつた。それは長藩の力の堪へ難い所であつたので、之に就て何等か緩和の道を講ずる爲め長藩から老職井原主計外一名を修交使の名によつて横濱に派し、公を通譯として之に附した。元治元年九月五日、一行は英艦に分乗し、十日横濱に着したが、外國側は、中央政府たる幕府から償金を得、且つ下の關附近で一港を開かせる意向であつたから、公等の談判は意外に輒すく濟んで、十五日、横濱を發して二十日馬關に着き、復命を終つた。

然るに此の間に在つて、幕府は既に長州征伐の令を下し、長藩内では、速かに幕府に屈して、家名を全うすべしとの所謂俗論派と、恭順すべきや否やは幕府の要求する條件次第である、幕府に於て無法の要求を爲すに於ては、斷然戟を執つて之に抗すべしとする正義派との二派に分れたが、俗論派が政權を握つてゐた。公が横濱から歸つて見ると、井上聞多は正義派の硬論を唱へた爲めに、反對派の壯士に撃たれて、瀕死の重傷を負うてゐた。公は驚いて山口に駈付け、井上を見舞つたが、世に公と井上との刎頸の交りの美談として傳はつてゐる物語りは、この時の光景である。

ある。公は井上の重傷を見るや、涕は潺々として其の面上に流れた。井上は涙の面を拍つに駭いて、纔かに眼を開いて公を見た。井上は聲もたまぐに、

『君此處に在つては危ふし。僕は覺悟を極めてゐる。君も亦亡びんか、誰れか藩の前途を指導する者ぞ。速かに去れ』

と勸めた。公は馬關に逃れた。

俗論派の藩政府は、終に益田、福原、國司の三太夫の首を幕府方に送り、尊王論者を獄に投じて恭順の意を表したので、之に服せざる者は、任意の行動に出づることとなり、高杉晋作は兵を擧げ、公も一隊を引いて之に加はつて藩兵に抗した。同様の行動を取る者が次第に加はつたので、結局政變が起り、俗論派の政府が倒れて、正義派の政府となつた。

高杉は事成るや、一日公に語るやう、

『功名の地は以て久しく居るべからず、吾れは去つて海外に遊ばんとす、宇内の形勢を審かにせざれば、他日に處し難し、足下吾が爲めに東道の勞を執れ』

公直ちに之を承諾し、二人は洋行の目的を以て長崎まで行つた。時に慶應元年三月末であつた。長崎で、英人グラバなどの説く所を聞くと、新に英國から來る駐日公使はバトクスといふ人で、



餘程の敏腕家であるから、長藩は、先づ馬關を開いて之に好意を示し、其の力を假つて勤王の業を遂ぐるが、洋行に勝る仕事ではあるまいかとあつたので、公等は之を然りとし、洋行を思ひ止つて、歸つて其の方針で運動して見たが、攘夷論に壓せられて、涉々しく功が上がらぬのみか、危害が屢ば身邊に及ぶので、高杉は姓名を變じて飄然豊後邊に去つた。公も服を變じて對州から朝鮮に渡らうとしたが、長藩は馬關で外國船舶との應接が頻々であつたので、藩政府が公を手離さなかつた。

幕府では、長藩の形勢、殊にその政變の迹などから察して、これ畢竟曩の長州征伐の不徹底なるの致す所となし、再征伐の議が起つた、此の時、かねて京阪の間に潜伏してゐた桂小五郎が山口に歸つて政務の樞機に當り、外國に對しては開國の國是、國內に於ては勤王の方針を執ることとし、此の大方略を實行する爲め先づ藩論を統一するに決し、公は之が説客として岩國に派遣され刺客を避くる爲め花山春太郎と變名して、盛んに活躍した。そのうち、土藩の阪本龍馬、石川清之助等が、薩長兩藩の間を往來して、かねて長藩が尊王攘夷の急先鋒であつたとき以來、感情上兎角疎隔の間柄となつてゐた事を遺憾とし、兩藩の和解を嚮導し、周旋甚だ力めたので、公と井上とは、一面にはその情偽を探る爲め、他面には長藩が大に武備を張るに付き軍艦兵器杯を購入

する爲め、長崎に派遣された。長崎で公等は、薩人の懇懃なる斡旋に依り、大に彼我の交情を温め得ると共に、使命をも容易に果すを得て、八月下旬（慶應元年）歸國した。此の間に薩長兩藩の親交は益す敦きを加へ、薩は英國公使に親近し、長も亦公等の縁故を以て同公使と相知るに至り、兩藩の關係は一層親密となつた。

慶應二年正月、桂が、京都の薩藩邸に入り、薩長聯合の密約が成つてから兩藩の接衝地は長崎となつたので（之はもと内部に反對者があつたから、）公の長崎行は一層頻繁となつた。此の間、幕府が終に長州再征伐に着手し、開戦を見るに至つたので、公は、またも汽船購入の使命を帯びて長崎に行つたが、諸外國が幕府に氣兼ねしたものが、公は使命を果すことを得ぬので、上海まで行つて汽船二隻を購入したことがある。十月、長幕の間が休戦となつてから、薩長の情交は益々圓熟し、薩人の來る者相踵ぎ、また諸藩との往來も繁く、加ふるに諸外國船舶との應接が絶えぬので、公は馬關に在つて、専らその衝に當つた。間もなく、公は過勞の爲めに大病に罹つた。井上は之を聞いて山口から馳せ付け、身を擲つて看護の勞を取つた。これが公と井上との親交に就ての美はしい第二の物語りである。此の時、公は慶應二年十一月十一日附を以て、桂に左の書翰を送つて居る。



拜呈愈御堅榮被爲在奉敬賀候、尊翰昨日落掌難有拜讀、且結構の柿御惠贈被仰付、難有奉拜謝候、陳私事此内來風邪再感誠に困難至極、起臥も六ヶ布仕合に御座候、就ては是非井上氏に面會仕度事有之何卒早々出關相成候様申遣候、此段自老臺も井上氏へ被仰聞、且早々出關相成候様御高配被仰付候様奉伏願候、此段吳々尖に相運候様御周旋奉希上候

十一月十一日

宇 一 (此頃公は林字一と稱してゐた)

尙々本條幾回も奉伏願候難義至極の仕合御憐察可被遣候亂毫高怨奉希候 頓首

準 一 郎 様 侍 史 (桂小五郎は此の時準一郎と稱してゐた)

井上は馬關に來てから公の病狀を左の通り桂に報じてゐる。

今晚着關仕候、春畝(公は此の時既に號を春畝といつた)も意外の病體、時々謔言等有之、絶食にて、誠に危く相見え、乍併少し得處は雜談も出來候、只今之内坪井に見せ度候間、別紙御届被下、且急速出發仕られ候様奉願候、實に是非とも人事を盡し保養不仕ては不叶候間、御出足前甚以恐入候得ども、兼ての事故御周旋可被成遣候、爲其草々敬白

霜 月 十 四 日

二白、一刻も急ぎ候間丸で御配心奉願候以上

世 外

(井上は當時已に世外と稱してゐた)

松 菊 老 兄 坐 下

### 第十二節 士分昇進

病後、公は萩で越年したが、あけて慶應三年三月に士分中三十人通といふ階級になつた。文久三年に京都に於て輕卒から士御雇に立身したが、此の時更に昇進したのである。

士御雇

伊藤春輔事

林 宇 一

右先年吉田寅次郎へ令從學、兼而尊王攘夷之正義を辨知し、心得宜敷に付、去る亥年、身柄一代被準士雇置候處、其後も引續抽而御用に相立候に付、格別之御詮議を以、三十人通に立身被仰付候事

(慶應三卯三月九日山口沙汰)



此頃幕府は長藩の諸士に注目してゐたので、同藩士中目ぼしい者は大概變名してゐた。公の林宇一もその一つである。

當時薩長の間には、與に勤王の大旗を樹つるの議が進行してゐたので、公は昇進すると間もなく、其月十八日之に關する用務を帯びて京都に登つた。これより屢々京都、馬關、長崎の間を往復し、慶應三年十月十四日、薩長二藩主に、討幕の密勅が下り、愈々勤王の大旗を揚ぐる段取となつたので、公は英國軍艦に乗り込むことになつた。これは、當時幕府が佛蘭西と好く、薩長はこれまで英國と接近して居たから、その間の機宜を制する爲めであつたと思はれる。此の頃の公の家庭の事情は、次に掲ぐる井上から公の父君に送つた書翰と、公が新夫人梅子に送つた書翰とで略ぼ想像し得られる。

此守は、春畝先達上阪之節、讚岐金比羅様へ參詣候て受候に付、必差贈り吳候様との事に御座候間、御受取可被遣候、且春畝留守中は、留主番に田中の家に私居り申候、何ぞ用事とも御座候はゞ、御申越可被下候、近頃は御病氣如何被爲在候哉、随分御保養專一に奉存候草々頓首

十月二日

猶々お定母子(公と梅子との間に生れた公の長女をいふ)も無事、お定は日々かわゆらしく相成、よく遊び申候

春 太 郎

十 藏 様

そなた御ぶじに御くらし候はんと、めで度ぞんじまゐらせ候、われ等ことぶじにくらし候まゝ、御あんしん可被下候、おさだもさゝはりなくそだち候はんとすいさついたし申候、なにも高田さまより御きゝ可被下候、われ等事は、すこしも御きづかい被下間じく候、萬事あるかなく御氣をつけられ、御せわたのみいりまゐらせ候、まづはあら／＼かしくおさだへ、ごろふくちりめん少々、くつ一足おくり申候

十月二十二日

宇 二二

お梅どのもとへ

### 第十三節 外國事務掛より兵庫縣知事

以上が明治以前に於ける公の經歷であるが、慶應二年八月將軍家茂薨じ、一橋慶喜將軍となり同年十二月孝明天皇崩じ、明治天皇即位し、時運は駸々として維新の方向に進み、慶應三年十月



十四日、慶喜政權を奉還するの表を上るに至つたが、此時朝廷にては、政權の還納は、領地の還納を伴ふにあらざれば、名實を全うするものにあらずとし、舊幕府側では、他の諸藩が采地を還納せざるに、獨り徳川氏にのみ還納を強ふるは公平ならずとして、終に兩者の協調破るゝに至り、是まで専ら謙抑しむるたる慶喜も部下を控御するの術を失ひ、慶應四年（明治元年）一月三日會桑兩藩の兵を率ゐて大阪より京都に上り、薩、長、藝三藩の兵と伏見、烏羽で衝突することになつた。

此の戦は、四日の後、幕府方の敗となつたが、當時英國軍艦に便乗してゐた公は、十一日、神戸に着くと、大阪は既に落城した後で、神戸は外國軍艦に封鎖されてゐた。事由を糾すと、その前日即ち十日、西宮の守備に赴いた岡山藩の兵が、外國人と衝突した爲めに、外國軍艦は水兵を上げて諸口を鎖ざし、港内に在つた大村、佐賀など諸藩の汽船まで皆差押へたといふことであつた。公は大に驚き、早速英國公使バークスに面して、その意向を尋ねると、バークスは怒氣勃々たるもので、京都の政府は、改革を行つたといふも、何等外國に通知もせず、さうして盛に攘夷を鼓吹してゐる様子である。これでは外國との親好は望まれぬではないかといふ。そこで公は、三日間の猶豫を請うて、大阪に駆付けると、丁度京都政府の外國掛長官東久世前少將（通禧）が大阪に

來られた際で、外國に對する政體變更の宣言書も京都から届いたので、公は之と共に神戸に引返へして談判することになつた。此の時公は、正月十三日附を以て、

外國事務掛被仰付候就ては東久世前少將同道諸事可取計事

との辭令を授けられた。これが政體變更後、公の新政府より受取つた最初の辭令である。談判の結果は、備前兵の隊長が責を引いて自裁することに依つて落着を告げた。

尋で、其の月（慶應四年即明治元年一月）二十五日、參與職を仰付けられた。慶應三年十月、將軍慶喜が政權を奉還するや、朝廷は十二月を以て總裁、議定、參與の三職を置き、有栖川宮を總裁とし、親王堂上右族、徳川家の支族、外様の雄藩中より若干を擢いて議定とし、參與は、公家よりは岩倉具視、大原重徳等、諸藩士中よりは、薩州の西郷吉之助、大久保一藏等、尾州の丹羽賢、越前の中根師質、土州の後藤象二郎、福岡孝悌等を登用したが、是に至つて、公も參與の中に列せられたのである。二月二十日に、更らに徴士參與職外國事務局判事仰付けられ、閏四月二十七日、官制が改革せられ、大政官を分つて七官とし、地方を區分して八府、二十一縣、二百七十三藩とするに至つて、公は五月三日是迄の職務被免、大阪府判事兼外國官判事候仰付、但兵庫神戸兩所在勤の事（兵庫神戸は大阪の管轄であつた）となり、六日、從五位下に叙せられた。これが公の叙位の初めで、萩の公の宅で



は祝宴を開いた。此月新に兵庫縣を置かれたので、公は二十三日に兵庫縣知事を仰付けられた。

明治二年三月、車駕再び東京(前年東幸の時、江戸を東京とせられた)に幸し、是を永久の帝都と奠めらるゝに當りて公は三月十八日に御用有之、東下可致旨被仰付れた。職は一兵庫縣知事に過ぎなかつたけれども公の人物は中央政局と重大なる關係があつたのである。

然るに、同年四月十日、公は依願兵庫縣知事被免位記返上を命ぜられた。位記返上は、免官に伴ふ當時の慣例であつた。事の是に至つた所以は、公が國政改革に就て頗る急進的な意見を發表したからである。是より先き王政復古となるや、公は明治元年五月早くも封建廢止の大綱を建白し盛んに當路者並に先輩に之を説いた。偶も同年九月、姫路藩酒井氏が、何かの内情で版籍奉還を願ひ出でたので、公は好機會なりとし、直ちに之を採用すべき旨を建白した。その書に曰く、

臣項日竊に道路の説を傳聞するに、姫路侯書を天朝に奉り、自家の政權領地舉げて之を奉還せんことを請ふと、臣未だ其事實を詳にする能はずと雖も、之を聞て欣躍に堪へず、若其事果して實ならば、皇國の幸曷んど之に如かん。夫れ王政を復する、徒に幕府の政權を奪ひ、徳川氏の罪を責むるのみを以て然りとせんや。諸侯も亦自ら省責する所なくば、是徒らに幕府の威權己の上に出づるを惡んで、眞に王政復古を望む者にあらずといふべし。今將に東北の賊平定に

歸し干戈庫に納らんとするの時に至つて、皇國安危の關はるものは、その政體の立つと立たざるとに在り。苟も我國をして海外諸國と並立して文明開化の政治を致さしめ、天性同體の人民賢愚其處を得上下均しく聖明の德澤に浴せしめんと欲すれば、唯だ全國の政治をして一齊に歸せしむるに如く者なし。其の此を一齊に歸せしめんと欲するや、方今の如く各藩各自に兵權を擁し互に相抗衡するの弊を除いて、其の權を悉く朝廷に歸せしめ、政令法度一切朝廷より出て更に是を犯す者なきに至らざれば、海内の人民をして偏頗の政令を免かれしめ、一様の徳化に服せしむること能はざる也、夫れ天地の間物力合すれば強く、離るれば弱し、則自然の理然らしむる所なり。故に我が全國の諸侯、宇内の大勢を察し、終に其の政治兵馬の權を以て天朝に奉還するに至らざれば、百年の後我皇國の威武を海外に輝すこと難し。諸侯も亦之を奉還することを欲せずして、此勢數十年の久しきを經ば、後終に天朝より干戈を動かして是を奉還せしめずんば勢ひ止むを得ざるに至るべし、是を以て見れば、諸侯も今日一家の富を顧みずして宜しく千載に注意し、天朝の興復を圖るの時なるべし、諸侯今若し是を知つて速に行ふ者あらば、眞に所謂皇國を憂ふる者といふべし。天朝に於ても亦其諸侯を遇する克く之に禮を加へ、擧げて公卿と列を同じうせしめ、爵位を進め、俸祿を賜ひ、所謂我國の貴族と爲し、各國議事の體



裁に倣ひ、上院の員に備ふべし、尤卓識有爲の人なれば、樞要の地に立ち、或は將相の任にも當るべし。是に次ぐに門閥を論せず、人材を擢用し、其技倆に依て是を用ひなば、是則我全州の政治と興隆し、萬國と並立の威權を保つ基本たるなり。於是今は姫路の所置最も急なるべし、朝廷若し一たび處置其の當を失せば、後に臍を噬むとも及ぶなし、是苟も天下を憂ひ天朝の爲に力を效さんと欲する者其心を盡さずんば有るべからざる也、臣謹て是を處するの策を案するに、今速に姫路に令するに勅命を以て願之通り勅許すべき旨を達し、姫路侯をして公卿の列に加へ、爵位を進め、奉祿を賜ひ、且つ勅して曰く、去冬徳川慶喜宇内の形勢不得止を察し、獨り政權を奉還すと雖も、猶土地兵馬之權を還すことを爲さず、其末終に干戈を動かして是を征討せしむるに至る、是朕實に忍びざる所と雖も、勢の然らしむる所又止むべからざる所なり、然而今汝宇内の大勢を熟察し、眞に王政の復古を希望し、天下の大政をして一齊に歸せしめんと欲し、土地兵馬の權を併せて奉還せんことを請ふ、是れ實に皇室の萬幸、之に加ふるに朕平生皇祖在天の神靈を慰せんと欲するの望に適す。故に今朕深く汝が忠志を感賞し、爵位を進め俸を賜ひ、公卿の列に加ふ。自今而後益々勉勵、皇國の爲に力を盡し、以て朕が興業を輔けよと。如此聖上の宸斷を以て被仰出ば、實に天下の耳目を驚かし、三百諸侯誰が敢て之を依違するものあらんや、是以始て朝威海内に赫然たるべし、然後直に其領地は府縣の制に倣ひ是を處置せしめ、其の藩士は、強壯なる者は撰んで朝廷の兵となし、吏才ある者は吏となし、其餘は悉く土着に歸し、老若自ら給する能はざるものは、之を養育するの法を立つべし、於是速に天下列藩に布告して、一大會議を興し、天下の公論を取り、皇國の基本を建て、内は神武天皇の神靈を慰し奉り、外は萬國をして威懾せしむる、是れ今日在朝大臣の職なるべし、頓首再拜

臣 伊藤 五位

即ち純然たる中央集權を主義とする國家統一を主張し、代議政體を豫想するもので、當時に在つては、實に急進思想の最も急進的なるものであつた。實際の樞機を握つてゐた當路の首腦者としては、たとひ主義上同見であつても、實行が容易でないので、此建白書は握潰ぶされたが、三百諸侯をして、實力を抛ち裸一貫とならしめるといふ公の主義は、公自身の藩内でも、囂々たる反對論が起らずには止まなかつた。これが原因となつて、終に公は官職を辭し、位記を失はねばならぬことゝなつたのである。公はその辭職が聽許されると、越えて十二日に至り、

願の趣難被聞食候へ共、無餘儀次第も有之、兵庫縣判事被免候、然る處、何分要港の儀に付き更に判事被仰付候間、知事久我維麿を補翼し勉勵勤仕候様御沙汰候事、との御沙汰と共に、



## 徴士兵庫縣判事被仰付

との辭令を授けられ、從五位に叙せられた。位階は却つて一段進められた譯である。五月十六日當官を以て通商司知事兼勤を命ぜられ、十八日、本兼兩職を免ぜられて、會計官權判事に任ぜられ、六月二十日現官を以て東京在勤を命ぜられ、七月會計官廢官となり、大藏省の設けらるゝに及んで十八日大藏少輔に任せられ、八月十一日民部少輔兼任を命ぜられ、更に同月十五日日本官を以て北海道開拓御用掛被仰付れた。公の此の官職の移動中、六月二十日現官を以て東京在勤を命ぜられたとき、前に掲げた公の建白書の主義が實現を見るに至つた。これは薩、長、土、肥四藩が豫ねてより主動となつて、藩籍奉還を願出てゐたが、それが朝廷から聽許されたのである。同年十一月十日、公は更に、鐵路製作決定に付き英國より金銀借入方條約取締の全權御委任被仰付られた。これは新政府が鐵道敷設の方針を決し、英國より借款を起さんとし、公を全權委員に任じたものである。

かくて公は、同月廿八日に至り、

昨年來奉職鞅掌勵精盡力候段御満足被思召、依之御太刀金三百兩下賜

との褒賞を受けた。公は追々從前の戰時外交から平時外交の人となり始めたのである。時に歳二

十九。

## 第十四節 米國出張

明治三年七月、公は民部少輔を免ぜられ、同年閏十月三日大藏少輔の本官を以て、貨幣制度、銀行制度、其他財政上の諸件調査の爲め米國派遣を命ぜられ、二十日復古以來、勤勞不少候に付き位階二等昇進被仰付、叙從四位との辭令を受けた。公は乃ち福地源一郎、芳川顯吉、吉田次郎等を書記官に擢用して渡米し、銀行、貨幣、有價證券等の諸制度を調査し、翌四年五月召電に接して歸朝した、此歳七月廢藩置縣の制が實施せられ、關國郡縣の制となつて、公が曩に建白書を以て陳上した趣意は完全に實現された。同月二十八日公は租税頭に任ぜられ、八月五日には造幣頭兼勤を命ぜられた。此の時、明治新政府は、幕府以來の税制を改革せんとする際であつたから、公の組織の才が是に用ゐられたのである。又、此の歳二月大阪に造幣寮が設けられて、新貨幣の鑄造が企てられ、幣制の整理を企てられた際であつたから、公の渡米調査の新智識が早速活用されたのである。九月二十日には、更に工部大輔に任ぜられ、同月二十七日に、前職中御用取調として、大阪出張被仰付られたが、尙ほ造幣寮の事務に關係を續けたのである。



### 第十五節 歐米派遣全權副使

かく、外交方面から、一時、財政、經濟の方面に轉じて國務に執掌してゐた公は、明治四年に、再び外交關係の方面に還つて、岩倉具視の歐米派遣全權大使に副使として同行することゝなつた。初め安政元年以後幕府が諸外國と修交條約を結んだとき、それ等の條約は、明治五年七月を以て悉く改訂せらるべき約束であつた。是に於て、明治政府は、此の改訂事業を達成する準備として、先づ列國の形勢を探究するの必要を感じ、明治四年十月右大臣岩倉具視を特命全權大使とし、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、外務少輔山口尙芳、及工部大輔の公四人が全權副使に任せられて、歐米に差遣せらるることゝなつた。十一月四日、一行は拜謁仰付けられ、優渥なる勅諭を賜はり、その際、公は、

造幣寮創設の儀は我邦未曾有の大業に候處、速に成功に及び候段全く勵精盡力之所致叡感不淺  
依之爲其賞、別紙目錄の通下賜候事

目錄

一金四百圓

この褒賞を拜領した。

同月十二日に、横濱を解纜して、十二月六日桑港に着き、五年一月廿一日華盛頓府に達し、二月中旬公と大久保とは、大使の權限擴張の用務の爲め一旦歸國し、五月十七日再び米國に引返した。九月十二日我が國最初の鐵道たる京濱間の鐵道開通式が行はれたとき、公は不在であつたけれども、前來の功勞を思召され、

鐵道創建の始め、物議紛々を不顧、定見を確守し終に今日の成功に及候段叡感不淺、依之爲其賞目錄の通り下賜候事

十月二十五日

目錄

一 劍一口 代金六百圓

この恩賞を拜受した。

此の間に公等一行は、七月三日紐育を發し英國に向ひ、十一月十三日英國より大陸に移つて、白、佛、和、獨、露、澳、伊諸國を歴訪した。ベルリン滯在中の事である、或時、大使岩倉卿數日間快々として樂まず、頗る憂悶の狀があつたので、公が之を尋ると、卿は自國の幼稚と諸外國



の老成とを比較して、熟ら爲政の難きを感じ、憮然としていふやう、斯く列國を巡歴し來つて、之を我が國に顧みるに、改革の緒を何處に求むべきか、取つて以て緒となすに足るもの果して我國にありや、予は復命の案だにも之を具ふる方を有せず、慚愧禁する能はず、寧ろ自盡を以て自ら明かすの外なきかと。公之を聞いて大に驚き、才幹と蘊蓄とを傾倒して君國に效さば、縦しや事功は十分ならずとも臣子の分を效すに於て違ふ所なし、今家國の大機に際し、自盡を以て一切を空うせんとは、卿の言とも覺えずとて、苦諫したので、岩倉も心機を一轉したといふ。

此の行中公の家郷に送つた書翰は千紫萬紅の概があるが、左の二つを抜いて公の當時の心境を偲ぶ料とする。

九月五日の手がみ十一月三日に相とゞき、先々御障なく御暮しの由芽出度存まゐらせ候、又寫眞一枚慥に受取申候、我事も不相替無事にくらし候間、御あん心可被下候、お生も（長女貞子は天折して此頃は生ず一人であつた、今の末松子爵未亡人） おひく丈夫になり候趣御申し、よろこびをり申候、尙此上も御氣をつけ可被下候、此方より手紙を送り不申とて、御こととは、いかにもおそれ入申候、このいごはかならずおこたらぬやうに、便のあるときはおくり可申候、そなた、めのれうぢは、かならず御おこたりなく、くすり御もちゐなさるべく、あまりはげしきれうぢは、御すゝめ申さず候へど

も、くすりにて、なほるやう、よきお醫者に御頼みなさるべく候

あさばんぎようぶは、かならずかゝさぬやう御用心專一なり

まゆげをたてたるも、かねをおとしたるも、至極よきことなり、しかし、こゝろでおさきにならぬやう、御つゝしみありたきものにて候

このたびの手紙は、よほど字もよくかけて、よみやすく、さだめし御手習の勢に可有之とぞんじ申候、しかしながら、かなのつかひかた、まだじうぶんにおもひ不申、よく／＼おんおほえなさるべく候

山尾さんも近べんに御こしのよし、定めてにぎやかなることゝ悦入申候

しやしん二枚おくり候間、御うけとりたまはるべく、そなたよりも、よくうつりたるしやしんをもらひたく候、お生、きものゝことは、いさいしやうち、いつもおなじことながら、むえきの金をつかはぬやう御用心

此手紙のとゞくころは、初春の花のひらきたるころにて、さぞけしきよきありさまを御たのしみと、うらやみながらしたゝめ申候

先はあら／＼御返事までに申進候、朝夕御いとひ可被成候めで度かしく



十一月三日（明治五年）

お梅どの

ひろふみ

これは、公が英國から寄せたものである。

寒威次第に相加候處先以御健康可被爲涉欣躍仕候、私儀不相變無事に旅行罷在候間乍憚御休神可被下候、當佛蘭斯國には七八日も相立候得ば、此隣國にて白耳義と申處へ参り候筈に御座候、夫より和蘭國又獨乙國へ廻り可申此三ヶ國にて大抵二ヶ月も相掛可申乎、其後は魯國へ参り可申、是は目下の見込に御座候

此寫眞二枚は佛國の先帝ナポレオンと申人（拿翁三世）廿日斗前に死し其節寐床にて其像を寫し候者にて、即ち死したる有様に御座候、世界有名なる英雄に御座候へば、死しても人に被尊候故、此節諸處に賣弘め候に付、相求差送り申候、書外後便可申上候、時下御厭ひ專一に奉存候

正月二十九日（明治六年）

佛國パールス

尊大人座下

博文

これは公が佛蘭西より父十藏に宛てたものである。

岩倉、木戸、大久保等諸卿の外遊中、留守政府は、動もすれば統一を失ひ、木戸と大久保兩副使は召電に接して、大使一行よりも稍や早く歸朝し、公は、大使に隨うて、發途より一ヶ年十ヶ月目で、明治六年九月十三日歸朝した。

### 第十六節 参議工部卿

歸つて見ると、かねて外遊中から、意思疏通の全くなかつた木戸、大久保の兩人は、前者は病に臥し、後者は飄然として都門を去つて雲煙の際に長嘯してゐる始末、廟堂内には征韓論の爲めに大なる決裂が出来たといふ有様であつた。太政大臣三條實美は岩倉右大臣と協議し、先づ木戸大久保の間を調停し、之を閣内に羅致するの策を立て、岩倉は黒田清隆をして大久保を、又公をして木戸を説かしめ、紆餘曲折を経て、十月十二日大久保纔かに参議たることを諾し（大久保は大が参議でなかつた）木戸と大久保と並んで閣内に立つことゝなつた。然るに征韓論が廟堂の大旋風となつて、之が爲めに、三條太政大臣は暴かに病み、岩倉右大臣臨時首相となつて、十月二十二日、征韓の議を排斥するに及んで、西郷隆盛、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平、副島種臣等征韓論者



は皆袂を連ねて職を辭し、二十五日一同の辭職聽許せらるゝや、内閣の大改造行はれ、十月二十五日公は參議兼工部卿に任ぜられて臺閣の人となつた。此の擢用は、木戸の推薦に依つたもので當時木戸より岩倉右大臣に宛てた書翰に、

過日愚意をも建言仕候以來、ほのかに朝廷上の御様子<sup>を</sup>奉窺、不安寢食、痛案罷在候處、近日益御艱難之趣傳承仕、殊に三條公は御大病に被爲臥、(編者註征韓論で廟議紛糾し、政局極めて險惡となり三條太政大臣は憂慮の餘り、重患に臥すに至つた事實)不可言皇國之大御不幸と苦心煩悶仕居候處、難有も大臣公(岩倉右大臣を指す)御遠慮を被爲盡、確乎として危急を被爲成御維持之段、窃に相窺、爲天下不堪欣躍奉存候、且又大久保參議は沈重謹慎の性質にて、不拔之志は多年御熟知も被爲在候通に付、何卒篤と御懇議此上にも乍恐機會大切に御盡誠奉仰候、孝允不肖微力申上候も奉恐縮候得共、斯る時こそ死力之限り御奉公申上度、平生の素志に御座候得共、急病に罹り起坐も獨り自由ならず、慚慨遺憾之至りに御座候依て過日辭表も進呈仕候仕合泣血之至に候、然る所伊藤博文儀は孝允十有餘年之知己にて、兼て御承知も被爲在候通り剛凌強直之性質に御座候處、近來専ら意を沈實に用ゐ、細案精思其力亦孝允同朋には稀有之者に付、此際御登用玉はり候は、必御一臂之御用も相勤可申と奉存、全虚心を以言上仕候間此段御採用奉願候

とあるに見れば、略ぼ其の消息が窺はれる。時に公は三十三歳であつた。而して其の成つた内閣は、太政大臣三條實美、右大臣岩倉具視、參議兼内務卿大久保利通、參議兼文部卿木戸孝允、參議兼大藏卿大隈重信、參議兼司法卿大木喬任、參議兼海軍卿勝安芳、參議兼工部卿伊藤博文、參議兼陸軍卿山縣有朋、參議兼外務卿寺島宗則、參議兼開拓使長官黒田清隆、參議兼左院議長伊知地正治、左大臣内閣顧問島津久光といふ顔觸であつた。

翌明治七年二月八日公は正四位に叙せられたが、越えて四月十七日公の先輩であり恩人であり且つ當時閣内で長派の棟梁であつた木戸が臺灣征討の議に付き他の諸僚と意見を異にし、辭表を提出するといふ事件が起つた。これは臺灣の蕃人が屢ば我が漂流民を害したので、明治六年三月副島種臣が全權大使として清國に赴き、談判の結果、臺灣は清國統治權の完全に行はれぬ地域であることを確かめ、同年七月歸朝復命したので、其の後臺灣問責論が勃然として起り、終に廟議も之に傾いた。是に於て、かねてより内治優先を主義とする木戸は、骸骨を乞ふに至つたのである。政治上の意見よりすれば、公は征韓論以來内治を先とする意見で、木戸と同論者であるし、情誼よりすれば木戸は公の恩人である。孰れから見ても、公は此の時、木戸と進退を共にすべき理數であつたが、しかしながら、翻つて國勢の大局から觀れば、當時政界は、武斷派と文治派と



に縦断せられ、文治派が、薩の一半を代表する大久保と、長を代表する木戸とを主力として、纔かに局面を維持して來た際に、俄かに木戸を失ひ、延いて公等をも失ふといふに於ては、政府部の権衡は破れて、政權の動搖を來たし、國情を如何なる混亂に導くかも知れぬ。そこで岩倉右府は極力公を慰留することに努め、公も亦是に見る所あつて踏み留まつたのである。

廟堂内が斯る事情であつたから、征臺の擧は、ともすれば浮動するを免れなかつたが、都督西郷従道の獨斷發程によつて大勢が定まり、討伐の事も首尾よく終つて、やがて清國との折衝となるに及び、我は全權公使柳原前光をして應酬せしめた上に、更に、參議大久保利通を全權辦理大臣として派遣した。此時太政大臣三條實美が、勅を奉じて大久保に授けた委任狀中には、談判は兩國懇親を保全するを以て主とすと雖も、不得止に出れば、和戰を決するの權を有すること、との一項が有つた程であるから、我が政府に非常の戒心のあつたことは言ふまでもない。此の大久保の出使中、公は八月二日内務卿兼勤を仰せ付けられて、大久保の職務を行つた。是より先き七月七日公は工部卿を以て地方官會議々長を仰せ付けられた。

かくて、其の年も暮れ、翌明治八年となつて、公は一月十七日、御用有之大阪出張、並但馬生野、京都、越前、敦賀巡廻被仰付との辭令を受けた。これは實際に於ては、大久保と木戸との

再連衡を斡旋する爲めの賜暇であつた。木戸は、前年即ち明治七年四月、征臺問題で辭職したが、宮内省出仕を仰付けられて、尙ほ一脈の聯繫が中央政界と維がつてゐた。然るに六月末、病の爲め暇を請うて郷里長州に歸つて、其のまゝ容易に歸京する色が見えなかつた。一方政府に於ては、征臺問題の善後處置も落着し、之より大いに内治の改善を圖らんとするの時に當つて、木戸を野に放つは、事功を擧ぐる所以でない。是に於て、大久保は一日公に告ぐるに、自から山口に行き、木戸に會うて、心事を告げ、自今木戸の驥尾に附して事に従はんとすとの意を以てした。公は既に前年十一月に、旨を銜み、木戸を訪うて告ぐる所が有つたので、大久保の言を聞き、政府の柱石が軽々しく動くは、政府の威信を贏ち得る所以でない、請ふ自ら周旋の任に當つて、兩公を大阪に會せしめんと答へた。さてこそ右の大阪方面出張の辭令を受けることゝなつたのである。

## 第十七節 大阪會議

公は愈よ兩巨頭を握手せしむる方畧に取掛つたのであるが、此事を成就して本來の目的たる内政釐革の業に當るには、當時氣運は既に一轉機に入り、民權の思想が大に興つて、曾て征韓論の



爲めに野に下つた副島種臣、後藤象二郎、板垣退助等は、前年即ち明治七年一月十八日を以て民選議院設立の建白書を提出した程であつた。是に於て、公は先づ目的たる内政釐革の業に就いて或種の綱領を定め、之を提げて、手段の問題たる木戸大久保の握手の事に臨むを順序とし、木戸の平生の持論をも斟酌して左の如き綱領を立案した。

- 一、元老院を起して、立法の事に参畫せしめ、行く／＼議會の素地を作ること
- 二、大審院を起して、司法の基礎を鞏むること
- 三、地方官會議を起して、中央地方の疏通を圖ること
- 四、内閣と普通行政との別を設け、内閣は輔翼の事に當り樞機を掌ることとする

即ち三權分立の主義を立て、立法部に於ては元老院を以て上院の基礎とし地方官會議を以て下院の原型とし、行政部に於ては内閣と各省との別を設けやうといふのである。公は此の綱領を先づ大久保に示して、その同意を得、次に之を木戸に示して、その出慮の承諾を得た。此時、曩に明治五年財政緊縮政策を以て、政府部内の他の庶僚と合はずして辭職した井上馨も亦公と共に周旋大に努め、首尾よく木戸、大久保の協同と贏ち得たのであるが、民間急進論の先鋒たる板垣をも包容するでなければ、これより着手せんとする内政の處理が圓滑に行かぬといふ情勢に在つ

たので、井上が専ら板垣招致の事に當り、之も首尾よく目的を達して、明治八年一月廿九日公の旅館にて、公と木戸、大久保三人の會見が行はれ、二月十一日、同じく公の旅館にて、公と木戸大久保、板垣、井上、鳥尾（小彌太）六人の會見が行はれて、茲に政機の統一を完うすることが出來た。之を後世大阪會議といひ、我が立憲政治の濫觴を以て目するのである。

かく、政界の主要人物を網羅し、政機の統一が出來たので、諸員相踵いで上京し、木戸は參議に任せられ、板垣も勅旨に依つて參議となり、公は大久保、木戸、板垣の四人と共に三月十七日（明治八年）政體取調御用被仰付られた。而して専ら其の事に當つた者は公であつた。

## 第十八節 木戸板垣の確執

此の政體取調の結果、同年四月十四日國家立憲の政體を立つるの大詔煥發せられ、左院右院を廢し、新に元老院、大審院を設け、及び正院職制を改正する官制が發布せられた。新正院は即ち、前に記した公の綱領中に意想せし内閣に相當する性質のもので、太政大臣一人、左右大臣各一人參議若干人を以て組織し、太政大臣は、天皇の萬機總攬を輔弼し、左右大臣は機務を議判し、太政大臣事故あるときは之を代理し、參議は機務に參與するものであつた。



尋で、同年七月三日、従来の法制課が廢止され、法制局の設けられるに至つて、公は法制局長官被仰付、參議兼工部卿を以て法制局長官をも兼任した。

かく、政務諸機關の構成緒に就き、新政歩武を進めんとするに當て、同じ參議たる木戸と板垣との間に、前者の漸進主義と後者の急進主義との故に、漸く乖離を來し、爲めに木戸は辭意を洩すに至つた。此の時内閣の事を木戸に一任し自ら内務行政の刷新に専念してゐた大久保は、大に憂慮し、公に之が調停を求めた。九月十三日大久保が黒田清隆に與へた書翰に、

(前略) 且四月十四日重大なる詔書も天下に布告せられたるに、今半途にして先生(木戸を指す)

御弱り、進退とか何とか御申出有之候而、將來の事如何成行可申歟、誰が跡を引繼可申歟、

左様相成候へば、國家の事今日限りと、小子には見据候外無之云々と十分手強く論じ(大久保が自ら木戸に論じた所を黒田に報じたのである)

其間應答長ければ略す、約り今日は先づ是にて置き、猶又愚考之次第は改而可申上と相別れ候、直ちに伊藤に十分責を負はせ辯論の處、(公が大政會議前周旋して木戸大久保兩者を握手させた責を問うたのであらう)伊藤もほとゝ心配、井上と相謀り、必死盡力有之、井上より板へ(板垣)説き、伊藤より木へ

(木戸)論じ候處、先づ此節迄は、何とか折合相付可申と見留申候、乍去、今日迄は未結局に至らず、大臣殿(大政大臣をいふ)始別而御心配に候(中略)此節は別段御懸念被成候ほどの事も有之ま

じく候に付、左様御承知被成度、しかし、約る處全を保ち候儀六か鋪と愚考仕候。云々とあるは、此間の消息を傳へたものである。

公と井上との斡旋に依つて、木戸と板垣との確執は、一時纔かに小康を得たが、内閣と行政府との分離論で、程なく衝突が再發した。これは大阪會議の助因となつた公の庶政綱領の一項目であつて、板垣は之を即時實施せんとの急進論を主張し、木戸は、庶政未だ全く序に就かず、行政と立法との事務の分界未だ明確ならざるに、分離を斷行するは時宜を得たものではない、須らく假すに時日を以てし慎重の考慮を加へた後ち之を爲すを可とすとの漸進論を唱へて、兩々相譲らなかつた。時遇ま、朝鮮が江華で我が雲揚艦を砲撃した所謂江華事件なるものが突發して重大な外交問題が起つたので、政府部内では、此内政上の爭議解決を、右の外交案件の落着後まで延期すべしとの意見が多數を占めたが、板垣は固く執つて動かさず、外交案件に拘らずそれを決定すべしと主張した。

大久保が十月六日公に送つた書翰に、

過刻は御妨申上候、御談之末、猶又勘考仕候處、若し條公より御發言被爲在候はゞ、既に分離之事に付而は御決定之旨是迄屢承居候、今日に至御變議之次第、實に意外之事也と、卽座に



理論を以御迫り申上候事は必然故(板垣の態度を豫想したものである)其時確乎として御答辯被爲在候様御會得無之而は難相濟、畢竟朝鮮事件に付事情一變之處に基き、其餘順序を追ひ利害得失、閣下御見込を以、厚御申上置被下候様致度、自ら思食も有之筈ながら、議論上に於て能く其筋を立置不申而は不相成事故、猶御熟考も被下度、是非曲直判然たらず候而は、頗る大事と關心仕候、爲念此段申上候間、可然御高配所祈候

とあるは、大久保が公に囑して、板垣に對する辯明の衝に當らんことを求めた内情を示すものである。元來此の大政輔翼と普通行政とを區別するの論は、之を實施する時期及び程度の遅速緩急は別として、ともかくも、公は其の提唱者であつた。而して一方には木戸、大久保の二雄の連繫を保つことが公の責任であつた。従つて、公は、政治の人事方面の爲めに、その同主義の友と或程度まで戦はねばならぬ立場に立つた。その難境や察すべしである。

八日、閣議の結果、内閣分離問題は朝鮮問題落着の後に決すべしとの宸斷を仰いだので、板垣は終に辭表を奉呈し、二十五日の閣議で之を容るゝに決し、二十七日に至つて聽許された。一方に於て、朝鮮事件は、同年(明治八年)十二月九日、參議黒田清隆が特命全權辦理大臣に、廿七日、元老院議官井上馨が特命副辦理大臣に任ぜられ、翌明治九年二月廿七日、江華で、所謂江華條約の締結を見るに至つて落着した。

### 第十九節 地租輕減

内閣分離問題は一先づ影を沒し、朝鮮問題も首尾よく落着して、政局が稍々安定に歸すると、公は明治九年四月廿二日、賞牌取調掛被仰付れた。國家の榮典制度の取調べである。尋いで翌五月工部卿として生野銀山出張被仰付れた。同年夏、車駕東北に巡幸あり、親しく民情を櫛はさせられ、錫鸞の轟かざりし方面は叡旨を大臣に降して民の疾苦を問はしめ給ひ、三條太政大臣、參議兼外務卿寺島宗則、參議兼陸軍卿山縣有朋、參議兼工部卿たる公は北海道内部を深く巡察した。九月三十日歸京し、十二月十二日公は更に兼任賞勳局長官兼工部卿法制局長官如故との辭令を拜した。即ち參議が本官で、工部卿、法制局長官、賞勳局長官を兼ねたのである。

此時に當り、政府の統一は稍々良く保たれ、部内に風波の難は無かつたけれども、民情は必ずしも靜平でなかつた。それは幕府の税制を承けて未だ全く改善の實を擧げることができなかつた。新政府の税制が、幾多の混雜と不公平とを負擔者の上に來したので、ともすれば民間に新政の惠澤を疑はんとするの情があつた。かゝる際に、時勢に平かならざるの徒亂を作し、良民の之に響



應せんとしたことが一再に止まらなかつたので、之を綏撫するの術は、地租を輕減して農民を裕やかならしむるの外なしとし、公は、當時内務卿兼地租改正局總裁たりし大久保に此の説を進めた。大久保は直ちに之を容れ、政府の部局を整理し、政費を省いて餘財を捻出し、之を以て歳入減退の缺陷に充て、當時地價百分の三であつた地租を百分の二に減ずるの計畫を立て、十二月（明治九年）二十七日三條太政大臣に建白書を提出した。

當今天下の形勢を惟みるに、人智次第に開け、物産次第に起り、商業次第に盛んに、凡百事駸駸乎として開明に赴き、頗る國度の進むを見る、之を一新政化の致す所と云ふも誣ひざるなり。獨り農民に至ては不然、未だ其の進歩を見ざるのみならず、政意も亦之に及ぶに暇なし。是を以て貧民は益々衰へ、富民は益々頽、只政府を惟恨み、愁訴を是事とす、最近に至ては、所々聚群蜂起、人心の亂るゝ殆んど麻を案すが如し、如此所以のものは他なし、地租や民費や農に重くして、常民に堪へざるにあり、若し政府措て之を問はざれば、議論忽ち天下に湧き、只農民に止らず、遂に統御すべからざるに至るべし（中略）目下亦彼の小民蜂起の害を現出す、畢竟國の損害を免れず、仍て來十年より地價百分二の租額に減せらるゝ旨を布告し、先づ農民をして力を養ひ業に安んせしむべし（中略）然り而して今茲に百分一を減ずれば、隨て歳入上概算一

千五百萬圓餘の減額を生ずべし、宜しく之を補充する策なかるべからず、乃ち官、院、省等の定額を減省し、無用の官廳を廢し歳出を減省するの外他事なきなり。

といふのが其の概要であつた。此の建議は大體朝議の容るゝ所となり、翌明治十年一月四日、地租を百分の二半とするの詔勅が降つた。公の建策が事實となつて現はれたのである。

### 第二十節 維新三傑の没落

此の月二十四日（明治十年一月）車駕、皇祖皇考の陵を祀り兼ねて京神間に成つた鐵道開通の式を擧ぐる爲め、京都に行幸せられ、工部卿たる公は供奉仰せ付けられ、三條、木戸、大久保の諸大官も鳳輦に扈從した。然るに、二月に入つて、遽に西南の役が勃發したので、その儘驛を京都に駐められ、政府は此處で専ら軍旅の事に當つた。由來文治に急であつた政府は、未だ武備を完くするに及ばなかつた爲めに、叛軍の勢は猖獗を極めた。かゝる際に、五月二十六日、木戸孝允が、病んで京都の旅舎で歿して、政府は、二大柱石の一を失つた。叛徒の目的は、政府に問ふ所あらんとすといふのであつたから、刺客が京都に現はれて、大久保と公とは危くも狙撃せられんとした。その後官軍の勢ひ次第に振ひ、叛徒は頻りに敗れたので、七月二十八日車駕東還し、公



は供奉を仰付けられた。九月に入つて騒亂も鎮定した。木戸薨去の後の公は、ゆくりなくも、政府内で長藩系を代表する最有力の一人となつた。

西南の亂夷ぐや、公は勳一等に叙し旭日大綬章を授けられ、十二月二十五日（明治十年）刑法草案審査總裁を仰付けられた。それは、明治三年に發布せられた新律綱領に代るものであつた。

明治十一年三月、賞勳局官制の變更に因り、同局長官が廢官となつたので、同月五日、公は改めて議定官に任ぜられ、兼工部卿、法制局長官は故の通りであつた。然るに、其後僅かに二箇月にして、突然、大久保の遭難といふ奇變が起つた。曩に木戸逝き、中ごろ西郷殞れ、今また大久保を喪つて、所謂維新の三傑は全滅することゝなつた。

初め西南の變起るや、大久保は殊に痛心し、一日、憂色を湛へて公に向ひ、今回の變は、本を亂せば、畢竟、予と西郷と相離れたるに因る。されば、予は單身西郷の陣に往き、胸懷を吐露せんと欲す、西郷また渙然氷釋する所ありて國難を未然に防ぐことを得んかと語つた。公は之に對して、勢の赴く所より察すれば、そは徒らに死地に就くのみ、官軍若し速かに利あらずんば、假すに二年三年の長日月を以てするも、亦た治國平天下の一眞諦ならずやと諫止したので、大久保も出馬を思ひ止まつたといふほど、大久保は、此事變に深い關聯を持つてゐた。それが今木戸歿

し、西郷戰死し、一人政界の中心となつた大久保は、喬木動もすれば風に嫉まれんとするさへあるに、況んや西郷の仇敵と見らるゝに於てをや。果然奇變は起つた。石川縣人島田一郎、曾て薩南に遊び、深く西郷の人物に推服したが、城山敗亡の後ち、西郷の爲めに怨を大久保に報ゐんとし、同志と謀つて明治十一年五月十四日、大久保の登朝を紀尾井坂に要して之を刺殺した。西南事件後勿々の政府に取つては、非常の痛手である。公は即ち兼工部卿を免ぜられて兼内務卿となり、同時に地方官會議々長を仰付けられ、尙ほ當分の内工部省御用取扱仰付けられた。大久保の後を襲ぎ併せて、自家の前職の御用取扱を命ぜられたもので、公の位置は愈よ重要となつたのである。

## 第二十一節 政府の首腦となる

同月（明治十一年五月）二十八日公は又佛國博覽會事務總裁仰付けられ、刑法草案審査總裁を免ぜられた。然かも尙ほ公の官職は、參議兼内務卿、地方官會議々長、議定官、工部省御用取扱法制局長官、及び新任の佛國博覽會事務總裁であつた。八月二十九日、大藏卿大隈重信が、車駕信越地方を巡幸するに扈從したので、其不在中更に大藏卿兼務仰付けられ、十一月十一日、大隈



の歸京と共に此の兼務を解かれた。

翌明治十二年二月廿九日、願に依り法制局長官を免ぜられたが、四月三十日、法制局長官井上馨出張中同局御用取扱仰付けられ、六月八日、井上歸京に付き、該御用取扱を免ぜられた。又七月十一日、大藏卿大隈重信函館出張中、大藏卿兼務仰付けられ、八月七日、大隈歸京に付き此の兼務を解かれた。此の間に、七月十八日御用有之日光被差遣との辭令を拜した。これは頗る大切な御用向で、當時來朝した米國前大統領グラント將軍を接待する爲めであつた。是より先、四月我國は、琉球藩を廢して、冲繩縣としたのであるが、支那は勿論之を快しとせず、琉球自身も、永い因襲に阻まれて、日本に專屬することを欲せぬ情があつた。是に於て、琉球は、清國官邊の使嗾により、諸外國公使に陳情して、往昔通り歸屬を曖昧の裏に置かうとしたが、列國使節は、之を國際問題とすることを肯んせなかつた。此の時、恰もグラント將軍が東洋を漫遊し、支那を経て日本に來たのである。支那は、將軍の北京滯在中、頻りに此の琉球問題に就いて將軍に訴ふる所があつたので、將軍の來朝は、我れに取つては重大な意義が潜んでゐた。されば我れは、將軍が來つて日光に悠遊中、參議兼内務卿たる公を其處に差遣して、將軍に接し、問題の真相を説明して諒解を求めさせた。これに因つて將軍は日本の言分を是認し、清國公使を説得して事件を

圓滑に終結せしめたのである。

明治十三年春、いよ／＼内閣と各省と分離し、參議と卿とは相兼ねざることゝなつたので、公は二月二十八日兼内務卿を免せられた。此の年夏車駕甲信より京神に行幸あり、公は供奉仰付けられたが、その發するに臨んで緊急の事件起り、御用有之御巡幸供奉被免、但し御用相濟次第參向可致との辭令を拜し、七月四日、伊勢で鹵簿に參加した。これは、當時西南の役を承けて、政府の財政甚だ困難となり、外債に依つて急を救ふべきか、將た政費の大節減によつて基礎の建て直しをなすべきかの兩論に岐れ、行幸間隙に宸斷が此の後者の政策に下つたので、それを奉行する爲めであつた。

## 第二十二節 國會開設の大詔

此の頃、既に民間に政黨が起つて、國會開設の請願をなす者所在に現はれたので、政府は、布告を發して、請願を禁止し、志望を陳べんとする者は所轄官廳を経て建白書を呈出すれば、元老院に於て之を取扱ふ旨を公布した。之が爲めに東京に集つた請願者は、退散したが、地方からの建白書は、元老院に山積するといふ勢であつた。是に於て、明治十四年十月十一日、車駕東北巡



幸より還御あり、翌十二日を以て、國會を明治二十三年より開設するの大詔が煥發された。當時民間の政體論には頗る急進的のものが有つたが、廟堂内に在つても、參議大隈重信は他の閣僚と選を異にする意見を懷いて居たものと見え、此大詔煥發前、熾仁親王の御下問に答へて、輿論政治を基礎とする私議憲法案を進めたことがあつた。公は飽くまで漸進を主義としたのであるが、大詔は恰も公の主義と揆を一にするものであつた。蓋し上來記るし來つた如く、公は主として、外に對しては國交、内に在つては制度、法令の創成に従事したのであるから、此の大詔に就てもその獻替は與つて力があつたのである。

大詔の後半に、

顧みるに、立國の體、國各々宜しきを異にす。非常の事業實に輕舉に便ならず。我祖宗照臨して上に在り。遺烈を掲げ、洪謨を弘め、古今を變通し、斷じて之を行ふ、責朕が躬に在り。將に明治二十三年を期し、議員を召し、國會を開き、以て朕が初志を成さんとす。

今在廷臣僚に命じ、假すに時日を以てし、經畫の責に當らしむ。其組織權限に至ては、朕親ら衷を裁し、時に及で公布する所あらんとす。朕惟ふに、人心進むに偏して、時會速かなるを競ふ。浮言相動き、竟に大計を遺る。是れ宜しく、今に及んで、謨訓を明徴し以て朝野臣民に

公示すべし。若し尙故らに躁急を爭ひ、事變を煽し、國安を害する者あらば、處するに國典を以てすべし。特に茲に言明し爾有衆に諭す。

とあるを拜するも當時の形勢が側かに窺はれる。

明治十五年十月二十一日、大政官々制が改まり、法制、會計、軍事、内務、外務、司法の六部を廢し、參事院を置いて法令の立案審議に參與せしめ、内閣と各省との分立を止め、參議をして各省卿を兼ねしむるの舊制に復することゝなつて、公は新設の參事院議長に任せられた。參議兼參事院議長である。此時改正官制に依つて、新任せられた諸重官は、參議兼司法卿大木喬任、參議兼農商務卿西郷從道、參議兼内務卿山田顯義、參議兼大藏卿松方正義、參議兼工部卿佐々木高行、參議兼陸軍卿大山巖、參議兼元老院議長寺島宗則、參議兼文部卿福岡孝悌、參議兼海軍卿川村純義、元老院副議長佐野常民、參事院副議長田中不二麿、會計検査院長岩村通俊等であつた。十一月十八日公はまた、宮中庶務主管會計を仰付けられた。

## 第二十三節 憲法研究の洋行

既に國會開設の詔勅を拜するに至つたから、政黨は益々興り、民間の政論亦盛となつて、立憲



政體の氣運は次第に熟して行くので、政府に於いても之が準備を爲すの急要を感じ、明治十五年二月二十五日、公は兼職參事院議長を免せられ、憲法調査の爲め、御用有之歐洲差遣を命ぜられた。出發に臨み、三月三日、公は其の任務の限界に就き左の勅命を拜した。

朕、明治十四年十月十二日の詔旨を履み、立憲の政體を大成するの規模は固より一定する所ありと雖も、其經營措畫に至ては、各國の政治を斟酌して以て採擇に備ふるの要用あるが爲に今爾をして歐洲立憲の各國に至り、其政府又は碩學の士と相接し、其組織及び實際の情形に至るまでを觀察して餘蘊なからしめんとす。茲に、爾を以て特派理事の任に當らしめ爾が萬里の行を勞とせずして、此重任を負擔し、歸朝するを期す。

かくて、三月十四日、西園寺公望、平田東助、三好退藏、伊東已代治、戸田氏共、山崎直胤、河島醇、吉田正春、相良頼紹等を隨へて、出發し、ベルリンを本據として、奧地利、白耳義、英吉利諸國を巡つて、研鑽を積み、翌明治十六年八月四日歸朝した。此の間の公の消息は、下に掲ぐる公の夫人に與へた私書によつて畧ぼ想見することが出来る。

(前畧) 我事、香港出帆以來、一度の風波にも出逢ひ不申、氣候も至て溫和にて、やすらかなる船路をわたり申候、四月の二十二日に蘇士と申す處に到着し、蒸汽車に乗うつり、埃及と

申國の都なる回路と申所に到り、六日の間滞留、いろ／＼見物などいたし、其國の王さま又は役人たちにも面會せり、同廿九日に出立してアレキサンデリアと申す港に到り、此處より船に乗り、伊多利あ國のネーブルと申處に到着、五月七日其都ろふまに入る。

此處に今日までとう留、今晚より蒸汽車にて又々ベルマン國ベルリンと申す處にまいるべし、青木公使の居る處なり、そこには四五個月もとう留するつもりなり、尙到着の上、くはしく申進すべし。春雄(高杉晋作の遺子谷春雄。公が此行に伴ひし者)もいたつて機嫌よく候間、高杉へよろしく御傳へ可被下候(下畧)

五月十二日 (明治十五年)

博文

お梅どのへ

御兩親さま、毛利さまへよろしく御申傳可被下候

追々暖氣のせつに相成申候、皆々御無事に御くらしのこと、めで度そんじまゐらせ候、われ等こと五月十六日にべるりんと申處に到着、當今は此處にとうりうすべし。此處はよろろつばにて第三のにぎやかなる都にて、人のかす百三十萬餘り、家の作りなどは大がい五階六階にて、處々に庭園あり、そのきれいなること、筆に一寸はかきつくしがたし、このごろ夜のみじか



きことまたおどろくべし、夜の九時半ごろにくらくなり、二時半ごろには夜明けなり、すこし長ばなしをすると寝る間はなくなる。しかし、あつさのやはらかにして、蚊の居ないには、安氣のものなり、お生(末松子爵 未亡人)よりの日記兩度とゞぎ、その後はいまだ受取不申、不相變へんきやうなるや。勇吉(養嗣子 博邦公)にも日記が出来さうなものと御申聞可被下候

御老人さま方(考妣)へよろしく御申上可被下候、尙留守のやうすくはしく御申越可被下候春雄も無事にて勉強いたし候故、高杉へ此由御申通じ可被下候(後畧)

六月六日 (明治十五年)

博文

お梅どのへ

御兩親さまはじめ皆々御無事、めで度存じ候、生子病氣も七月はじめ頃より全快との御ふみ相とゞぎ、かぎりなく悦び申候、勇吉も此せつは大にべんきよういたし候由、何卒おこたらず出精いたし候様御申聞かせ可被下候、此前のたよりに寫眞さし送り置候故、御受取被下た事とぞんじ申候、我等こと、かはる事なく、此節は方々旅行いたし居候、八月の末より有栖川宮さまに御めにかゝる爲、フランスの都パリと申處まで罷越し、今日よりオーストリアの都ピエナと申處へ参り、十月の中ごろまで滞留いたすべく候、それより又どいつの都べるりと申處

へかへり、當年中はそ處にとゞまり可申候、父上様へ申上、白山のはなの岸に小松又つゝじ等の樹木を澤山に植付被下候様御願可被下候、春雄も至て無事に御座候間高杉へ此よし序に御申傳可被下候、下田奥様へ生子御世話の御禮をよろしく御申傳可被下候、歸る時には、よき西洋の産物を澤山取歸可差上と御申置可被下候、先は幸便に任せ一書勿々めで度かし

九月十一日 (明治十五年)

獨逸國ストラスビルグ府旅宿にて

博文

梅子どのへ

ワースタリアの都、ウイン府、ホテル、インペリアル

八月末出の手紙並に生子勇吉の日記とも相届き、皆々御無事の段目出度ぞんじ候、この地之様子は春雄罷歸候せつくはしく何も御聞取被下候事とぞんじ候、井上勝之助(勇吉の兄、井上侯の養嗣子)死去の事は(訛傳)如何にも残念至極之事にて思ひもよらぬ不幸、井上にも大愁傷の事と察入申候。我等事も、九月中旬より澳國の都ウインに滞留いたし居り候處、來月四五日頃より又々伯林へかへり可申候、當分は彼地にとゞまり可申候、上野も五六日の内には此地に到着のよしに付、



何も留守の様子くはしく同氏より可承事と相樂しみ居り候、此便りにて、お生へ紙文庫一つ、勇吉へ繪道具一つ、中村彌六と申人へ相頼差送り置申候、その内勇吉へ送りたる品物の代金は、中村へ立替置吳候様たのみ置候故、中村來訪の節聞合せ、御拂かへし可被下候、お生へ送りたる品の代は我等直に買求め候故已に拂置候

御兩親さま、山尾さま、山縣奥さま、下田奥さま、毛利さま等へ厚く御傳言可被成下候、先は幸便に任せ一筆勿々申入候、めで度かしく

十月二十七日 (明治十五年)

博文

梅子どのへ

正月十二日の御手紙、二月二十五日に相達、皆々御安然に御超歳の由、めで度ぞんじ候、我等事至て健全に御座候間、御安心可被下候、二月十九日に伯林を出立、獨逸國の諸名所を遊覽の上只今は白耳義國の都なるブルツクセルと申處に滞在せり、兩三日内より英國の龍動へ罷越可申筈なり、英國に四月末頃まで滞留の上、五月の末より六月の初に掛け日本に到着可致つもしりなれば、御目にかゝる時期も不遠と樂しみ居り候、先は幸便一筆申入候勿々めで度可祝

二月二十八日 (明治十六年)

博文

榎子どの  
生子どの

此頃は櫻花开落の好季節、皆々依例御無事御暮の事とめで度ぞんじまゐらせ候、我等何の故障も無之滞歐罷在候間御安神可被下候、此度魯帝即位の大禮式有之我等事全權大使の勅命を奉じたるにより、近日此地出立にて魯國へ罷越可申候、歸朝の期は多分八月頃に可相成とぞんじ申候、御兩親さま、小供等へもよろしく御傳言可被下候めで度かしく

四月三十日 (明治十六年)

博文

梅子どのへ

以上の私信によつて、公が憲法調査の爲め、諸國の政府並に碩學の間を奔走した徑路は、寧ろ公文書などよりも詳細に判るが、前掲書信中にも見ゆる如く公は明治十六年四月末を以て調査を終へ、六月初め頃迄には歸朝の豫定であつたが、露帝即位式に參列を命せられた爲め、期限が後れたのである。前掲最終の書翰に、魯帝即位の大禮式に全權大使の勅命を奉じたとあるは、明治十六年三月三日、

露帝アレキサンドル第三世陛下踐祚祝賀のため特命全權大使として同國へ出張被仰付



との辭令を拜した其のことである。

かくて、公は八月四日に歸朝したのであるが、初め公の日本を發するとき、岩倉卿は酒肴を携へて、公の居を訪ひ、共に酌んで別情を叙した。これは公が長州人として必しも長閑に偏せず、直情勁行忌む所なく、當時薩人は専ら岩倉卿を推し、長人は主として三條卿に倚つたに拘らず、公のみは、三條卿にも岩倉卿にも共に好かつた爲めであると言はれてゐる。斯る關係から、公は岩倉卿の息具定を隨員中に加へたのであつたが、歸途新嘉坡で、岩倉卿癌を病んで危篤に陥れりとの報に接し、香港に着いた時に、薨去の悲報を受けた。

同年九月十七日、露西亞國皇帝陛下より贈與したる白鷺大綬勳章を受領し及佩用することを允許せられ、同月二十九日、薩克遜滙馬耳國太公殿下より贈與したる白鷺第一等勳章を受領し佩用することを允許された。前者は、即位式參列の功を賞されたものであり、後者は獨逸滯在中の情誼を彰されたものである。

## 第二十四節 朝鮮事件

同年十二月十一日、外務卿代理被仰付、翌明治十七年二月廿一日、免せられた。

明治十七年三月、宮内省制度取調局を設けらるゝに至つて同月十日公はその局長仰付けられ、同月二十一日には宮内卿兼任を命ぜられ、更に五月二十日、工部卿不在中、工部卿兼任仰付けられた。同年七月華族令の發布せらるゝに及んで、七日勳功により特に伯爵を授けられた。此の時公と共に伯爵を授けられたものに大木喬任、寺島宗則、黒田清隆、山縣有朋、井上馨、西郷從道、山田顯義、松方正義、川村純義、大山巖、佐々木高行、廣澤真臣の嗣子の十二人、木戸、大久保の嗣子は侯爵を、三條卿及び岩倉の嗣子は公爵を授けられた。十二月十七日、公は特旨を以て位階を進められ從三位に叙せられた。

此の時に當つて、朝鮮國京城では、清國黨たる保守黨と日本黨たる開化黨とが鏑を削つて相闘いでゐたが、終に所謂甲申の亂なる兇變を激成するに至つた。當時袁世凱は漢城の天地に勢威を振ひ、朝鮮の大官は大率その膝下に跪伏し、閔台鎬、金炳始、金炳國等が牛耳を執つて保守主義を主張し、支那に臣事するの因襲を固執せんとし、朴泳孝、金玉均、洪英植、申箕善、徐光範、尹雄烈、其他曾て我國に來遊した一群の人士は、今や宇内の形勢は、列強東西に星羅して文物燦然たるものあり、此の時に際し一老朽國たる支那を宗として屈從之れ事とするは、朝鮮の取るべき道にあらずとの見地より、所謂開化黨の一團を成して、保守派に對抗したが、恰かも明治十七年十



二月四日、京城郵便局開業式に内外貴紳の集合せるを機とし、一舉に保守派を剷滅するの計を立て、開化黨一派は宮城を占領し、王に請うて、反對派の大臣を罷免し或は刑戮を加へ、之と同時に書を日本公使館に飛ばして宮廷の護衛を求めた。我公使竹添進一郎は、日本駐兵全部一中隊を率ゐて王宮を守つたが、保守派の殘黨は急を袁世凱に告げたので、袁世凱亦兵を率ゐて王宮に至り、終に清韓兩國兵と我が兵との衝突を見るに至り、又暴民蜂起して我公使館を圍むに及び、我が公使は衆を率ゐて難を仁川に避け、軍艦日進に搭じて歸國した。是に於て朝鮮に於ける我れの勢力は根絶し、袁世凱の勢力のみ獨り八道の山河を風靡することゝなつた。此の報傳はるや、我は直ちに、外務卿井上馨を特派全權大使に任じ、陸軍中將高島勲之助、海軍少將樺山資紀をして兵を率ゐて之に隨はしめ、十二月廿四日發程、朝鮮に赴かした。此時清國からも北洋通商事務大臣吳太澂を欽差大臣として朝鮮に派し、我が行動を監視せしめたが、我れは翌明治十八年一月九日を以て漢城條約を結び、朝鮮國王國書を發して謝意を表すること、被害日本臣民の爲めに朝鮮より拾壹萬圓を支拂ふこと、礮村大尉を殺害したる兇徒を逮捕處罰すること、公使館の新築費二萬圓を朝鮮より支出すること等を規定して此の事件は落着した。

## 第二十五節 天津談判

甲申事件に關する朝鮮との折衝は斯くして局を結んだが、京城に於ける清兵の暴戾と朝鮮に於ける日清兩國の勢力の不均衡とは、到底之を其儘に放置するを許さぬので、我は別に清國と商議を開くに決し、明治十八年二月二十四日、公(參議、參事院議長、議定官、宮内大臣)は特派全權大使に任ぜられ、清國差遣を命ぜられた。農商務卿西郷從道副使となり、海軍中將仁禮景範、陸軍中將野津鎮雄、參事院議官井上毅等隨員となり、二月二十八日、纜を解き、三月十四日天津に着し、我駐清公使榎本武揚と共に一旦北京に入つて、かれの總理衙門に來意を告げ、天津に下つて李鴻章と折衝を重ねた。

此の談判はなか／＼むづかしかつた。元來事の起りは竹添公使が日本黨の招きに應じ兵を率ゐて王城に乗り込んだので、清韓兵が聯合して之れを撃退したのである。いはゞ喧嘩は此方が先きに仕懸けたのである。それに尊大な李鴻章は公を見くびつて例の西洋崇拜のハイカラ政治家が屁理窟をならべに來た位にしか思つてゐない様子であつた。いよ／＼公に會つて見ると、舉止典雅、風采も東洋式の君子人にも見え、態度も頗る重厚であつた。李鴻章は一寸意外に感じたらし



かつたが、先づ當時清國は佛國と難を構へてゐたので、その弱味に付け込んで無理を通す計略ではないかといふやうな厭味を言ひ出した。そこで公は、若し佛國との交渉急にして談判を開く餘裕なしとのことならば、何時までもお待ち申すべしと答へたので、李鴻章も我を折つて談判を始めることに同意した。そこで公は世界の大勢から説き起し、目下東洋に於て獨立國として誇るに足る國は支那と日本とあるだけである。而して西方東漸の勢は駸々として止まざるに、鵝蚌相争ふは結局漁夫に利を與ふるものである。韓國に於ける日清兩國の紛争を根絶すべき方途を講ずるが焦眉の急務であると論じた結果、李鴻章は公の意のある所を諒とし、四月十八日に至つて所謂天津條約が締結されることになつた。その重なる條項は、日清兩國は調印の日より四箇月以内に朝鮮より撤兵すること、爾後兩國は軍隊訓練の教師を朝鮮に派遣せざること、兩國に於て出兵の必要ある時は互に知照すること等であつた。此の條約は表面から見れば平凡なものゝやうに思はれるが、清國をしてそれまで屬國視してゐた朝鮮に對して日清同等の權利を認めしめることになつたことは見逃がすべからざる重要な點である。後ち日清戦争は、清國が此の條約に違反したのがその原因となつたのである。

公は首尾よく其の使命を遂げて四月二十八日に歸朝し、直ちに復命の爲めに參内した。その時

明治天皇より褒詞を賜つた上に、皇后の宮よりは左の御詠の色紙を賜つた。

花見つゝさしおくれたる窓の戸に

にほふもうれし春の夜の月

## 第二十六節 内閣制度創立

七月七日明治天皇、公の高輪邸に臨幸あり、岡本黄石、小野湖山、長梅外、藤堂凌雲、日下部鳴鶴、長三洲、巖谷一六、川村雨谷、瀧和亭等の書畫揮毫を叡覽あり。翌八日、皇后の宮の行啓あり。三曲の合奏を御聽に達した。此の頃より公は兩陛下の殊寵に浴したのである。長梅外の吟、當時の光景を髣髴するものがある。

乙酉七月七日

聖駕臨伊藤參議家、是日見召揮毫御前者九人、允文及小野愿、岡本廸、藤堂驥、皆年七十以上、兒莢及巖谷修、日下部東作、川村應心、瀧謙也。

維歲明治十八年

七月七日雨餘天



天王親臨參議第	第中草木皆欣然
廣樂聲隨玉輦起	大旆影擁仙伏連
路傍拜觀人如蟻	昇平有象今見焉
大宗曾過王珪宅	元齡如晦在後先
此時猶未爲天子	妙年英貌亦驚人
藝祖亦至趙普第	門外大雪夜漫々
主人拜迎妻行酒	相對與計取大原
今日與此二事異	支那朝鮮已和親
開化功與桑麻長	暇豫講武又修文
是日見召文武士	書畫更及江湖裏
磨墨聲動簾幕間	滿堂雲烟蓬勃起
堂上楓樹突然生	壁間波濤澎湃至
張顛艸書蛟龍躍	顏家運筆規模大
天顏有喜無震威	九人一同奉恩旨

大星煌々拱北辰。  
老腕揮灑玉座前。

少微嚙々我輩似。  
始知長壽亦天賜。

長允文再拜

立憲政治の準備として、明治十七年三月制度取調局を置かれ、公が其の局長として専ら研究し  
 たる行政府の組織改革案が出来上つた。明治十八年十二月に至り、太政大臣三條實美上表して自  
 から其の職を辭し改革案を奏上したので、廟議之を容れ、太政大臣、左右大臣、參議及各省卿を  
 廢して、内大臣、宮内大臣及宮中顧問官を宮中に置き、内閣は、總理大臣を首め内務、外務、陸  
 軍、海軍、大藏、司法、文部、農商務、遞信(工部省を廢して遞信省を置いたのである)の十大臣を以て組織し、制度取調  
 局及參事院は廢せられた。此の制度改革の趣意は、左記三條太政大臣の上表に盡されてゐる。

太政官の諸職を廢し、内閣を以て宰臣の會議所及奏上に關する事を處理するの處となし、萬  
 機の政専ら簡捷敏活を旨とし、諸宰臣入りては大政に參し、出でゝは各部の職に就き均しく陸  
 下の手足耳目となり、其中一人を選び之をして専ら中外の職務に當り、旨を承けて宣奉せしめ  
 以て全局の平衡を保持し、以て各部の統一を得せしむべし。若し其人に至ては必ず陛下の聖鑑  
 に由り、大局に明達し、事務に精練なる者を得て以て之に任せらるべし。方今中外の機務極め



て多端なり、之に當るは別に其人あらん。是れ實に臣が堪ふる所にあらず。願はくば陛下臣が誠忠を察し、今の時に及んで直ちに内閣の組織を改め、併せて臣が職を解き臣をして獎順贊襄の微衷に負かざらしめば、獨り臣の幸たるのみならず、實に祖宗簡實の政に復し以て親裁の體裁を得、始めて立憲の義に適ふべし。

この新制度に由り、公は、同月二十二日、我國最初の内閣總理大臣に任せられ、同時に最初の宮内大臣を兼ねた。内閣の成立と共に、施政の綱領として、一、官守を明かにすべし、二、選叙の法を建つべし、三、繁文を省くべし、四、冗費を節すべし、五、規律を嚴にすべしとの五項目を公示し、稍や後年立憲制下に立つべき使命を帯ぶる政府の俤を示した。

此年から翌明治十九年、翌々明治二十年に涉つて、公は聖駕に扈し又は命を銜みて屢ば中國、九州、對馬近海等を視察したが、その間に、明治十九年十月十九日、從二位に叙せられ、同年十二月二十二日獨逸皇帝より贈與せられたる赤鷲大勳章を、明治二十年五月二日、伊太利國皇帝より贈與せられたるダラン、コルドーネ、デル、オイテイネサル、サンマウリレヨ、エ、ラツアロー勳章を、同年八月二十四日、葡萄牙皇帝より贈與せられたるヒルドル、ミリテール、ドノール、ダムドランセブション、ドウイラウキ、ソーサ勳章を受領し及佩用するを允許せられた。

此の時に當り、我政府は、如何にもして條約改正の業を遂げんとし、外務大臣井上馨主として歐化主義を鼓吹し、之に依て歐米の意に投ぜんとし、治外法權の一部撤廢に成功したが、五百圓以上の民事と重罪に當る刑事とを依然外國領事裁判所に譲るといふ條項の洩るゝや、朝臣中にも反對者現はれ、國論大に沸騰した。仍て政府は條約改正の談判を中止し、井上外務大臣を免じて宮中顧問官に任じ、公は、明治二十年九月十七日、兼宮内大臣を免ぜられて臨時外務大臣兼任を仰付けられた。然るに、此の時後藤象二郎の大同團結成り、諸黨の政府攻撃の聲は日に高まつたので、政府は保安條例を發布し、新聞紙條例を改正して之を取締り、尙ほ明治二十一年二月一日長く野に在つた大隈重信を擧げて外務大臣に任じ、公は同日兼任外務大臣の職を解かれた。

同年四月公の創意に係る樞密院の設立せらるゝや、公は其の最初の議長に任せられ、總理大臣を辭し、農商務大臣黒田清隆が代つて總理大臣となつた。公の總理大臣を辭し、樞密院議長に任せらるゝや、特に朕、卿の情願を容れ重任を解き、特に命じて内閣に列せしむ。との御沙汰が降つて、依然閣班に列せられた。公の樞密院議長と共に顧問官に任せられた者は大木喬任、佐々木高行、川村純義、福岡孝悌、副島種臣、寺島宗則、佐野常民、品川彌二郎、勝安芳、河野敏鎌、東久世通禧、吉井友實の十二人であつた。



## 第二十七節 憲法制定

公の此の革職は、當時の政情に於て、人心の轉換策たる意味も幾分含まれてゐたが、其の主なる理由は、憲法の草案が出来上つて、天皇最高の顧問府たる樞密院の審議に附する必要があつたからである。公は憲法に關する諸外國の取調を終へて明治十六年八月四日歸朝して以來、宮中に設けられたる制度取調局に於て着々調査を進め、行政部内の諸制度は、既に記るし來つた通り、順次革新せられ、其の實施を見たが、憲法草案は、内閣の制度ができて、其の所管内に法制局の設けらるゝに及んで、之に移されて研鑽されてゐたが、是に至つて其の雙關的大典なる皇室典範と共に完了を告ぐるこゝとなつた。憲法の制定は日本の肇國以來の最大變革と言つて不可なきものであつて、従つて公の事業中不朽のものである。されば、公は之れが草案を講究するに當つては、他の幾多の職司を有するに拘らず、雜閑中より蟬脱して、明窓淨几の人となつて、思索を凝らした。此間の消息は、當時公に従つて此事業に參與した伯爵伊東已代治が、該憲法起草に由緒ある地を記念した碑によつて髣髴することが出来る。その文に曰く、

金澤之爲地、(武州金澤) 負山瀕海波光與瀾影相映、自古稱武相第一之名區、伊東春畝公愛其勝

構別墅於夏島、將就此而審議憲法典範之草案、屋宇無輪奐之美、柱楹不加雕飾、一棟六房纔凌風雨耳、明治二十年三月起工六月落之也、公乃往焉、陪從者三人、予與金子堅太郎寓東家、井上毅別居、公日來臨東家從事調查、予專管機秘草案、一夕儉兒入予室奪行李而去、翌朝覺之百方搜索、儉兒唯取錢而棄行李于圃中、草案無恙矣、公乃命二人移居夏島、島孤懸于海心、非僦舟不可渡、居此者宛如謫客、距島數百武有烏帽子巖、巖以形名焉、時際盛夏、晨夕討論之暇往々游泳至巖下、其快洵不可名狀也、顧夏島既爲憲法發祥之處、而物換星移今則爲海軍飛行場、併烏帽子巖無復片影、滄桑之變足喫一驚也、於是刻文而誌遺跡以告後人云

大正十五年十月

正二位勳一等伯爵伊東已代治撰并書

かくして出來た憲法及皇室典範の草案は、明治二十年から樞密院の議に附せられ、赤坂假皇居の御會食所たりし一殿宇が、會議場に充てられ、同年五月より翌二十二年二月まで、畏くも陛下毎日御親臨の上、公が議長となつて議事を進め、同年二月十一日、紀元節の佳辰を下して、其發布式が行はれた。日本は是を以て全く新なる國命に入つたのである。此の會議場は、後に赤坂假皇居が皇太子御殿となる爲め改築せらるゝこととなつて、取毀されることになつたのを、明治



天皇が、皇室典範及び憲法の兩大典案審議とともに公に深い縁故があればとて、明治四十年一月公に下し賜はつた。當時の御沙汰書に、

元假皇居宮殿中御會食所建物の儀は、皇室典範、帝國憲法、其他憲法附屬の法令御制定の樞機密勿の議事被聞食候御場所に充てさせられ、陛下の日夕親臨爲遊候御由緒有之今般特に閣下大典起草の功勞を御回眷被爲在憲法創始の基蹟を永遠に銘記せられ度思召を以て其の儘下賜仍移轉改築費として金貳萬一千圓併賜御沙汰候、此段申入候也

明治四十年一月十七日

宮内大臣 子爵 田 中 光 顯

大勳位侯爵 伊 藤 博 文 殿

とあるに據れば、叡慮の程は推し測りまつるに餘りある。公は此の拜領の殿宇を大森に移し建て、恩賜館と號し、翌明治四十一年の紀元節、内閣諸大臣貴衆兩院議員を此處に招待し、有栖川宮、韓國皇太子の臺臨を仰いで、憲法發布二十年記念祝賀會を催した。之が答禮として、三月二十二日に貴衆兩院議員は議院内に祝宴を開き公を招待した。

此の憲法の特質は、勅語に昭示せられてあるが、これは日本國民の子々孫々無窮に服膺すべき

大原則であるから、茲に之を謹寫する。

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし、朕が祖宗に承くるの大權に依り、現在及將來の臣民に對し、此の不磨の大典を宣布す、惟ふに我が祖我が宗は、我臣民祖先の協力輔翼に依り我が帝國を肇造し以て無窮に垂れたり、此れ我が神聖なる祖宗の威徳と、並に臣民の忠實勇武にして國を愛し公に殉ひ、以て此の光輝ある國史の成跡を貽したるなり、朕我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し、其の朕が意を奉體し朕が事を獎順し、相與に和衷協同し、益々帝國の光榮を中外に宣揚し、祖宗の遺業を永遠に鞏固ならしむるの希望を同くし、此の負擔を分つに堪ふことを疑はざるなり。

公は、樞密院議長として、内閣總理大臣黒田清隆以下各大臣と共に之に副署した。これは、前に記した明治二十一年四月三十日の御沙汰に、特に内閣に列せしむとあつた勅旨に循うたものである。

かくて、公の皇室典範及び憲法起草の業は纏々たる秋實を結ぶに至つたのであるが、此の大典起草の功業こそ公の全生涯を通じて其の勳績の最高潮に達したもので、公の傳記は之を以て終りとするも、尙光芒陸離として、聚星中の北辰たるを失はぬものである。しかも公の曆算は此の時



やうやく四十九、其の壯齒は以て守成の大業を輔翼するに餘りあつた。

明治二十二年二月十一日、憲法發布の盛典の日を以て公は旭日大綬章を賜はり、父十藏も特旨を以て正四位に叙せられた。

## 第二十八節 湘南悠遊

さて、憲法は既に發布せられ、國家の制度組織が次第に整頓するに隨つて、益々必要を感ずるは條約改正の事業である。此時、大隈重信が外相の位置に在つて、前に明治二十年、外相井上馨の企て、失敗した此事業を達成せんとし、井上が諸國共同談判主義に由つた態度を改めて國別談判の方法で遣り出した。而して改正條約中に、法權の獨立を贏ち得ず、外人判事を日本法廷に任用するといふ條項があつたので、折柄歸朝した山縣内相を始め伊藤、井上までが反對し、又國權論者は、此外人司法官を認めた點に不平を唱へ、大隈攻撃の聲が俄かに朝野を掩うて揚がつた。殊に野に在つては、大隈の率ゐる改進黨系に屬する諸新聞、朝に在ては、總理大臣黒田清隆が、大隈外相の方針を支持するのみで、其の他は大抵反對であつた。樞密院内にも反抗の空氣が鬱勃として漲ぎつた。公は内閣の改正條約案に反對してゐたので、十月（明治二十二年）末、病と稱

して樞密院議長の職を辭し、骸骨を乞ひ奉つた。然るに明治天皇は容易に此の辭職を御聽許あらせられず、侍講元田永孚を御差遣に相成り、第一、輦下を全く離れざること。第二、重要事件あるときは、何時にても御諮詢に對へ奉ること。第三、國家有事の日には、直ちに出て匡救の事に従ふこと。此三箇條を誓約するに於ては辭職を御聽許あらせらるべしとの御内意を傳へさせ給うた。公は恐懼感泣して命を拜し、同月三十日、漸く辭職の御許可があつて大木喬任が樞密院議長に任せられ、公は左の勅語を拜した。

朕卿が陳奏の意を諒し其の請を允す、朕卿が忠誠に倚信するや太だ厚し、隨時仍は啓沃の力を致さんことは朕の切望する所なり。

併せて、宮中顧問官に任ずるの辭令を降され、越えて十一月一日、

朕宮中顧問官從二位勳一等伯爵伊藤博文を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳優遇の意を昭にす。

との勅語を賜はつた。

これより、公は主として小田原に居住し（此頃公は、小田原に邸を構へ、滄浪閣と稱した、後明治二十九年大磯に移つた。）江湖に雲煙を趁ふ身となつた。當時の公の動靜を窺ふの便として、左に公が小田原から愛女末松子爵夫人生子に送



つた私信を掲げることとする。

先月出京の節は、夜中御邪魔、色々御馳走多謝の至に候、同夜は新橋より汽車に乗り候處、自耳義公使夫婦同車に相成(鹿鳴館、三條の晩餐に被招、歸りなり)小田原話を頻りに被申掛候、沖、淺田同車にて至て賑々敷、睡眠も催し不申、大に面白覺え申候、富貴樓一泊、翌朝小田原へ歸り申候、勇吉も其後異狀無く、橋本國手も過る二十四日來診有之、患部の検査も充分行届き將來之養生法をも被示好都合に有之候。云々

(前畧) 明後三十日には、カルクロード氏(編者註横濱辯護士)、英人エドウィン・アルノールド氏を同伴、小田原へ尋來候筈に有之候、右英人は新聞紙屋にて、我等に面會を乞ひ、種々談話致度との事に候故、外國人の御客は少々困り候へ共、斷る譯にも參り不申、晝食を宮の下の藤屋へ申付、田舎西洋料理を饗し可申筈に候、謙澄主へは別に書翰差出不申候故、宣布御申傳可被下候、當地は、兩三日來、兎角雨天勝にて日光を見る事甚だ稀なり、東京は如何に候哉、定て同様の天象ならんと御察申候、書餘後鴻に譲り可申草々芽出度申納候可祝

一月二十八日 (明治二十三年)

生子どのへ

博文

## 第二十九節 最初の貴族院議長

されど、時勢は長く公の悠遊を容さなかつた。翌明治二十三年は、第一回帝國議會の開かれる歳で、一月九日には、衆議院議員選舉施行規則が公布せられ、續いて二月二十七日には貴族院令が施行されて、貴衆兩院ともに其の議員を選舉する順序となり、國務極めて多端であつた。明治天皇に於かせられても、此の状況を軫念あらせられたものか、五月十四日(明治二十三年)公に内勅が降つて、出廬を命じ給うた。此の内勅は、内大臣徳大寺實則が、御前に於て、親しく御言葉を書し奉つたものと承る。其の御趣旨は大略左の如きものであつた。

維新以來、明治政府の基礎を建てたるは、木戸、大久保の二人と卿となり。二人は今既に亡し。卿一人樞機に參すること十有餘年、拮据勉勵、功績も尠からず、先年已むを得ざる事情の爲めに一時辭職したるも、國家有事の日には、直ちに出で、匡救の事に従ふ誓約あり。今や條約改正の事あり、議院創設の事あり、國事多端にして、一着を誤るべからざるの時に屬す。卿宜しく速に出で、朕を補翼せよ。

公は恐懼措く所を知らず、肺肝を罄して、備さに情を陳し、纔かに當分御暇を賜はる勅許を得



た。かゝる間に、議會開設の準備は逐次歩を進め、貴族院は、伯爵議員十五人、子爵議員七十人、男爵議員二十人を互選する定めであつたが、七月十日公は伯爵議員に選出せられ、十月二十四日貴族院令第十一條に依り、最初の貴族院議長に任ぜられた。

之より先公が大隈の改正條約案に反對して樞相を辭するや、黒田内閣は、條約問題に就き、御前會議を開いて其の可否を討議したが、外國判事を我が大審院に容るゝことに反對する者多數を占めたので、黒田内閣は條約改正を中止して總辭職をした。然るに差當り何人も後繼内閣を引受けないので、止むを得ず、内大臣三條實美が首相に任ぜられ、一時閣臣の辭表を却下し、暫く中繼内閣を維持したが、結局當時内相たりし山縣有朋が首相の印綬を拜することになつた。その翌明治二十三年にいよゝゝ議會が開設せらるゝことになつたので、その上院を統率するには、憲法の起草者にして議會制度の創業者たる公を推すの外なしとし、さてこそ山縣首相の奏薦に依り公が貴族院議長に勅任されることとなつたのである。

第一議會のいよゝゝ開かるゝや、山縣内閣の提出した豫算に對し、衆議院が、多年齟齬した氣焔を吐いて大削減を加へたので、殆んど解散の不祥事を見んとしたが、纔かに政府と議院の歩み合ひに依り無事に濟んで、三月八日を以て開院式が舉行された。併し山縣は民黨の反對劇烈なる

に鑑み永く政局を維持すべき成算なしとて、閉會後間もなく辭表を奉呈した。是に於て又も後繼内閣組織問題が繰返へされることになつた。

此の時公は其の後繼者に擬せられたが、長系の山縣に繼ぐに同系の公を以てしたでは、政界の靜謐を期する所以でないとして、公が引受けなかつたので、結局黒田清隆、大山巖、井上馨、山縣有朋の四人が、背後に在つて支持することを條件として、松方正義を起して首相たらしめ、山縣内閣の閣僚が居すはつて内閣が成立し、明治二十四年五月六日、松方が印綬を拜帶した。薩長聯合の後援の下に薩の松方内閣が出来た譯である。此の後繼内閣の難産中、貴族院議長の公は、夫人及次女朝子を伴うて京攝の間に遊び、神戸諏訪山のさゝやかな別荘に滞留してゐた。然るに、東京に在つては、政局の拾収が困難で一時政情が不安となつたとき、明治天皇は、四月十八日特に土方宮内大臣を神戸に遣はし、何分の斡旋を公に命せられた。宮相は公と會し、熟談夜半に及んで公の歸京を勧め、西常盤旅館に其の決答を待つと、十九日、公は次の如き書翰を以て、宮相に所懐を述べた。

昨夜は長談、御疲勞中御安眠を妨げ、恐惶の至奉存候、却説歸京の聖勅に對し、熟考仕候處何分斯の如く事態不容易の際、閫外閑職の身を以て閣臣進退に關する樞要機密の御下問を蒙り



所見を奏聞すること甚だ穩かならざる様愚考仕候、一旦現職總理大臣より奏聞を遂げ候上、内閣將來の政策相談有之候事に相成候はゞ、稍其當を得候ものに可有之か。歸京は飄遊の身に於て輕きこと毛髮の如くに有之候得共、現に總理辭職の事實は世上に喧傳し、爾來旬餘、各位未だ決する所あらず、堂々たる政府遂に爲す所を知らずして陛下は局外の小臣を徵せられ、歴々大官に謀議せずして却て樞機外の者に輔弼の進退を御諮詢相成候事、大憲の大義に於ても如何可有之か。萬一祖宗に對し、天下後世に對しても、聖徳を煩はす様の事寸毫有之候ては、小臣赤心に於ても甚だ不安事と奉存候、此段御再考を仰度、艸々頓首再拜

四月十九日

宮内大臣殿

博文

公の立憲政治に關する意見は、此の僅々三百餘言に過ぎざる一手東に儼然として現はれてゐるやうである。かくて、前述の通りに松方内閣が出来たのであるが、其後幾許もなくして、大津事件（露國皇太子ニコラス、後のニコラス二世、過般の露國革命前の最後の皇帝が、我國に來遊し、大津で護衛の巡查津田三藏に傷けられた事件で、我政府は頗る狼狽して殆んど爲す所を知らず、纒々に明治天皇の宸斷に出でた御處置の爲めに、事圓満に終結した）に起因し内閣員に變動のあつた際、公は大木喬任の入閣の後を承けて、六月一日、再び樞密院議長に任ぜられ、尋で、貴族院議員の辭任を願ひ出で、七月二十一日允許せられた。

後來、貴族院議員にして樞密顧問に任ぜられたものは、議員の職を辭する慣例を生じたのは、公の此の進退が先例となつたのであらう。

### 第三十節 第二次内閣總理大臣

明治二十四年の暮、松方内閣が第二議會に臨むに當つて、自由黨、進歩黨、獨立俱樂部、無所屬四派は聯盟を作つて議會に臨み、豫算に對して鉅額の削減を主張したので、議會は終に解散となつた。翌明治二十五年二月十五日、總選舉行はるゝや、民黨、吏黨の競争激烈を極めたが、内務大臣品川彌二郎（是より先大津事件の爲め内閣に變動の有つたとき内務大臣品川彌二郎が之に代つて任ぜられた）次官白根專一が地方官に命じて極度の干渉を行はせたので、全國に彌り死者二十五名、負傷三百八十八名を出した程の騒動を惹き起した。之が爲めに選舉干渉非難の聲は囂々として一世を掩ふことゝなつた。公は始より此の干渉に反對し、屢ば政府に忠告したが用ゐられなかつたので、選舉の實狀を見るや、直ちに樞密院議長辭職の表を奉つた。明治天皇は此辭職を容易に聽許し給はず、三月十一日侍從長徳大寺實則を公の伊皿子の私邸に御差遣に相成り左の如き宸翰を降し給うた。

朕卿が陳情極めて切なるを知る。但朕は常に相咫尺して卿が啓沃に倚らんことを望む。卿其



れ餐を加へて静養し、以て朕が懷を慰めよ。樞詢の職を解くは朕が允さざる所なり。

かくて辭表は却下せられ、政府に於ては、農商務大臣陸奥宗光、干渉に反對なりし故を以て先づ去り、品川内相と白根次官とは責を負うて引退し、副島種臣、河野敏鎌の二人入閣して陣容を整へ、來るべき臨時議會を迎ふることとなつた。

第三議會は、明治二十五年五月二日を以て召集せられたが、政情が既に前述の如き次第であつたから、果して多事を極めた議會で、民黨から政府彈劾の上奏案が提出せられ、僅かに三票の差で、それが否決せられると、矢継速やかに、選舉干渉を不當とする決議案が現はれて、四十三票の多数で可決せられた。貴族院でも、選舉に關する政府の非法を指摘した建議案が通過したので、議會は停會となり、停會明けには、豫算案の修正に就いて、貴衆兩院の間に衆議院の先議權に關して意見の扞格を生じ、それが爲めに貴族院の上奏となり、勅裁の降下となり、波瀾重疊、政府は施政計畫の大半を犠牲として、辛うじて難關を切抜けることを得た。斯る事情であつたから、六月十四日議會閉會となるや、松方は、七月三十日辭表を捧呈して、飄然鎌倉に去り、政情は益々紛糾を極めることとなつた。是に於て、勅旨が公と黒田、山縣、井上との四人に降つて、善後の處置を命じ給うた。四人は公の伊皿子の邸に會して協議を重ねたが、結局公を首班とする元勳總

出の内閣を作るに決し、八月八日（明治二十五年）公は内閣總理大臣に任ぜられた。閣員は、司法大臣山縣有朋、逓信大臣黒田清隆、内務大臣井上馨、陸軍大臣大山巖、農商務大臣後藤象二郎、外務大臣陸奥宗光、文部大臣河野敏鎌、海軍大臣仁禮景範、大藏大臣渡邊國武であつた。

かくて、公は程なく第四議會に臨むこととなつたが、此の議會は、明治二十五年十一月二十五日召集せられ、二十九日開會となつた。然るに、二十七日、公は奇禍に會うて負傷した。此日午後二時過、公が人車で官邸の門を出た一刹那、横間から有栖川宮家の馬車が疾走して來て公の車を曳き倒した、之が爲めに公は車上より墜落し上齒を數枚折るほどの重傷を負ひ、議會に出席することが出来なくなつた。そこで内務大臣井上馨が總理大臣臨時代理を命ぜられ、議會は所定の如く進行したが、所謂元勳内閣なるの故に政黨の之に反抗する氣勢は一層強烈となり、衆議院は豫算の大削減を企て、憲法第六十七條の既定歳出に就き之が削減を政府に要求したが、政府に於て之を聽かぬので、議院自から休會し、休會後更に此の問題に就いて上奏案を議するに當つて、議會は停會となつた。此の間に公の病癒へ、井上は總理大臣代理を解かれ、停會明けの翌日、明治二十六年二月七日、公は始めて議場に現はれて、上奏案の趣意に反對し、情理を盡して和衷協同を求めたが、議院は、それに耳を假さずして、上奏案を可決し、八日之を闕下に捧呈した。然



るに此上奏文に對しては、『能く熟閱し置くべし』との勅語を降されたのみで、御採納あらせらるべきや否やは固より推測しまつるべくもなかつた。政府に於ては、議院の斯る態度に由り、當時國務上焦眉の急要とする軍艦製造費並に憲法上の既定の歳出が不成立に終らんとするので、斷然解散を奏請するに決し、公は同日闕下に伏して議會の解散を奏請した、然るに、明治天皇はこれにも御裁可を與へ給はずして、全事件を、樞密院に御諮詢あらせられた。(編者註、當時の樞密院議長は大木喬任であつた)越えて十日、各大臣、兩院議長、各樞密顧問官を召され、龍體親しく正殿に出御ましまし、左の勅語を下し給ふた。

在廷の臣僚及帝國議會の各員に告ぐ。

古者皇祖國を肇むるの初に當り、六合を該ね八紘を掩ふの詔あり。朕既に大權を總攬し、藩邦の制を廢し、文武の政を革め、又宇内の大勢を察し開國の國是を定む。爾來二十有餘年、百揆の施設一に皆祖宗の遠猷に率由し、以て臣民の康福を増し、國家の隆昌を圖らんとするに外ならず。朕又議會を開き公議を盡し以て大業を翼賛せしめんことを期したり。而して憲法の施行方さに初步に屬す。始を慎み終りを克くし、端を今日に正し、大成を將來に期せざるべからず。顧みるに宇内列國の進勢は日一日より急なり。今の時に當り、紛争日を曠くし、遂に大計

を遺し、以て國運伸張の機を誤るが如きことあらば、朕が祖宗の威靈に奉對するの志にあらず又立憲の美果を收むる道にも非ざるなり。朕は在廷の臣僚に信任して其大事を終始せんことを欲し、又人民の選良に倚賴して朕が日夕の憂慮を分つことを疑はざるなり。

憲法第六十七條に掲げたる費目は既に正文の保障する所に屬し、今に於て紛議の因たるべからず、但し朕は、特に閣臣に命じ、行政各般の整理は其必要に従ひ、徐ろに審議熟計して遺算なきを期し、朕が裁定を仰がしむ。

國家軍防の事に至ては、苟も一日を緩くするときは或は百年の悔を遺さん、朕茲に内廷の費を省き六年の間毎歲三十萬圓を下附し、又文武の官僚に命じ特別の情狀あるものを徐くの外同年間其俸給十分一を納れ、以て軍艦費の補足に充てしむ。

朕は閣臣と議會に倚り立憲の機關とし其各々權域を慎み和協の道に由り、以て朕が大事を補翼し、有終の美を成さんことを望む。

此の聖勅を拜して上下恐懼し、梗塞は忽ち釋けて、豫算案は衆議院の若干の讓歩を以て成立し政府提出の諸法律案も大部分通過した。

かくて議會が終ると、内閣の改造を行ひ、行政整理の爲め各種調査委員會を設け、條約改正準



備事業中法典再調査の爲め、法典調査會が設けられて、四月十三日（明治二十六年）公が其の總裁に任ぜられ、侯爵西園寺公望が副總裁に任せられた。公はかく政務の傍ら法典調査の事に従つたが、海軍防備の事は曩には明治二十四年、清國提督丁汝昌が堅艦を卒る來つて威容を示すあり今また御内帑を割き給ひ、併せて文武官僚の俸給を割いて此の事業に充てしめ給ふあり、大政變理の責に當る者は寸尅も忽諸に附すべきにあらざるを以て、公は七月より九月（明治二十六年）に亘つて、大命を銜んで各地鎮守府を巡視し、實地を檢討して其の充實の方法を講ずるに寧日が無かつた。

明治二十六年十一月二十五日、第五議會召集せられ、二十八日開院式仰出されたが、此の議會は、次の第六議會と共に官民の衝突劇烈を極めた議會であつた。衆議院議長星亨が取引所事件によつて、終に議員を除名せられた事情に關聯して、農商務大臣後藤象二郎を彈劾し、延いて政府の責を問はんとし、又帝國軍艦千島と英船ラベンナ號との衝突事件に就き、政府の出訴手續が帝國の威嚴を冒瀆するの嫌ありとて、衆議院は上奏すること前後二回、停會に繼ぐに停會を以てし終に解散を見るに至つた。

臨時議會たる第六議會は、明治二十七年五月十二日を以て召集せられたが、此議會に於ては、

前議會で星亨が、除名までせらるゝに至つた事情があるので、自由黨のみは、他の政府反對黨たる改進、國民、革新の三黨と稍や出處を異にしたが、併しながら、議場の大勢は政府反對に傾き、議事は紛糾に紛糾を重ね、終に各派聯合の政府彈劾上奏案を可決し、之を捧呈するに及んで、六月二日此議會も亦解散となつた。

### 第三十一節 條約改正

對外軟の故を以て、在野諸黨の攻撃の目標となつてゐた公の内閣は、此間に在つて、明治維新以來、國論の絶えざる要求であり、諸内閣の遞次試みて成功する能はざりし條約改正の大事業を成就した。即ち明治二十七年七月十六日を以て、日英改正條約が調印せられ、同年十一月二十二日、日米條約の調印を見、之れが先蹤となつて、翌明治二十八年、翌々明治二十九年に涉りて、露、佛、白、丁諸國との間にもそれ〴〵之に準じた條約の締結を見るに至つたのである。此事業に就き直接衝に當つた者は、外務大臣陸奥宗光で、陸奥は、曩に明治二十一年大隈重信が外務大臣として條約改正に力を注いだ當時、全權公使として米國に在り、尋いで墨西哥との條約締結に關する全權委員となり、日墨兩國の間に完全なる對等條約を成立させた。これが、我國最初の對



等條約である。陸奥が明治二十五年八月、入つて伊藤内閣に外相となるや、公の督勵に依り銳意條約改正の事に當り、明治二十六年七八月の交、案を具して英國に提議し、極力形勢を利導しつつありし際、偶々日清間に、朝鮮の内亂に關して紛議を生じ、駐清英國公使また居仲調停する所あり、帝國は徹頭徹尾公正の態度を以て之に處したので、大に英國上下の信頼を博し、日本の宿望たる對等條約が真先きに英國と締結されることとなつたのである。それは、豊島海戦の九日前の七月十六日であつた。既に日英の間に、斯る有力なる端緒が啓かれ、加ふるに、日清戦争の結果に依り、我が實力が明白となつたので、爾餘の諸國との條約改正事業は順調に進捗し、明治初年以來幾多の難關に逢着して失敗を重ねた治外法權と關稅制限との撤廢を遂行することができたのである。

### 第三十二節 日清戰役

曩に第五議會が解散され、總選舉は三月一日（明治二十七年）と定められ、在野諸政客が之に没頭してゐる頃は、朝鮮では、東學黨が蜂起して勢猖獗となり、官軍の敗報頻りに到つて舉朝色を失うた時であつた。清國政府の代表者として京城に來てゐた袁世凱は、日本の政争の有様を見

て、事を國外に構ふる餘力なきものと斷じ、飛躍的態度を執つて、朝鮮政府の有力者と結托し、暴徒鎮撫の爲め兵を清國に乞はしめ、清國も亦之に應じて兵を送ることにした。これは公の曩に締結した天津條約に違反する行爲であつた。我れはかねて、東學黨事變の勃發以來、朝鮮の政情と清國側の行動とに對し斷へず監視の眼を放つて居たが、此の清國に對する出兵哀請の報道が、我が代理公使杉村濬から政府に達した時は、恰も第六議會で、衆議院の野黨が政府の稅政を糾彈し、外交軟弱を痛撃して、上奏文を捧呈し、政府は之れに對して解散を奏請するの閣議を開いた當日即ち六月二日であつた。政府は事態を容易ならずとし、一面に議會解散を奏請するに決すると共に、他面には我れも亦朝鮮に出兵するに決し、參謀總長熾仁親王、次長川上操六の臨場を求めて、出兵の内議を調べ、公は直ちに闕下に伏して、議會解散の詔書と共に朝鮮出兵の宸裁を拜戴した。かくて、先づ大鳥公使を即時歸任せしめ、續いて出兵して、半島の畿甸附近に日清兩國の兵が對峙することとなつた。清國側に於ては、李鴻章が露國に依囑してまで我れに撤兵させよとしたが、我れは之に應じなかつたので、彼れ益々増兵せんとし、我れは半島附近の海上を制せんとし、終に衝突を來して、八月一日（明治廿七年）宣戰詔勅の煥發となつた。此事件は、實に我國有史以來の出來事であるのみならず、清國は自から強大を恃んで必勝を信じ、世界も亦日本



の劣勢を危しと見た際に、敢然立つて之と拮抗するの意を決したのは非常の英断であつた。

九月十六日大本營を廣嶋に進められたるに付き、公は供奉仰付けられ、十月十六日第七議會は廣嶋に召集せられ、十八日開院式仰出され、戰時國務に關する諸法案及事後承認案並に軍費一億五千萬圓は、皆即決せられ、議會は頌徳表を闕下に捧呈し、内閣に對しては、内閣大臣が他國の干涉の爲めに終局の大目的を沮廢することなく、我が帝國の利益威信を損せざらんことを望むとの建議を呈出して、肅々として閉會を告げ、従前の政争は跡をも留めなかつた。

衆議院の建議に、他國の干涉の爲めに終局の大目的を沮廢することなく云々とあつた如く、此の事件は、いよく開戦の決定を見るに至るまでには、露國から殆んど事前の干涉ともいふべき照會があり、英國よりは仲裁の申出でがあり、米國の忠告などもあつて、局面が甚だ錯綜した上に、丁度此の時に、諸強との間に治外法權及び關稅制限の撤廢を目的とする條約改正事業が進行中であつた。殊に、清國との交渉に於ては、日本の當時の地位から、飽くまで受動的態度を採り日本は萬已むを得ずして立つたとの印象を深く列強の腦裡に刻むの必要があり、而して一旦干戈を執つて立つ以上は、小を以て大に當る關係上飽くまで迅雷疾風の行動を取り、終始機先を制せねばならぬので、外相陸奥と公との苦心は非常なものであつた。此の間の消息は、本篇の能く詳

悉し得る所でないから、たゞその苦心の尋常でなかつたことを一言するに止める。

其の後戦局は、清國の自信を裏切り、世界の豫想に反して、大勢既に我れの有利に決したので清國は頻りに歐洲に訴へて、我れの講和條件を知らんとしたが、列強容易に動かぬので、李鴻章は、天津稅務司獨人デットリングを日本に派して、手書を公に致さしめ、講和の瀬踏みを仕ようとしたが、公は、兵庫縣知事周布公平をして、公私の別を正して、之を拒絶せしめ、終に米國の仲介を以て、清國より戸部左侍郎張蔭桓、兵部右侍郎邵友濂二人を正式の講和使として、我れに派するに至つて、公は明治二十八年一月廿七日、外務大臣陸奥宗光と共に、全權辦理大臣仰付けられ、廣嶋縣廳を以て談判所と定められたが、清國使節の委任狀が體を失したものであつたので、直ちに之を追ひ返へし、三月十九日、李鴻章自から來るに及んで、彼れに敬意を表する爲め、馬關を談判地とし、公等自ら出て、春帆樓に會し、終に克く講和條約を成立せしむるに至つた。

此の談判中、我が無智の徒小山六之助なる者が、李鴻章を傷けた爲め、初め李鴻章より要求したるも我れの許さざりし休戰條約を直ちに許すに至つたことあり、李鴻章が、雄辯宏辭、大體論を上下して、苟くも條件緩和の機を捉へんとしたるに對し、公が斷乎として當面の事實を根據とする談論の外に一歩も出づるを容さざるの態度を取り、以て老雄李鴻章の奔放の勢を羈束して、



談判を終結せしめたこと等は、今尚ほ世人の記憶に新なる所である。

明治二十八年四月十七日講和條約が、彼我全權の間に調印を終つたので、公は十八日外相陸奥と共に廣嶋大本營に歸り、御前に復命した。明治天皇は、之を嘉納し給ひ、兩人に左の勅語を賜つた。

清國曩に全權大臣を簡派し我に和を請はしむ。朕其切實なるを認め、乃ち卿等に授くるに全權を以てし、命じて清使と會商せしむ。卿等樽俎折衝數日を費し、遂に善く妥協を得たり、今卿等が奏する所の梗概は朕が旨に副ふ、詢に帝國の光榮を顯揚するに足る。朕卿等の功を偉とし深く之を嘉尚す。

かくて廿一日に、全國講和の詔勅を發し給うた。然るに、その翌々二十四日に至り、かねてより其の氣運の搖曳してゐた干渉が、露獨佛三國共同の形を取つて現はれ、遼東半島の還附を思告して來た。しかも露國は、日本の之に應じない場合には兵力を動かさんとする決意を持つてゐることが、較著となつた。大本營では、此問題に就て御前會議が開かれたが、陸奥外相は病んで舞子に在つたので、公が主として揆擢裁量の任に當り、斷然三國の干渉を斥くるか、干渉問題を列國會議に移すか、或は三國の勸誘を容れ、支那には帝國自發の意志として恩惠的に條件を緩和す

るか三策に就き審議を重ね、第二策を探るに決したが、更に公と陸奥との舞子の會談で之を變更し、勅許を得て、列國の意向を探つて後ちに第三策を取るに決し、その順序を履んだが、諸國の意向の帝國に取つて頗る不可なることが明かになつたので、終に干渉國に對しては其の勸告に従ひ、支那に對しては條約批准の交換を要請するの一途を取るこゝとなり、五月四日京都に於て閣議を決し、陸奥は三國に對する回答案を作り、公は之を携へて、當時既に廣島より京都に還幸あらせられた主上に伏奏し、直ちに之を三國駐劄の我公使に電送して、一件の終局を告げた。

我と清國との間に在つては、講和條約の規定により、明治二十八年五月八日を以て、批准を芝罘に於て交換すべきこととなつてゐたので、我れは、内閣書記官長伊東巳代治を全權辦理大臣に任じ、之を芝罘に派したが、三國が既に干渉を始めた際であつたから、その艦隊は、動もすれば我を威嚇するに似た態度に出で、清國も亦稍や批准交換を拒むに似た行動に出でたが、終に五月八日を以て交換を了した。當時清國は三國の干渉を頼んで一時交換延期を求めたが、伊東辦理大臣之を聽かず、必ず條約規定を履行せんことを求めて止まず、折衝を重ねる間に於て、李鴻章より公に電報あり、公は屬僚の手を借らず、自ら筆を執つて邦文(電文は英文)に譯し、之を携へて直ちに參内伏奏した。其の文に曰く、



我政府の訓令に従ひ余は今閣下に左の件を報道す、芝罘に駐在する清國の全權使臣に條約の批准を直ちに交換すべきことを命ぜり、今此事を閣下に報ずると共に従前批准交換を延期するの請求は悉皆撤却す。

かくて、講和條約は、明治二十八年五月十日を以て公布せられ、續いて、同月十四日遼東還附の詔勅を發せられた。此の詔勅は、帝國が清國と講和條約を締結したるに、露、獨、佛三國が友誼を以て懲通する所ありしを以て、帝國は之に鑑み、寛洪の量を以て遼東半島の壤地を支那に還附したることを宣示し、此の還附は帝國の自由意志に出でたるものなることを明かにされたものであつた。

遼東半島は、事實に於て講和條約の規定より割かれて清國に還附されたが、臺灣は同條約によつて我れの領有に歸した。此報一たび臺灣に傳はるや、臺灣の清國官民は、日本に隸屬するを欲せずとて、共和政府を建設して、自主を宣し、清國の宗主權を認め、其の執政官と自國議會とを以て統治の機關とし、之を歐米各國及び清國各省總督に電牒した。是に於て、我れは、五月十日海軍大將樺山資紀を臺灣總督に補し、海陸の兵を帥ゐて臺灣の受領に向はしめた。然るに、清國の臺灣授受全權委員李經芳は、樺山總督の帥ゐる汽船に便乗し居り、臺灣の混雜を見て、その汽

船内で授受の手續を行はんと求めたので、我は之を諾し、六月三日簡短に其の手續を了して以後専ら平定の事に従ひ、此の間近衛師團長能久親王、蠻霧の爲めに病んで薨せられるといふ大犠牲を拂つて、十一月廿一日全島を平定した。是より先き六月三日臺灣の授受が、正式に終了するや、政府部内に臺灣事務局を置かれ、六月十八日公は其の總裁を仰せ付けられた。

時局の收拾大率其の序に就いたので、八月五日（明治二十八年）公は、明治二十七八年事件の功に依り、大勳位に叙し、菊花大綬章を授けられ、同日勳功に依り特に侯爵に陞進せられた。公は即日表を上りて、衷沈を披瀝し、陸爵の恩命を辭し奉りしに、宮内大臣より、

勳爵の恩典固辭之義具奏候處、日清交渉事件始め其他機務翼賛之功顯著なるにより、特に勳爵を陞陸候事故、辭表之趣聽許不相成旨御沙汰有之候事との通達が有つて御許しが無かつた。

十二月二十日、位階も陞せられて、正二位に叙せられた。公の左の私信は、戦時中の個人としての消息を窺ふに足るものであるから、茲に採録する。

東京皆々御無事の由、勇吉書翰にて申來り、大に安心之事に候、此地聖上陛下益々御機嫌能被爲涉供奉の面々も至て健全、陸海軍の報知も追々相達、今日までの處は大勝利にて聖上陛下



にも御満足に被爲思食、大本營一同も大慶之至に候(編者註、此の書翰は九月二十九日附のもので、大森は九月十五日廣島に移り、同月我陸軍、平壤を攻略して敵艦隊を撃破して、黃海の制海權を収めた時であつた)拙者事本月十三日東京出發後(編者註、大本營、廣島に移るに就き、聖駕に扈したる)汽車にて大山西郷兩大臣の携へられし洋食の辨當を澤山に食ひ、その後途中の日本お辨當を相應にくひ候處、晝過より少々氣分よろしからず、名古屋に到着頃は熱氣を感じ候ゆえ、旅宿に着し直ちに熱度を計り候處、三十八度六分位有之候故、酒の二三杯も飲み候はゞ、何事も有之間敷と存じの外、夜中頃俄に熱度高くなり、三十九度九分に上り、宮内省より醫師も參り或は腸胃風邪の爲ならんとの事にて、發汗など致居候へ共、却て寒けの氣味にて、翌朝に到りても、熱度下り不申候故、名古屋病院の醫師兩名を呼寄せ診察を乞ひ候處、或は肺炎と相成も難計との事にて、自分には甚難相信と存居候中、服藥等も別に相用ひ不申候得共、午後より次第に熱度相減じ候、併し下痢の度敷を重ね、中／＼腸胃の方は容易に平癒に至り兼候處、別に痛みと申程の事も無之、只うるさき事の限りに覺え申候、其翌十五日には出立のつもりに候へども醫師先生中々承知せず、終に東京よりベルツ先生を皇后陛下より御遣しとの事に立到り、甚恐縮に存候處、十五日夜半に到着相成診察を受け候、肺には申分も無之との由、初て自分の信じ居たる通りに有之候ゆる、其翌十六日の午前九時の汽車にて神戸迄參り、氣分は次第によ

ろしく相成候に付、十七日には廣島に參り度ぞんじ居候處、聖上陛下の御附の醫師も廣島より神戸迄御遣しに相成居(編者註、公は痲病の爲め龍駕に後れた譯である)其の勧めに依り一日は休息可然との事に付、神戸に滞り、隨行の連中に勝軍のお祝ひなど致し、十八日一番の汽車にて此地(編者註、廣島をいふ)に參り申候、その後も少々は腹工合よろしからぬ事も有之候へども、日々の御用には差支なく、此様子なれば近日の内必全快無疑事に候故、御安心可被下候、末松もこの地に立寄り歸京いたし候ゆる、委細御聞取と存じ候、先は御見舞旁(夫人梅子も當時病氣であつた)おそまきながら一筆如斯に候、勇吉、お生、お朝(公の二女、今の西夫人)諸先生へもよろしく、目出度可祝

九月二十九日 (明治二十七年)

博文

梅子ごのへ(編者註、此書翰は、公が廣島から東京の夫人に宛てたもの)

過る十日手紙、(明治二十八年五月十日)昨夜受取、みな／＼御無事の由、大に安心いたし候、此せつのめんどろは、ろしや、どいつ、ふらんすの三國が、支那より日本が、朝鮮と支那の境にある土地を取りたりとて、不承知を申出たることなり、いまふた／＼びいくさをはじめて、數萬の人をころすよりも、とりたる土地をかへす方がよきことなれば、天皇陛下におかせられても、そのとほりにせよとのおぼしめしに付、すでにとりきめたり、日本人のわからぬものは



彼れ是れやかましくいふなるべしといへども、われは日本の爲めにこれよりほかに仕方なし、御安心あるべし、末松もかへり來り、大に仕合なり、西も今日は廣島に着のはず、近日にかへるべし、生子よりも手紙受取れども、いそがしき故返事せず、よろしく頼入候、早々返詞のみ可祝

五月十二日 (明治二十八年)

博文

梅子ごの

編者註、此書翰は、帝國政府が、三國の干渉に答へ、明治二十八年五月四日、之を承諾する旨の通告を發し、清國との間には、同月八日、講和條約の批准交換を了したる後四日、即ち、遼東還附の詔勅の發せられたる同月十四日より二日前のものである。公が夫人に斯くの如く明白に公事を告げた書翰を送つたことは、殆んど他に例を見ぬ。惟ふに公は此時非常の決心をせられたものであらう。日本人のわからぬものは、彼れ是れやかましくいふなるべしといへども、われは日本の爲めにこれよりほかに仕方なし、御安心あるべし、とある一齣は、言外にこの決意をほめかしたものと見るべきであらう。

朝鮮問題に端を發した日清戦争は、結局日本の勝利を以て局を結んだけれども、それ以後の形勢は、之を朝鮮に於て見れば、清國の去つた代りに露國が來つて漸次其の爪牙を現はして來た。露國駐韓公使ウエバーは、三國干渉の主力たる勢望を挾んで朝鮮に臨み、其の王室と結んで我れを驅逐せんとし、我が三浦公使(梧樓)は之と拮抗したが、此時韓廷では、王妃閔氏と王父大院君との政治的軋轢甚だしく、此の軋轢と、我が三浦公使と露國公使ウエバーとの拮抗が錯綜して

大院君は我が國の有志と若干の韓兵とを率ゐて、宮闕に突入し、夜中に大政變を斷行して、親日政府を組織させたが、此の騒動中に王妃は殺害された。我は三浦公使を召還したので、其の虚に乘じて、露國公使は國王を館内に誘致して、親露黨内閣を造らしむるなどの異變を見るに至つて我が朝鮮に於ける勢力は挫折し、露國のみ獨り朝暉の勢を以て、朝鮮に横行濶歩することになつた。東洋關係に於て、帝國は一難を経て更に一難を迎へ、前門虎を驅つて後門狼を進めた形となつた。而して、内に在りては、戦時中の第七、第八兩議會は、靜穩に經過したけれども、國民は三國干渉の屈辱を憤り、政府攻撃の氣勢は燎原の火の如くに蔓延した。是に於て、公の内閣は自由黨と提携し、第九議會は、明治二十八年十二月二十八日を以て開會せられたが、辛うじて反對諸黨聯合の政府彈劾上奏案を蹴破し、時局の急須問題たる陸海軍の擴張と之を遂行するに必要な歳入關係の諸法案とを通過せしむるを得た。

然るに、戦後内外の情勢に應ずる急要の施設の爲めに、清國より得たる償金は、多く國外で消費し、國內の疲弊を醫するに足らざりし上に、遇ま凶歉に會して、財政は彌が上に不如意となり終に大藏大臣渡邊國武が辭表を提出するに至つた。かゝる機會に乗じて、政府反對諸派は合體して進歩黨を組織し、外交軟弱を鳴らして政府に突撃するので、政府は、財政方面には、松方を入



れ、外交方面には大隈を入れて、此の危局を濟はんとしたが、内務大臣板垣が大隈の入閣に反対したので之を果さず、公は時局收拾の望を絶つて終に辭表を捧げ、明治二十九年八月三十一日に御聽許となつた。之と同時に

朕正二位大勳位侯爵伊藤博文を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳優遇の意を昭にすとの御沙汰を拜し、次ぎに松方大隈の内閣が出来た。

公は此の在職中、明治二十九年三月十九日、露西亞國皇帝陛下より贈與せられたる神聖アレキサンドル・ネブスキ勳章を受領し及佩用することを允許され、五月三十日には舞鶴、佐世保等の港視察、臺灣、厦門（清國）等に出張を仰せ付けられた。臺灣視察發途の際公は名古屋に一泊し、太閤秀吉を追懷して一詩を賦した。

七州風景落眉間。前古英雄呼不還。

欲起猿郎試相問。皇威今已及臺灣。

### 第三十三節 第三次内閣總理大臣

總理大臣辭職後、此の年十一月五日、願に依つて法典調査會總裁をも免せられ、十二月廿六日

には、西班牙國皇帝陛下より贈與せられたるシャル・トロワ勳章を受領し及佩用するを允許せられた。

明治三十年、英國女皇ヴィクトリア即位六十年祝典を舉行せらるゝに就き、我れよりは威仁親王參列せらるゝこととなり、公は五月四日附を以て、

威仁親王殿下大不列顛國皇帝陛下即位六十年祝典參列のため被差遣に付隨行被仰付

との辭令を拜し、五月七日殿下に扈從して、横濱を解纜し、任務を全うして九月九日歸朝した。

此時に當り、松隈内閣は、外交の方面では、朝鮮に關し露國の銳鋒を挫く能はず、布哇の我移民排斥問題に關しては、突如浪速艦を派して威壓せんとした計畫が龍頭蛇尾に終つて、甚だしく世論の非難を招くこととなり、財政の方面では、地租増徴案に就き首相と外相と意見の衝突を來して、終に大隈外相の辭職を見るに至り、之に伴うて進歩黨が政府と離れたので、政府の根柢は極めて薄弱となつた。此の年（明治三十年）十二月二十四日、第十一議會が開かるゝや、在野諸黨は一齊に結束して、政府不信認案を提出し、賛成側は議員全數の三分二を占むる形勢であつたから、其の議事に入らんとする刹那に、早くも解散の詔勅が降されて、一事を議するに及ばずして議會は終焉を告げ、即日内閣も總辭職した。



是に於て、新内閣組織の本命が公に降つた。然るに此の頃に及んでは、政黨の勢力が次第に伸張して、最早之を度外に置いて政府を維持することは困難となつて來た。そこで政黨の力を併せて舉國一致内閣を造らんとし、公は先づ之を大隈に謀つたところ、大隈は之に賛成したが、自ら入つて内務大臣たらんことを求めた。次に之を板垣に謀ると、板垣も公の計畫を可としたが、これまた自ら入つて内務大臣たらんことを求めた。是に至つて、公の舉國一致内閣の意圖が全く齟齬したので、闕下に伏して大命の奉じ難き事情を陳奏した。是に於て御前會議が開かれた結果、政黨に全然關係なき超然内閣を起し公を首相に推すことに定まり、明治三十一年一月十二日、三たび内閣總理大臣に任ぜられた。閣僚の顔ぶれは、大藏大臣井上馨、内務大臣芳川顯正、陸軍大臣桂太郎、司法大臣曾禰荒助、文部大臣西園寺公望、農商務大臣伊東已代治、遞信大臣末松謙澄が新に任命せられ、海軍大臣西郷從道と外務大臣西德二郎は前内閣より居残ることになつた。超然内閣とはいへ、時節は、政黨の勢力を全く度外に置いて政務を遂行することを許さぬことになつたので、公は密かに自由黨に接近し、或時期に於て板垣を入閣せしむべき條件の下にその支持を受くる約束を結んだ。やがて松方内閣の議會解散に因る總選舉が終ると、自由黨は、公に約束の履行を督促した、然るに井上藏相がその提携を峻拒したので、公は豫定の針路を取ること

能はず、已むを得ず、在野の二大黨たる進歩黨にも自由黨にも不偏不倚の態度を取つて、ひたすらその緩和に力めた、然るに、五月十四日（明治三十一年）第十二議會の開かるゝや、進歩黨は突如として態度を變じ、外交問題を提げて政府に肉薄した。

是より先き明治三十年の秋、松方内閣の末葉に當つて、清國山東省の暴民が獨逸宣教師を殺すや、獨逸は兵を發して膠洲灣を占領し、續いて公の内閣成立後二箇月、即ち明治三十一年三月之を租借し、支那分割の勢俄然として開け、かねて三國干涉の恩を唱へ、清國と密約に依つて得る所あらんとしたる露國は、是に至つて獨逸の先蹤を追ひ、公然關東州を租借し、英國も七月威海衛を租借し、佛國は廣東、廣西、雲南に鑛山、鐵道の特權を獲得するといふ變勢を現出した。日本は此間に處して、朝鮮に就ては、露國と明治二十九年に締結したる山縣ロバノフ協約に基きて、新たに朝鮮の獨立と日露兩國の朝鮮に對する政治的位置の全然平等なることを相互に認め、且つ、商工業上に於ては日本が朝鮮に重大なる關係あることを露國に認めしめたる、所謂西、ロベン協約を締結し（明治三十一年四月二十五日調印）、清國に就いては、臺灣の對岸たる福建省不割讓を彼れに誓約せしめた。即ち諸國は、積極的に支那に爪牙を加へたのであるが、我れは消極的に之を防止するに止まつた。進歩黨は此問題を提げて、此等の事體たる我邦の利害に至六



の關係を有するものなるに、『我當局の一指を之に染めざりしは、自ら其無能を表白するものなり』と痛撃し、政府彈劾の上奏案を提出した。

此の上奏案は、自由黨が賛同しなかつたので、否決となつたが、しかしながら自由黨は政府を援助する積りではなかつた。入閣妨害のことに就き、井上藏相に深く啣む所があつた自由黨は、六月十一日議會に地租増徴案の現はるゝに及んで、決然態度を明かにし、進歩黨と共に反對の歩調を執り、壓倒的大多數を以て地租案を否決し去つたので、議會は即日解散となつた。

然るに、此の解散に因り、自由進歩の二黨は、頻年解散相踵ぐは、是れ皆な民論を壓迫する政府の謀略なりと爲し、兩黨相結んで一黨となり、六月二十二日、大隈板垣二黨首を包容する憲政黨を組織した。此の形勢に遭遇して、政府側では、御前會議が開かれ、公は左の三策を提議した。第一、在官のまゝ、自から政黨を組織し、之を率ゐて政務を遂行するか、第二、野に下つて政黨を組織し、同志の政府を援助するか、第三、現に成立したる在野大政黨の二首領に内閣を引渡すか此三策中孰れか其の一を取らうといふのであつた。而して公は、時勢を察し、極力第三策を主張し、議之に決したので、二十五日、左の如き辭表を奉呈し、大隈板垣を後繼者に奏薦した。

謹奏、臣博文荷聖恩、屢奉重任、孜孜圖報效、而事與志違、是臣疎才之所致、恐懼易勝、若

獨莅戸位壅塞賢路、恐汚聖鑑、茲謹奉表辭補袞之職併乞奉還勳位顯爵、伏願 皇上陛下、曲垂哀憐、速賜聖允、臣不勝恐惶屏營之至、誠恐頓首再拜

公は曾て日清戦後の論功に當つて、陸爵の恩命を辭し奉つたことがある。當時に在つては、三國干渉の出來事に願み、恐懼、天恩に犇るに勝へずといふにあつた。其の心事は諒するに餘りがあるが、今回は辭職と共に辭爵を願つたのである。しかもその辭爵たる、如何にも唐突の觀があつて、公の從來の言動に似ぬ。蓋し此時公は早くも一介の處士となつて、別に乾綱を翊賛し奉るの途を擇ぶに付き、牢固たる決意をされたものであらう。此の意味に於て此の奉表は後ちに公が自から政黨を組織した行藏にも照應する。

辭爵は勿論御許しがなかつたが、公の後繼内閣奏薦に關する主張は貫徹して、六月二十七日内閣組織の大命が大隈重信と板垣退助とに降り、三十日我國最初の政黨内閣たる憲政黨内閣成り、公の辭職は聽許されて、特に大臣の禮を以て待つとの御沙汰を蒙り、七月四日また願に依つて法典調査會總裁をも免せられたが、勳勞尠からずとして金杯一組を賜つた。



第三十四節 東宮輔導顧問

之より先き特に公に取つて最高の名譽であり且主上の御信認の程を窺ひ得ることは、三月二十日（明治三十一年）花御殿伺候仰付けられたことである。花御殿は大正天皇が、當時東宮に在はしたときの御座所である。明治大帝が、東宮の側近に公の出仕を命じ給うた叡慮の程は推しはかりまつるは餘りに畏こし、たゞ公の面目と責任の世にも重きを想はするのである。公が總理大臣辭職の翌年、即ち明治三十二年五月八日、花御殿伺候の役目は免せられたが、その時有栖川宮威仁親王が東宮輔導とならせられて、公は新に輔導顧問の役目を仰付けられた。公が此の御役目奉仕中、東宮の御下問に對へ奉つた、疏文に次の如き一封がある。

謹奏、過日參殿之節、英旨窺候數件は、頗緊要之事と奉恐察候に付、威仁親王殿下にも尙御協議申上、可成英明之思食に相叶候様可仕候間、暫時御猶豫奉願候、右數件之内佛人教師備入之事は、聖上陛下之叡慮奉伺候以前に、威仁親王殿下及大山、中山兩侯爵等之意見をも承り候上に無之ては、於陛下も御安心被爲在間敷と奉恐察候、其上可然人物を選定する事尤肝要之點と奉存候、内外人より獻上物品之事に付傳獻云々之事は、宮内大臣に談合之上、將來不都合

無之様取極め可申、侍臣或は高官以下之者に御談話或は必要の場合に御直に御言葉被爲懸候事に就ては、過日も如言上、御威嚴を不被爲失限り、決して不都合無之のみならず、各國の帝王皇族と雖同様の事に有之候、我皇室に被爲在候ても中古以來、太平虛尊の風習慣と相成、上下の別懸隔過度に失し、却て下情に暗く、其弊竟に皇室の權威の消長に關するに至しは、歴史に明白なる事と奉存候。此事に付ては、過日殿下思食の被爲在候所も奉伺、於博文至極奉敬服居候。凡て將來の人心は、封建の餘風次第に消滅し、上下接近の世の中と相成候事無疑、之に對して衆心を不被爲失様被遊候には、上下の懸隔甚敷に不至事肝要と奉存候。斯く申上候とて萬々輕々に被爲遊候様相成度と申趣意には無之、此儀は大切之事に付、重て得拜謁候節、尙委詳可奉言上候、誠惶頓首再拜

二月六日 （編者註、公は明治三十二年五月輔導顧問仰付けられたのであるから茲に二月とあるは明治三十三年二月であらう）

臣 博文

東宮殿下

侍 臣

明治三十一年六月三十日辭職の聽許を蒙るや、公は、清國漫遊を思ひ立ち、七月二十六日大磯



發足神戸より乗船し、朝鮮を経て支那に入り、北京を訪ひ、漢口に遊び悠々大陸の風物に親んだが、此間に在りて、曩に公の奏薦に因り、六月二十七日、我國最初の政黨内閣として成立つた憲政黨内閣は、舊自由、進歩兩系の調和全きを得ぬ爲めに破綻百出し、終に閣内の位地爭奪の爲めに窮地に陥り、自由黨の閣僚板垣、松田、林等は、十月二十九日、辭表を捧呈し、進歩黨系の大隈、大石、犬養等も同月三十日辭表を捧げ、憲政黨内閣は、僅かに半歳をも閱せずして瓦解するに至つた。事の是に至らざるに先だち、此機を轉用して、現在の聯立政黨内閣を打破し去り、自黨のみを以てする單獨政黨内閣を作るに意ある大隈首相は、其の内閣の死地に進むに隨ひ、後繼内閣として非政黨内閣の出づべき氣運の盛んに動くを見て、事の意外に駭き、恰も支那漫遊中であつた公に打電して、その歸朝を促した。公は此時主上よりも召還の命があつたので、遽かに歸東し、十一月二十六日大磯に歸着した。此時は既に（同月八日）第二次山縣内閣の出來た後であつた。當時山縣は京都に在り、公は國外に在つたので、松方、黒田、大山の三人と、大隈内閣の閣僚たりし西郷、桂の二人が相會して山縣を推薦し、勅問に對へて、此の内閣を作つたのであつた。公は歸朝の途上より、後繼内閣は、大隈の單獨内閣を可とする旨を電報したが、此意見は實現を見るに至らなかつた。而して山縣内閣は、後ちに却つて大隈の反對派なる自由黨系の憲政黨

と提携することゝなつた。

公は清國より歸るや、十二月五日を以て清國皇帝より贈與せられたる頭等第三双龍寶星を受領し及び佩用することを允許せられた。

召命、召電に接し急遽歸朝した公は、其の歸着するや、政局は既に一段落を告げて身は依然江湖の人たるべき運命に在つたので、十二月十五日を以て大磯を發し、名古屋、三重に遊んだ。續いて、明治三十二年にも、公は内地の各處に遊び、力めて民衆と接觸したが、此の年八月帝室制度調査局成り、二十四日公は其の總裁を仰付けられた。此の調査局の設置は、公の奏薦に基づいたものである。憲法實施以來、國務遂行の順序は次第に整頓されたが、帝室の諸制度に至つては、尙ほ新たに規定すべきものが尠くなかつた。公は日夜之を思念し、該調査局設置を奏薦する直前の頃には、毎夜紙と鉛筆とを枕邊に置き、一考案の成る毎に、乃ち之を記録し、積んで全局の構想に及び、案成つて奏聞するに至つたのである。其の特に意を用ゐたのは、帝室經濟のことであつて、國庫經濟と離れて帝室經濟の基礎を鞏固にし、皇運を泰山の安きに置かんとするのが公の立案の本旨であつた。

翌明治三十三年二月二十六日、當時東宮に在はした大正天皇は、特に滄浪閣に行啓あり、種々



難有御言葉を下された。公はその殊寵に感泣し、

富嶽開顔帶紫霞。

湘南春色萬人家。

鶴車暫駐滄浪閣。

古木庭中又着花。

といふ一詩を賦して臺覽に供した。

### 第二十五節 立憲政友會組織

山縣首相は、憲政黨との提携に依つて漸く二期の議會を通過したが、憲政黨より強硬なる政權分配の要求を提出するあり、頗る政治に倦んで歸臥の志を起し、三十三年四月公に政權を譲らんことを提議した。然るに、公は當面の政情に於て、自から立つの自信を有たなかつたので、此の提議を回避し、外部より十分に援助すべければとて、山縣首相に留任を勧告した。此の事實を謀知した憲政黨は、公を自黨の黨首に戴き、以つて一面には自黨を政權に近かため、他面には公に蹶起を促すの動機を興ふるに決し、五月三十日同黨の領袖數名は相前後して公を滄浪閣に訪ひ、黨の決意を告げて、其の承諾を求めた。是に對し公は何分の決答を保留したが、憲政黨に於ては、領袖等の此の處置を是認し、伊藤公推戴を公認するに至つた。

曩に憲政黨の政權參加の要求を峻拒せし山縣首相は、是に至つて、正式に辭表を提出し、後繼内閣組織の内命は公と松方侯とに降り、松方侯は切りに公に之が拜受を勧誘したが、公は依然自信を有するに至らなかつたので、飄然去つて金澤の別墅に歸臥し、憲政黨内一派の策士は之を見て松方侯を擁して政權に與らんとする者も有つたが、侯は起たず、政情が頗る混沌の狀に陥つた。斯る際に、我が對外問題としては、朝鮮に在ては、露國が馬山附近を租借したる事件あり、清國に在ては、義和團事件の起るありて、内閣は一日も空虚なるを許さぬ形勢に在つたので、主上は徳大寺侍從長を山縣首相に遣はし、現職に止まるべき旨を諭され、首相また叡旨を奉戴したので、政情は一時小康を得た。

かくて、七月六日に至り、公は、憲政黨の總務委員等を滄浪閣に招請し、曩に同黨より提起したる申告の決答として、自分が今日名を憲政黨に列し、其の首班となるは、廣く國民の要素を集めて政黨の基礎となさんとする素志と一致せず、亦政黨の進歩を目的とする諸君の希望とも一致せざるべしと思惟す、予は此事に就いて別に愚見を有し、早晚之を公にするの日あるべし、其の期に及び、諸君と相謀り、相携へて進むを得ば、獨り予の幸福のみにあらずとの意を告げた、憲政黨に於ては、直ちに公の此決答を諒とし、將來の希望を公の意圖に繋ぐことに決したが、是よ



り先き早くも公の左右に在ては、渡邊國武、金子堅太郎、末松謙澄、都築馨六、鮫島武之助等幕僚となり、新黨樹立の計畫を進めつゝあつたので、公は是に至つて其の計畫を擴張し、憲政黨の領袖若干と、更に他黨より馳せ參じた者とを加へて、創立委員十二人を指名し、八月廿五日創立委員會を開いて宣言及趣意書を發表した。(此の宣言及趣意書は本全集第一卷文集の部にあり、茲に畧す)。

九月十五日に至り、立憲政友會發會式を舉行した。その二日前即十三日に、憲政黨は臨時大會を開き、政友會に合同する爲め解黨を議決し、左の宣言書を發表した。

我黨多年の辛苦經營は、立憲政體の完成を期するに在り、憲政の施設既に十年の久しきを經て、其効用の著しきものありと雖も、未だ以て完成といふべからず、是れ其の憲政の運用の基礎たる政黨の未だ全からざるに因るなり。我黨は夙に之を憂ひて大に盡瘁する所あり、今や時運に際會し、伊藤侯と相謀り、更に立憲政友會を組織し、以て憲政の完成を致さんと期す、因て茲に我黨を解く。

斯くして、政界の大半は、立憲政友會の傘下に集まつたが、京都、大阪、東京三都の實業家等は其の意外に逸脱した。これは京都の實業家に對しては、公が同方面の鐵道を國有として買上ぐるに就き彼等の満足すべき方途を示さなかつた爲めであり、大阪の實業家に對しては、北清事變後の商工保護策に付き等しく彼等の満足すべき方途を言明しなかつた爲めであつた。若夫東京の實業家に至ては、井上侯の緣故に由り、總括的に離反するには至らなかつたけれども、趨舍は各個の自由として、事實に於て、敬遠的態度に出でた。

### 第三十六節

#### 第四次内閣總理大臣

ともかくも、立憲政友會は、衆議院に過半數の議席を占むる大政黨として生れた。是に於て、曩に一旦勅旨によりて辭意を齎へした山縣首相は、再び辭職の意を決し、九月十八日之内奏し官邸を引拂つて自邸に閉居した。先きに四月首相が辭意を決し公を後任に推したとき、公は、組閣の準備なきを以て之を辭した。又聖旨が首相に降つて現職に留まるべきを命じ給うた事由は、北清事變の勃發に在つた。然るに、今公は下院の議決權を獨占すべき大政黨を組織し、又、北清事變は、軍事行動を終つて、外交舞臺に入る段取りとなつた。即ち首相留職の理由は、自から其の大半を失ふことゝなつたのである。是に於て、愈よ再び辭意を内奏し、官邸を引拂つて再考の餘地なきを示した。首相の此の決然たる態度に因り、元老大官諸員の往復遽かに頻繁となつたが



此間に在つて、公は二十一日飄然として函嶺に去つた。二十四日恒例により、元老、大臣、大臣待遇者を宮中に召し、暑中休暇後の御陪食仰付けられたが、其の席上、畏き邊りに於かせられては、井上を側近く召され、山縣の辭意切なるものあれば、伊藤を立たしめよ、との御沙汰を下し給うた。此の御沙汰は、井上と同時に松方にも降さるべき筈であつたが、松方は病氣欠席したので、井上のみに降り、松方には、別に岩倉侍從職幹事を以て叡旨を降された。井上は公に組閣の自信なきことを豫て承知してゐたから、此の御沙汰に對して、伊藤は多分御受致すまじきも、宸慮のある所は篤と伊藤に傳達し、何分の覆奏に及ぶべき旨を以聞き、松方と協議の上翌廿五日公を大磯に訪ひ、備さに聖意を傳へた。公は政友會の組織が成つたとはいへ日尙ほ淺く、内部の整理未だ全からざれば、之を率ゐて、聖意に對へまつるの自信なきを訴へ、大命拜辭の事を井上に囑した。一方に山縣首相は、井上が松方と協議し、大磯に公を訪うたことを聞き、辭意は最早達せらるべきものと思料し、其翌日を以て正式に辭表を奉呈した。廿七日に至り井上は松方と相携へて參内し、公の大命拜辭の事を伏奏したが、既に其の前日首相より正式の辭表を呈出した後であつた。内政關係は暫らく措き、對外關係より觀るに、今や北清事變は外交上の處理に移り、此際之に當るの任は公を措いて他に委ぬべきの人なしとの意見に、井上松方も一致し、聖慮も亦た

是に在り、勅命は再三再四公に降つたので、公も遂に辭するに由なく、四たび首相となり、第一次政友會内閣を組織することゝなつた。

この組閣に當つて、始め、井上が大藏大臣に當る豫定であつたが、政友會創立委員長として最も有力なる黨員の渡邊國武が俄かに内部より政友會の攻撃を始め、政友會は其の最も肝要なる時機に於て、醜怪極まる破綻を暴露せんとしたので、公は、井上に贈つた書翰中に述べてある通り『泣くにも泣かれぬ』窮境に陥り、大藏大臣の椅子を渡邊に振換へることゝなり、渡邊は『心機一轉』して政友會内閣の大藏大臣となり、一と先づ破綻を彌縫し得た。かくて、十月十九日、公が首相となり、加藤高明が外務大臣に、末松謙澄が内務大臣に、金子堅太郎が司法大臣に、松田正久が文部大臣に、林有造が農商務大臣に、星亨が逓信大臣に、山本海相、桂陸相は留任となつて公の第四次内閣たる政友會内閣の成立を見るに至つた。

公は、此の内閣組織中、風邪に罹つて咽喉を傷めたので、内閣成立後、一箇月ほど熱海に靜養してゐた。その間樞密院議長西園寺公望が臨時總理大臣となつた。かねて組閣の當時渡邊の執つた態度に憤慨した政友會員等は益す反抗熱を加へ、星亨の如きは、公開の席上で公然渡邊の財政策に反對した程であつた。公の病が癒へて、親しく職務を視るに及んで、此の閣内の反目は稍や



形を没することゝなつたが、幾許もなくして今度は星の不徳を排斥し、之を推薦したる公の不謹慎を攻撃する聲が盛んに各方面に揚がつて來た。星亨が權勢を挾んで横暴の振舞をなし、殊に東京市政に就いて、紐育のタマニー・ホールを學んで醜怪なる行動を執つた形迹が暴露したといふので、貴族院内の諸派の如きは、殆んど盡く聯合して攻撃の鋒先を内閣に向けた。

斯る際に、明治三十三年十二月廿二日、第十五議會が開會されたので、貴族院の空氣は險惡を極めた。元來貴族院が、此の第四次伊藤内閣に快からぬのは、他にも其の理由が有つた。前山縣内閣の閣僚若くは之と聯繫ある者にして政黨内閣を憚ばぬ人々が議席を占めて居ることも其の一つであつたが、殊に重要な理由は、公が大政黨を作り、之を率ゐて衆議院に占據し、衆議院を以て政治の中心となさんとする態度に對し、貴族院が憤懣を感じたことであつた。此等の事由の爲めに早くも貴族院は内閣に對して一敵國となつてゐた。偶ま星の不徳事件が起り、それが爲に星は終に職を去るの已むなきに至つたから、火の手は更に風を得て、貴族院の内閣攻撃はますます熾烈となつた。

第四次伊藤内閣が議會に提出した議案中に、北清事件費に就き既に繰換へ支出したるものを填補する爲め及び將來支出すべきもの、財源を得る爲め酒、麥酒、砂糖、煙草等に關する増税を行

ふ提案、並に此増税を根據として編成したる豫算案があつた。衆議院に於ては、此等二案は容易に通過したが、貴族院に到りて、確と梗塞した。同院の税法委員會は、先づ増税案を否決し、山縣、西郷、松方の諸老が立つて之が調停に努めたに拘らず、依然として其の態度を改めず、此の案は委員會の議決のまゝ、明治三十四年二月二十七日日本會議の日程に上ぼつた。公は是に於て同院の議場に臨み、誠悃を盡して、原案の維持に力めた。

本案は既に委員會に於て否決を見たりと雖も、實務執行の責に在る政府は、他に財源を見出すことなくして漫に此の議決に従ふを得ず、されば政府は、本會議が委員會の議決を覆へし、原案を承認せんことを切に希望するものなり、否寧ろ懇願するものなり。抑も今回の増税たる從來のものご異なり、清國事變の爲め客年六月以來九箇月に亘り、列國共同して軍隊を派出したる軍事費に係るものにして、共同國は皆な此の費用支辨を増税に依れり、我れにして之れに依らずとせば何等か他に良法なかるべからず。目下の事情に於て果して之れありや。

委員會に於ては、或は新に公債を起すべしの説あり、或は保有公債を賣却すべしの説あり又、日清戰役賠償金の餘剩あるべしとの説ありたれど、一も實際に副ひ、實行し得べき計畫として聞くに足るものありしを知らず。派遣軍隊の給養は、現在は勿論、將來に涉りて爲さざる



べからざる所のものたり。然るに之が財源を求むるの道に就き、他に之に代ふるべき方法の意圖なくして、纔かに求め得たる一方法を漫然否決し去るは、抑も何の心ぞや。

或は、歳計剰餘の用ゐるべきを指摘せるものありしも、これ出入現計を知らざるもの、言のみ、現に必要とする軍事費を支ふるに足るが如き巨額の剰餘を、如何にして何處より捻出すべしとするか。

又、或は借入金をして支辨すべしと論じたる者ありしも、然らば之が辨済の方法は如何。

若し夫れ此の増税に依つて得たる歳入は政府が軍事費以外に濫用するの虞あるものなりとの猜疑論に至りては、議院自から其の有する財政監督權を蔑如し、憲法の明示する議院の職權を忘却したるの論なるが故に、茲に絮説するを須ゐず。

要するに、實行的方法としては、今日の實狀に於て、軍事費支辨は増税に依るの外なきは、以上數へ來れる諸説に参照するも明白なる歸結なり。政府は毫も立法府と抗爭するの意あるものにあらず。蓋し憲政の運用は、國務諸機關各々其の分を守つて、互に調和するにあり。立法に就き、政府が發案權を以て之に參與するは、憲法の認むる所なり、されば、政府は此の發案權に據り、其の最善と信じたる提案を維持せんとするものにして、他の機關と抗爭せんとする

ものにあらず。百の彈効も甘んじて之を受くべし。唯だ國務遂行の爲め、本院が調和的態度に出でんことを欲するの念に至ては、予の終に抛棄し得る所にあらず。

然るに、此の懇請も何等の効を奏せずして、貴族院の情勢は依然強硬であつたので、政府は終に十日間の停會を奏請した。貴族院と政府と衝突して、議會の停會を見るに至つたのは、憲政實施以來始めての出來事であつた。抑も貴族院が税法に關し衆議院の決議を覆へさんとするは、立憲諸國を通じて未曾有の異例であつた。

議會の停會となるや、翌二十八日公は政友會代議士總會を開き、豫め停會中に起ることあるべき政機の変化に處する準備として、左の演説を試みた。

本日諸君の參同を請ひたるは、貴族院に對する予の今後の態度を明かにせんが爲めなり。予は貴族院税法委員會に於て、増税法案提出の已むなき所以を委曲説明したるが、委員の多數は之を容るゝ模様なかりしかば、再考を求めんと欲して、決議の延期を請ひたるに、之れ亦た容れられず、更に否決せられんとするに臨みて、他の代案ありやを問ひしに、一も實行し得べき成案を有せずして、否決し去るに至れり。尋いで、昨日の本會議となり、予は之に臨み、原案の維持に努めたるが、前日來の趨勢により大勢は略ぼ卜すべきものあり、若し本案にして成立せ



ざるに於ては、國家の進運に大阻碍を來すを以て、已むなく予は停會を奏請し、詔勅を拜するに至れり。

即ち停會は、貴族院の再考を促す趣旨に出でたるものなるが、現状を察するに、或は多少の行違あり、又誤解もあるが如し。而して其の主なるものは、計數に係るもの、如し。故に予は専ら此點に就き明確なる説明を與へ、以て案の通過を圖らんとす。現に一萬有餘の兵を海外に派遣しある以上、之が給與の途を講せずして可ならんや。

凡そ憲政の運用を全からしめんとせば、力めて上下兩院の調和を圖らざるべからず。憲法發布以來是に十有三年、議會を重ねること十五回、此間内閣の交代頻繁にして、平均一年強を持続するに過ぎず。而して此中八回は予の内閣首班たりし時に係り、三回は山縣大將の時に係れり。然るに不幸にして予の時は毎に難關に會し、山縣大將は幸運にして一回も議會を解散せしことなし。大將は非凡の妙手腕を有せらるゝが如し。從來の難關は専ら衆議院に存し、貴族院が今次の如き行動に出でしは實に今回を以て嚆矢とす。憲法實施以來政府と貴族院との間には幸にして憂ふべき抗争を見ざりしに、今日端なくも斯る衝突を見るに至りしは、啻に該案の爲に悲しむべきのみならず、憲政の爲めに惜まざるを得ざる所なりとす。

貴族院の態度既に斯の如しと雖も、誠心を披きて其の諒解を求めなば、未だ必ずしも成功の見込なしといふべからず。今や内外多事、殊に帝國は東亞問題に就き主動者たる位置に立ち、重きを聯合運動に置くを方針とするの秋に際し、今回の如き事を生ずるに至れるは、實に帝國の對外國是の進行中に於ける一蹉跌といはざるべからず。而して感情の乖離其の一原因たるが如きも、國家の大事に處しては區々たる感情の如きは斷じて之を排除せざるべからず。之を以て予は諸君と共に、今後専ら上下兩院の調和を圖り、圓滿の終局を求めんとす。其の方法に就ては暫らく予に一任せられんことを望む。不幸にして予の力足らず、大局把持の任を完ふする能はざるに至らば、更に諸君と共に圖る所あらん。政友會は下院に於ける多數黨なれば、苟くも輕忽の動止あるべからず。これ予が特に從來の経過を報じ併せて將來の期待に就き諸君に諮る所以なり。

此の演說の本旨は、停會期間中に、貴族院との間に何等か妥協點を發見し得べきを豫想し、此の妥協案に對する政友會の反抗を豫め防止せんとするにあつたのである。

然るに、貴族院の態度は飽くまで強硬にして、百方手段を盡して妥協を求めたる政府の努力も效を奏せず、早くも停會明けとなつたので政府は更に五日間の停會を奏請した。此の第二停會の



滿期に至つても尙ほ其の態度の緩和を見るに至らなかつた時、近衛貴族院議長は宮中に召され、田中宮内大臣列席の上、左の勅語を賜はつた。

朕中外の形勢に於て深く時局の至難なるを憂ふ、今に於て必要の軍費を支辨し、並に財政を鞏固にするの計畫を立つること、誠に國家の急務に屬す、朕曩に議會を開くに當り、示すに朕が意を以てし而して政府に命じて提出せしめたる増税法案は、既に衆議院の議決を経たり、朕は貴族院各員の忠誠なる、必ず朕が日夕の憂を頌つべきを信じ、速に廟謨を翼賛し、國家をして他日の憾を貽さざらしめんことを望む。

此の勅語には大臣の副署を缺いてゐた。當時人皆異例として畏こんだのであるが、此の勅語を拜して、貴族院は驟然として其の態度を改め、増税法案は一言一句の改竄をも加へずして原案の儘に通過した。政府は恐懼措く所を知らず、公は先づ次の如き進退伺を奉呈し、他の閣僚も一同待罪書を呈出した。

内閣總理大臣侯爵臣伊藤博文誠恐誠惶頓首々々謹みて奏す、臣時難に際し重責に膺り、夙夜戰兢以て涓埃を效さんことを願ふ、先に旨を奉じて國家必要の軍費を支辨し、並に財政の基礎を鞏固ならしめんが爲め、増税に關する諸法律案を編し、允裁を蒙り、帝國議會に提出す、而

して衆議院は之を可決したるも、貴族院に移さるゝに及び頗る其の通過を難ずるの形勢あり、爲に宸襟を勞し、竟に勅語を貴族院に下さるゝに至る、臣任調鼎に在りて鹽梅道を愆る、誠に恐懼の至りに堪へず、則ち謹みて進止を乞ふ、臣博文誠恐誠惶頓首頓首。

貴族院と政府並に衆議院との杆格に付き、當時停會の外、疏通を求むるの道なく、最後の解決は制度の上に其の規定なく、一般政情も亦斯る杆格を政治的に解決し得る程に熟して居なかつたので、元首の單獨の行動といふが如き、恐懼に堪へぬ方法に由つて、疏通の法が講ぜられたのである。此の制度上の缺陷並に政情の未發達に依り誘致されたる異常の出來事に怪訝の眼を張りたる世論は、政府の待罪書が、其儀に及ばずとて却下さるゝを見るや、果して猛然として起り、衆議院内の政友會以外の諸派は結束して、首相が君寵を恃んで專横の處置を爲したとの理由を以て、政府彈劾案を提出した。公は之に對し、

抑も今回の事件は貴族院と政府との關係にして、下院の容喙すべき限りに在らず、下院は憲法の解釋機關にあらざるが故に、下院が違憲なりと議決するも、政府を拘束するの力なし、閣臣は一に至尊の信認如何に因りて進退すべきのみ。又元老と貴族院との關係を云々する者あるも、是れ予の關する所にあらず、予は職務上日夕至尊に咫尺するも、元老の調停とは何



等の關係を有するものにあらず、且陛下は閣臣にのみ聽かせ給はざるが故に、閣臣は陛下の思召に従ふの外なく、閣臣の思ふ儘に行はれざることをあるを回想せざるべからず、されば、衆議院にして閣臣の進退を議せんとせば、寧ろ上奏の道を選ぶを本則とせずや。

との意見を宣明した。蓋し當時の實際と我憲法上の理論とを混和した意見であつた。此の意見の宣明せらるゝや、世論は更に勢を加へて、或は貴族院の改革を叫ぶ者あり、或は政府の専制を鳴らす者あり、喧騒を極めたが、議場に在ては、彈劾案は百二十八票に對する百五十五票を以て否決された。

斯くの如くにして、公の第四次内閣は、辛うじて第十五議會を通過したけれども、其成立したる明治三十四年度の豫算には實行難の素因ありて、事業繰延を以て之に應ずるの外なかつたので大藏大臣渡邊國武が此繰延計畫を立つるや、他の政友會出身大臣たる末松、金子、林、松田、原等は、生産に直接關係ある事業費を繰延ぶるの不當を鳴らし、閣内に一大混亂を起したが、公の折衷案によりて纔かに決裂を免れた。然るに明治三十五年度の豫算を計畫するに及んで、渡邊が更に一步を進めて事業中止の腹案を示したので、以前の反對閣僚は劇烈に之を非難し、閣外よりは政友會の一部が渡邊に對し宿怨を抱くの故を以て盛んに五大臣に聲援したので、渡邊對五大臣の

確執は益々深刻となり、三十四年四月十五、六兩日に涉る閣議に於て、五大臣は激論の後、袂を連ねて退席するに至り、組閣の當初以來重ね々政友會内の不統一を暴露するに及んで、公も漸く政治に倦み、五月二日單獨に田中宮内大臣を訪うて、豫め參内の手續を了し、歸つて閣僚に辭職の事を告げ、各大臣の辭表を取纏めて奉呈した。渡邊大藏大臣のみは一時辭表捧呈を肯んじなかつたが、勅諭を受けて終に辭表を奉呈した。五月十日公の依願免官となるや、西園寺樞密院議長臨時内閣總理大臣兼任を命ぜられ、渡邊以外の閣僚は暫らく留任して後繼内閣を待つこととなつて、公の内閣は茲に終りを告げ、子爵桂太郎が公の後ちを承けて首相となつた。公は免官と同時に、

朕正二位大勳位侯爵伊藤博文を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳優遇の意を昭かにす。との御沙汰を拜し、尋いで六月六日、願に依り法典調査會總裁を免せられた。

### 第三十七節 歐米漫遊

かくて、公は閑地に就くや、政局の大勢より察するも、又政友會内部の黨情より見るも、暫く身を寰外に遠くるの可なるを思ひしのみならず、更に日本の對外關係に顧みれば、北清事變によ



りて促進せられたる極東の情勢は、日本が國際間に一新境地を拓くの必要急なるものあるを思ひ、日露協商か日英同盟か、其の孰れかを以て、自國の位置を保障せざるべからずとし、此事業を達成するの目的を以て、海外漫遊を試むるに決し、九月十八日を以て遽かに其の途に上つた。先づ米國に到り、エール大學より名譽法學博士の學位を受け、それより露國に赴いて日露協商の能否を確め、事若し意の如くならざれば、轉じて日英同盟を結ばんとの意圖で、巴里に在つたとき桂内閣の日英同盟交渉は豫期以上に歩を進めたので、公の意見の一半たる日露協商は自然消滅の姿となり、明治三十五年一月三十日を以て、日英同盟の成立を見るに至つた。之より先き公は日露協商の困難なるを看取するや、露國より英國に渡り、當時の駐英大使林董を援けて日英同盟の促進に勉めたのである。英國政府は公の努力を徳としバス勳章を賜つた。

明治三十五年二月廿五日、公の歸朝するや、其の不在中に起つた政友會内の紛擾の善後處分に當らねばならなかつた。同黨總務委員會は、黨不統一の責を引いて即時公に辭表を提出した。公は總選舉を迎へざるべからざるやも知れぬ情勢の下に在つて、事を荒ら立て、彌が上にも黨の結束を破るの不得策なる所以を説いて彼等を慰撫し、三月七日參内して遊歴中の經過を奏聞し、直ちに大磯に歸臥して暫く世事と相絶つた。

三月二十日前記大不列顛國皇帝より贈與せられたバス勳章の外、露國皇帝より贈與せられた金剛石裝飾神聖アレキサンドル、ネブスキ勳章、獨逸國皇帝より贈與せられた金剛石裝飾赤鷲大綬章、伊太利國皇帝より贈與せられたアンノンアド勳章を受領し及佩用することを允許された。是れ皆な歐洲漫遊中各國元首より優遇された表彰である。

已にして第十七議會の會期漸く近づき、桂内閣が、地租増徴繼續に依つて第三期海軍擴張の經費を支辨する計畫の明白となり來るや、在野諸黨の間に反對論次第に熾んとなつたので、桂首相は公に會見を求めて、相議する所があつた。然るに、案は既に政府側に於て上奏裁可を経たものであつたので、公に於てとかくの意見を挟むべき筋合でなかつたから、公は深く立入らなかつた。議會の開期漸く迫るに及び、公は十二月二日の夜、加藤高明邸に於て、主人加藤並に西園寺公望を加へて、大隈重信と相會し、時事に就いて意見を闘はした。

政友會は、夙に桂内閣の政策に反對の氣勢を現はしてゐたが、議會開會の二日前、即ち十二月四日に開かれたる政友會大會及び同夜の懇親會に於て、公が其の所見を聲明するに及んで、同黨の態度は頓に強硬を加へた。大會に於ける公の演説の要旨は左の如くであつた。

海軍擴張は、現下の形勢に於て、適切の施設なれども、之が財源を地租増徴繼續に求むるは